

IPSHU研究報告シリーズ

研究報告 No.20

南太平洋の非核と自立のフィールドノート

アジア・太平洋マイクロステート研究会 編

March. 1991

広島大学平和科学研究中心

〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号

TEL (082) 241-1221 (内) 3829

南太平洋の非核と自立のフィールドノート

アジア・太平洋マイクロステート研究会 編

目 次

まえがき	1
I. 軍事化されるフィジー社会と非軍事化への展望	5
II. 軍事クーデター後のフィジー経済と自立化への展望	11
III. ニューカレドニアの非植民地化と自立化の試み	33
IV. ベラウにおける非核化の展望に関する一考察	49
V. ベラウ（パラオ）の生活経済を考える	65
VI. 南太平洋の核被害の実体	89
VII. プロブレマティーケとしての太平洋	109
VIII. 参考文献	117

執筆者一覧

佐藤 幸男（広島大学平和科学研究センター）

ビジャイ・ナイドゥ（Vijay Naidu, 南太平洋大学社会経済開発学部）

サテンドラ・プラサード（Satendra Prasad, 南太平洋大学社会経済開発学部）

勝俣 誠（明治学院大学国際学部）

佐藤 元彦（日本学術振興会特別研究員）

宮内 泰介（日本学術振興会特別研究員）

篆井 和夫（中国新聞社）

まえがき

本研究の課題は、南太平洋島嶼国が国際政治経済の荒波のなかで存在し続ける理由を探ることにある。とりわけ、これら島嶼国が超大国間の競争にさらされ、核被害をはじめとする多大な破壊を被っている一方で、超大国による軍事的戦略的覇権競争は、当該島嶼国にとっての主要な収入源ともなっていることに注目したい。このような当該地域への援助、交易条件、環境破壊、さらにはたくみな政治的・社会的な嚇しなどによって、旧来にも増す存亡の危機が訪れている。一方、かのような状況のなかでも、地域住民の自立化と非核化への努力は絶えることがない。

したがって本研究は、これら地域住民による自立化と非核化への努力に焦点をあてながらその将来的な展望を、かれらを取り巻く経済的・社会的諸環境とのかかわりのなかで考察しようとする目的としている。

とはいっても、本研究プロジェクト遂行中に期せずして訪れた冷戦の終焉は、本研究課題の重要さをますます実感させずにはおかないものとなった。それはヨーロッパだけでなく、アジア太平洋においてもおなじだからである。また、そのことは地域的レベルにとどまらず、文化や意識のレベルにおいてもいえよう。このような世界変容の波は、構造的であると同時に表徴的でもある。

なかでも、約半世紀のあいだわれわれの意識を支配してきた「冷戦」が終わりを告げたことの意味は計り知れないほど大きい。もはや「冷戦」がもつこわばったイメージから、世界を単純に「友」か「敵」かで色分けすることはできなくなつた。ここに新たな世界認識が求められるゆえんがある。

その発端は、もちろんゴルバチョフの新思考外交とそれにつづく東欧革命にあったといつても過言ではない。しかし、冷戦の終わりがただちに新たな世界秩序の創出と結びつかない以上、新しい世界観を創るために、まず強固に構築された冷戦的な思考様式を洗い直すことからはじめなければなるまい。手始めに、わたしたちはもっとも身近なアジア太平洋地域での「冷戦」の超克をめざす動きに着目することにした。

太平洋における冷戦は、アジアでの「熱戦」と深く結びついて展開した。東西対立という冷戦の主戦場は、ヨーロッパよりもむしろアジアにあり、そのため太平洋は大国の重要な戦略的拠点であった。核実験場としての太平洋は、それを端的にしめしている。しかも、〈海〉という特殊な状況下にあったために、海上や海中に配備された核の検証もおこなわれず、「海洋の自由」という名の「核の植民地化」をもたらしたのである。

くわえて、この地域にたいする大国の経済的関心も日増に高まっている。その典型は、太平洋の周辺部にある大国間経済協力構想にしめされ、1989年11月に開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）による「太平洋グローバリズム」である。これは、ECの統合、米加自由貿易協定など世界経済のブロック化に対抗するかたちで、オーストラリアを中心に日、米、アセアン（東南アジア諸国連合）、中国などの経済協力をめざすものである。

そのなかで、オーストラリアは、内紛で揺れる東チモール海域の海底油田をインドネシアと共同開発する一方、1990年7月から「第三世界」的な経済構造をもつニュージーランドとの経済統合策、いわゆるオーストラリア・ニュージーランド経済緊密化自由貿易協定（CER）を実施に移し、名実ともに太平洋国家へのスタートをきった。これはまさに、経済成長の途上にあるアセアンと先進国化をめざすオーストラリアとの経済連合、すなわちオセアン（アセアン+オーストラリア）化構想のはじまりといえる。他方、マレーシアのマハティール首相が唱えるEAEG（東アジア経済貿易圏）構想は、このオセアン化に対抗しようとするねらいをもった地域主義のひとつといえる。

ともあれ、アジア太平洋の経済協力をめぐる関係国の網引きは、世界経済のブロック化を底流にしている。この点で、太平洋は投資、貿易、援助、開発によって多国籍化した企業のまさしくレイク（湖）として存在するかのように映しだされる。

しかし、こうした経済的な相互依存の網の目から、「国家」の空洞化という新たな政治的事象が避け難くおこっている。そればかりか、少数民族や先住民族の自立といった、これまでには考えられなかった少数の人びとの生活世界が政治的経済的文化的社会的な単位として重要になってきている。太平洋のさまざまな多

島海の島嶼群からなる極小国家（マイクロ・ステート）の自立化の試みも、そうしたトレンドと軌を一にしている。

そこで注目されるのは、小規模ながらも自給経済をささえる人びとの生活圏や世界観に根ざした異議申し立て、つまりは、海と共生するために軍事基地もなく、核被害もない環境と経済的な非植民地化＝先住民自立の実現をめざす動向である。だが、大国の硬直した政策や大国による宗主国意識がそれを押し潰し、ひいては太平洋の不安定化と南北問題の全面化に拍車をかけている。

たとえば、斐ジーでは、1987年のクーデター以後、フランスが急接近し、多額の軍事援助を供与し、太平洋での核政策の正当性を得ようとしていること、90年に入ってからおこったパプア・ニューギニアでのブーゲンビル島の独立をめぐる内戦にオーストラリアが軍事援助をもって介入し、銅山の利権を維持すること、非核憲法をもつベラウ共和国に自由協定の締結を迫るアメリカ、その見返り援助に群がる日本企業など、枚挙にいとまがないほどである。くわえて、太平洋における日本の流し網漁への批判が高まるなか、巨額なODA援助によって、その非難をかわす日本の姿をも忘れてはならない。しかし、こうした極小国民衆の声や出来事にたいする日本の関心はきわめて低いのが実情である。

こうした極小国やその民族を無視してはアジア太平洋の新時代を謳歌しえるのは自明である。ましてや、これら人びとがもつ感性との共生なくしては、「平和で、自由な海」としての太平洋は創出しえないといえる。

ところで、本研究報告は〔財〕トヨタ財団による研究助成（1989年度「南太平洋島嶼国の自立化と非核化の展望に関する予備的研究：斐ジー、ニューカレドニア、ベラウ共和国の経済社会構造比較を中心にして」）報告書を加筆・修正し、さらに2名（宮内泰介、籾井和夫両氏）の論文を加えて新たに編集したものである。

この研究をすすめるにあたっては〔財〕トヨタ財団からの助成をうけ、また財団関係者のみなさまにお世話になった。そのほか、国内・国際研究会および現地調査において多くの方々のご協力があった。ここに記して御礼を申しあげる。なかでも、多忙のなか、わたしたちのささやかな研究会に快くご出席していただき、忌憚のないご意見を寄せて下さった前田哲男、梅林宏道、嘉数啓の諸先生に感謝

したい。また、会合の場所を毎回おしみなく提供してくださった宇都宮軍縮研究室のみなさま、とくに西ヶ久保喜美雄氏に御礼を申し上げたい。

くわえて、1990年8月25-28日広島大学法学部主催による国際シンポジウム「南太平洋諸国の今日的諸問題」（場所：広島国際平和会議場）に参加できたことは、わたしたちの研究の質を問ううえできわめて有益であった。この国際シンポジウムへの参加を勧めてくださった畠博行法学部長をはじめとして、シンポジウム実行委員会の諸先生方にあらためて御礼を申し上げる。

最後に、国内共同研究者（勝俣誠、佐藤元彦）と海外共同研究者（南太平洋大学社会経済開発学部のVijay Naidu, Satendra Prasad、西オーストラリア大学法学部のAlex Gardner）、ならびに本研究報告に特別に論文をお寄せいただいた宮内泰介、篠井和夫両氏にも感謝を申し上げたい。とくに、篠井氏は中国新聞社の1889年「世界のヒバクシャ」シリーズの記者として現地取材を経験され、また私たちの研究調査に貴重な助言を与えてくれた。

本報告書にみるべきものがあるとすれば、以上のかたがたのお陰である。

1991年1月

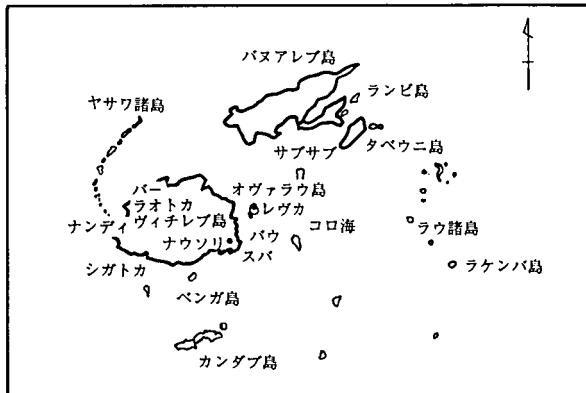
アジア・太平洋マイクロステート研究会

代表 佐藤 幸男

I 軍事化されるフィジー社会と非軍事化への展望

はじめに

フィジーは、1970年10月に96年間にわたる植民地支配から脱し、政治的に独立した。イギリスの植民地主義は、政治、経済及び社会・文化の各側面で、それまでのフィジー社会に深刻な変化をもたらした。政治的には、



イギリスは、首長が統治する前近代的国家など40以上におよぶ政治勢力をフィジーという一つの王国植民地に強制的に統合した。間接統治システムの下で、東部のポリネシア系首長には、ヒエラルキー的組織化が進んでいない西部のメラネシア系住民に対しての支配権が保証された。経済的には、おもにオーストラリアの資本によって、プランテーション農業、製糖、金採掘及び交易の諸活動が強化された。フィジー人の伝統的共有地の一部は取り上げられ、約10%が自由保有地になり、さらに8%が王の土地とされた。その結果、小作農業と賃金労働が、益々重要になった。社会・文化の面では、ヨーロッパ人の到来によって、混血の人口が増大した。プランテーションや公共事業へ65,550名のインド人労働者が投入された結果、人口構成にさらに大きな変化が生じた。ヨーロッパ勢力が侵入してきた19世紀末の時点では300,000人と推定された先住フィジー人の人口は、1911年には、87,000人にまで減少した。これにより使用言語の面でも変化が起り、社会生活において、フィジー語のほかに、英語及びフィジー・ヒンディー語も重要なとなった。

イギリスは、分断・支配の政策をとった。植民地的分業体制の下では、インド

人およびインド系フィジー人は、砂糖きび農園並びに製糖工場で働いた。そして契約が終了すると、彼らは、小作農や小売商、運転手、技術者になった。先住のフィジー人は、村落単位で自給穀物を耕したり、販売用のコプラを生産することが認められた。彼らは、また、金鉱山採掘に当たったり、造船所の労働者としても働いた。さらに、公務員や軍人として採用されたのも先住フィジー人であった。ヨーロッパ人は、政府部内でも民間部門においても、支配的な地位を占め、東部の首長と協力して植民地・フィジーの管理と指導に当たった。

植民地支配下の軍事化

植民地時代における軍事面での主な展開は、4つの時期、すなわち、1874～1900年、1914～18年、1938～1945年、1950～1960年に起こった。1874～1900年の時期には、イギリスは、ANC（武装民族警察隊）を核とした抑圧体制を敷き、植民地支配から逃れようとするバヌアレブ島及びヴィチレブ島の住民の武力闘争を抑え込んだ。やがて、第一次世界大戦が起こると、フィジー人は、植民地労働協力隊の一部として召集され、軍務に現地人を登用する体制の基礎がつくられた。続いて、第二次世界大戦の時期には、数多くの先住フィジー人が、軍人や労働者として採用された。インド系フィジー人は、白人による有色人種に対しての差別的待遇に反対した。彼らは、問題ありとして軍務からは除外されたからである。フィジー人兵士は、大戦中ソロモンで戦闘に当たったほか、イギリスと共にマラヤの共産主義勢力による反乱の鎮圧にも加わった。その後、軍部は対内的な役割を顕在化させてくるが、それは、1959年の労働者の決起および翌60年の砂糖きび生産農家の反乱に際して、警察に対して武力による支援を行うよう出動が要請されて以降のことである。

独立後の軍事化

1970年10月に植民地からの独立が達成されると、民衆は、選挙制度と政党政治を通じて民族の区分に沿って分断された。先住フィジー人の農民や労働者の支持を得て、フィジー人首長階層と白人ビジネス層の寡頭支配が確立され、また、彼らの利害を代表する同盟党が結成された。それに対抗したのが、インド系フィジー

人の識者によって指導され、インド系農民や労働者を支持基盤とした国民連邦党（NFP）であった。同盟党側は、NFPが自分たちはほぼ永久的に反対勢力に回り、政権を担当する可能性は極めて少ないと諦めていたところから、無期限に支配を続けることが出来るとの認識をもっていた。しかしながら、同盟党中央の権力機構が生み出す利益は、東部出身の伝統的大首長層に独占される傾向があり、必ずしも先住のフィジー人全般があざかるものではなかった。さらに、彼らがインド人資本家と結託してヴィチレブ島西部の先住フィジー人を搾取しているとの認識が広がるに及んで、同盟党の支持率は次第に低下し始めた。その一方で、特に1980年代に入ってからの経済的行き詰まりを背景に、人種間の対立とは別に階級的対立が表面化し始め、労働組合の勢力が強まった（1985年には、公務員労組のリーダーであったババンドラ博士（先住フィジー人）を中心にしてフィジー労働党（FLP）が結成）。このような経緯の中で、1987年の総選挙において同盟党が破れ、初めての政治的な危機が訪れた。同盟党を打倒するために共闘したNFPとFLPは、インド系フィジー人だけではなく、先住フィジー人からも大きな支持を得て、議会において52議席中28の議席を獲得したのである（同盟党が確保した議席数は24）。これにより、独立以来政権の座にあったマラ氏に代わってFLP党首のババンドラ氏が首相に任命されたが、新内閣は、インド系が主要ポストを占め、先住フィジー人は少数派に甘んずる形のものであった。そこで、フィジー人だけから構成されていた軍部からは、強烈な不満が示された。そして、このような不満を背景にクーデターが引き起こされる訳であるが、その経緯にふれる前に、独立後の軍部の成長について簡単にまとめておきたい。

マラ率いる同盟党政権は、1978年以来、平和維持活動に参加させるために兵力を中東に送り続けてきた。フィジーの兵士は、UNIFIL（国連レバノン暫定軍）の一部として任務に就いているほか、またアメリカ軍と共にシナイ半島にも駐留している。このような平和維持活動への参加を通じて、フィジー国軍（RFMF）は、よく統制された組織をもつようになり、また、（少なくとも）小型兵器については最新の技術を身につけるに至った。また、1978～1986年の期間に、兵員の数は、1,500名から2,000名に増大した。尚、フィジーには、もともと空軍はなく、また1970年代後半に創設された海軍は、規模が小さく装備も手薄であった。

ところが、1987年5月14日以降、このようにフィジー社会の中で地歩を確立しつつあった軍部がさらに大きく変貌した。その日の午前10時に、フィジー国軍のナンバー・3が12名の兵士を引き連れて議会に侵入し、民主的に選ばれたFLP/NFP連立政権を転覆したのである。ババンドラ首相や閣僚・議員が拘留され、フィジー史上初めて軍部の支援を受けた政府が誕生した。さらに、その後に国民の統一を基調とした政府を打ち立てようという交渉が煮詰まると、二度目の革命が引き起こされ（1987年9月25日）、一ヶ月後には、共和国になることが宣言された。

この期間に、先住フィジー人だけからなるフィジーの軍部は急激に成長した。1985/86年時点では、2千名強であった軍人人数は、1987年後半には、6,7千名へと膨れ上がった。また、空軍が創設され、海軍の拡充も行われた。1986年には、6,518,538ドルであった軍事支出は、1988年には35,263,168ドルに跳ね上がった。国の経済状態が下方に向かっている時期に、実に2年で600%もの増大が行われたのである。

フィジー軍は、さらにフランス、韓国、インドネシア、マレーシア、パキスタン、台湾などと新しい協力関係を打ち立てた。1987年のクーデター以来、オーストラリアとニュージーランドはフィジーに対する軍事援助をとりやめている。これに代わって兵器や制服その他の関連用具を供与したのが、韓国と台湾である。また、インドネシアとマレーシア、パキスタンは、フィジー軍将校に対して訓練に関する便宜をはかっている。フランスは、軍備のメンテナンスを行う工場を建設するに際して協力したほか、軍用のヘリコプター、トラックの供与を行った。

また、軍部は、ヴァヌアツの反政府勢力とも秘密の直接交渉をもってきた。フィジー軍が同国の政治的抗争に利用されるのではないかとの憶測もあるが、これまでのところは、何も起こっていない。

今日、首都スバの街で兵士がジョギングしている姿を目にするすることは珍しくなっている。また、フィジーの主要な島々で、軍用車にのった軍人が目だつ存在になってきている。いずれも、かつてのフィジー社会では見られなかった光景である。

ところで、二度のクーデターの間の期間には、中間層を基盤にした5月以前に

戻れという運動が起ったが、それに対して軍部は、その運動参加者を強制的に監禁し、肉的な暴行その他の拷問を加えた。FLP/NFP連立政権の指導者や支持者もまた同じ様な仕打ちを受けた。それ以来現在に至るまで、フィジーでは、軍部の支持を受けた政府による人権抑圧が続いている（参考までに、ILO南太平洋支局の調査によれば、1987年5月以降にフィジー国外に流出した人口は、少なくとも1万人に達すると推計されている）。

非軍事化への展望

フィジーで反核運動が高揚したのは、1970年代の初頭以降である。南太平洋大学の職員や学生、YMCA、YWCA、学生キリスト教運動、太平洋神学大学の職員や学生、フィジー教会協議会および労働組合によって1970年に設立されたATOM（モルロワ実験反対）委員会は、仏領ポリネシアにおけるフランスの核実験を停止させようと、強力な運動を展開してきた。ATOMは、押し寄せる核の脅威に反対するデモを組織したり、フィジーの一般民衆に核問題に関する知識を伝えるなどの活動を積極的に行つた。また、1974年にはフィジー政府に働きかけて、オーストラリアやニュージーランドと共にフランスを国際司法裁判所に提訴するよう説得することにも成功した。また、翌1975年には、ATOMの尽力によって、今日太平洋地域で重要な平和勢力となっている非核独立太平洋（NFIP）運動の第1回会議がスバで開催された。

1970年代の後半には、ATOMは、ヴァヌアツのヴィラを本拠地とするより広範な太平洋組織、PPAF（太平洋人民行動戦線）に吸収された。フィジー政府は、ATOMの立場を支持して、当初はフランスの核実験に反対してきたが、1983になるとその政策を逆転させ、核を搭載したり核燃料によって航行する船舶のフィジーの港への寄港を認めるようになった。そこで、かつてのATOMの参加者や役人、労働運動家、教会の活動家並びに南太平洋大学の職員や学生は、FANG（フィジー反核グループ）を結成して再びフィジーの非核化を求める運動を展開した。ATOMを前身とするFANGは、非核の目的のために、フィジー一般大衆の教育、様々な活動の調整という戦略を積極的に追求しており、それらの一環として、公開討論やビデオの上映会、軍艦の寄港に反対するデモを組

織している。

軍事クーデターにともなって、1987年にはFANGのメンバー、特に執行部が、家屋を襲われたり、あるいは、強制的に拘留されて肉体的な危害を加えられたりした。危害や長期的な抑留を恐れたFANGの事務局長と会計担当者は、ニュージーランドに避難している。彼らの出国・避難や文書の没収により、FANGは大きな打撃を被った。また、警察や軍からの監視は日増しに厳しくなっている。とはいえ、組織自体はいま尚存在し、フィジーの一般民衆を教育するという活動を続けている。また、ババンドラ未亡人を中心とした平和勢力再編の動きも出てきている。さらに、5月以前に戻れという運動が、12万を超える賛同署名を集めた事実も忘れてはならない。フィジー市民が軍による貴重な資源の浪費やフランス軍との機会主義的な連携にますます問題関心・疑問を抱くようになるに従って、平和を求める市民運動の輪はさらに大きくなるものと期待される。

参考文献

- Dakuvala, J. et.al., "A Perfectible Treaty for a Pacific Nuclear-Weapons Free Zone".
Mimeo, (June) 1985.
- Hamel-Green, M., "The Rarotonga South Pacific Nuclear-Free Zone Treaty" in Walker R & Sutherland, W (eds.), *The Pacific Peace, Security and the Nuclear Issue*. United Nations University and Zed Books, Tokyo and London, 1988.
- MacLellan, N., "Liberty, Equality, Fraternity? French Military Forces in the Pacific",
Mimeo, 1988.
- Naidu, V., "The Fiji Anti-Nuclear Movement: Problems and Prospects", in Walker, R & Sutherland, W. (eds.), *The Pacific: Peace, Security and the Nuclear Issue*, United Nations University and Zed Books, Tokyo & London, 1988.
- Prasad, S. (ed.), *Coup and Crisis: Fiji a Year Later*, Arena Publications, Victoria, Australia.
- Ratuva, S., "Militarization in Fiji". Paper presented to the UN University *Conference on Peace and Security in Oceania*, Auckland, 3-6 April, 1986.
- Siwatibau, S & William, D, *A Call to a New Exodus: An Anti-Nuclear Primer for Pacific People*, Lotu Pasifika Productions for Pacific Conference of Churches, Suva, 1982.
- Walker, R & Sutherland, W. (eds.), *The Pacific Peace, Security and the Nuclear Issue*. The United Nations University and Zed Books, Tokyo & London, 1988.

[ビシャイ・ナイドゥ（佐藤元彦）（訳）]

Ⅱ 軍事クーデター後のフィジー経済と自立化への展望

はじめに

陸地の面積が限られ、かつそれが広大な海域に散らばっているという構造的制約の下で、モノカルチャー、モノエクスポート、大幅かつ慢性的な入超、外国援助への顕著な依存が典型的な南太平洋島嶼世界¹⁾にあって、フィジーは、少なくともマクロ的には規模が大きく例外的に自立度の高い経済を有していると言える。例えば、人口一人当たりの国内総生産（GDP）は1988年には US\$1,540に達し、当該地域独立国の中ではリン鉱石の開発・輸出収入を背景に世界的にも高所得国に属するナウルに次いで第二位とはいえ、他の諸国に比較してかなり高い水準にある。また、同年の一人当たりの援助受取額は US\$ 58であり、PNG を含む南太平洋地域平均の約四分の一にとどまった。その一方で、第三世界諸国の中では珍しく、製造業部門の産出についての現地人比率が高い（製造業部門産出高の65%，同付加価値生産額の64%（85年）²⁾）点も看過できない。とはいえ、経済基盤がいまなお砂糖と観光の殆ど二産業だけに依存し、対外収支が慢性的に赤字傾向にあるという実態は、同国経済が決して明るい展望を内在させた構造を持つものではないということを端的に示している。換言すれば、あくまでも他の島嶼独立国と比較して対外的脆弱性が相対的に低く、比較的豊かな経済に恵まれていると言えるに過ぎないのである。

ところで、87年に起きた二度の軍事クーデターは、そうした限定された相対的な意味での経済的豊かさ、自立性が、さらに国内的要因によって根底からつき崩され得ることを示した。後述するように、フィジー経済の柱を支えてきたのはインド系フィジー人（Indo-Fijian）であり、彼らに十分な経済活動が認められてきたからこそ、そのような相対的豊かさ、自立性が持続してきた。しかしながら、クーデターによって顕在化させられた先住フィジー人（indigenous Fijian）とインド系住民の間の民族的対立を背景にして、それまでも間歇的には行われてきた経済のフィジー化（Fijianization）が外国勢力との結託を利用しながら本格的に進められるに及んで、そうした相対的豊かさ、自立性を今後も維持できるかどうか

かが微妙になってきている。

小稿の目的は、クーデター後のフィジー経済の変化を概観すると共に、経済フィジー化の動きが同国経済の自立化にとってどのような展望をもつものであるのかについて考察することにある。尚、経済規模の極小性、分断性、辺境性（主要な市場から著しい隔たりがあるということ）という陸地をベースにした他の開発途上諸国には見られない構造的条件を考慮に入れた場合、フィジー経済が本来的にどこまで自立し得るかについては疑問がない訳ではない。しかし、ここでは、一方的、非対称的な対外的依存性を減少させるという観点から自立の問題を考えることとする。

植民地化と経済の基本構造

フィジー経済の構造を著しく単純化するならば、土着フィジー人が土地を、移住インド系住民が労働力を、そして先進諸国が資本をそれぞれ供給するという機能分担を核にした第一次および第三次産業を中心の経済であると言ってよい。そして、その原型は、イギリスの植民地化過程で形成された。

大首長ザコンバウが勢力を伸張していたフィジーを1874年に併合したイギリスは、砂糖きび栽培・加工に植民地經營の基盤を置こうとし、そのために必要な労働力を同じく英植民地下にあったインドから年季契約労働者として導入した。当時フィジーでは人口が疫病などのために激減しており、また首長制度を通じた間接支配の一環としての先住民族保護施策もあって、労働力の現地調達には問題があったからである。はじめて投入された1879年からインド政府が国外移出を禁止する1916年までの間に、6万人強のインド人がフィジーに渡ったが、その約6割は契約終了後もフィジーに留まり、大半は、先住フィジー人から土地を借りて砂糖きび栽培者として独立するか、都市で商業・サービス業を中心とする職種に就くかした。一種の社会福祉的機能を内在させていた首長制度が温存されたために、先住フィジー人は「自給自足的豊かさ (subsistence affluence)」を背景にした伝統的権益に安住した経済生活を営んできたのに対して、自らの労働力だけを頼りに生活基盤を確立しなければならなかった移住インド人は、常に危機感を抱いて生存のための経済活動を展開した。移住インド人のそうした意識が如何に激しい

ものであったかは、インド本国で根強かったカースト制度がフィジーでは殆ど形骸化し、そうした差別の枠組みを超えて通婚や事業協力が行われたことにも示されている³⁾。いずれにせよ、フィジーの貨幣経済部門は、植民地化の過程で形成された既述の基本構造を与件として、インド系住民を中心に担われ発展させられてきたのである。

さて、経済的機能のこのような分担は、いずれの一方が欠落しても経済発展に支障をきたすという意味において相互補完性を基調とするものと言ってよい。ただし、いわば寄生地主的に土地の貸出に伴う借地料収入に依存して「生存維持的豊かさ」では充足し得ない需要を満たしてきた先住の住民と、自らの労働力だけを頼りに切迫感を抱いて所得稼得活動を行ってきたインド系住民の間では、経済力を身につけるためのノウハウの蓄積に必然的に差が出てこざるをえない。従って、相互補完的とはいうものの、土地以外の固定資産や流動資産の点で事実上の格差を拡大するメカニズムを内包した機能分担体制であった。実際、先住フィジー人の間では、外部世界で生産された財・サービスを借地料を元手に購入し消費するだけという経済生活パターンが一般的であったのに対して、インド系住民の中には、それらを自分で製造し、自家消費分以外を販売して収益を得るという企業家が出てくるようになった。

この点に関連して、土地所有権は先住フィジー人に存したとはいいうものの、それは個人ではなくマタンガリ（matagali）という一種の共同体組織に帰属するものであったということに言及しておきたい。つまり、仮に先住フィジー人の一個人が共同体の土地を利用して何らかの事業を行っても、それによる収益はマタンガリに入ってその構成員に分配されるのであり、従って、そこには個人的に蓄財をして経済力を身につけたいという動機を刺激するメカニズムが含まれてはいな訳である。先住フィジー人が「生存維持的豊かさ」に安住してきた（あるいは、そうせざるを得なかった）背景には、こうした伝統的組織による条件が強く作用してきたものと思われる。

機能上競合する点が殆どなかったために、両民族グループの間では直接的顕在的な敵対関係の成立は回避されてきた。しかし、以上のような分担体制の構造的性格の故に、「先住フィジー人の経済的劣位」というレトリックが民族的紐帯を

維持する上でそれなりの効果を發揮するほどに、両者の間では経済力の格差が目立つようになってきている。そして、80年にそれまでフィジーの大規模事業の殆どを管轄下におさめていたオーストラリア企業が拠点を他に移したのに伴い、それを代替する勢力としてインド系ビジネス・エリートが台頭するに至って⁴⁾、こうした傾向はより顕在的に現れるようになった。こうして、資本供給者の一角にインド系住民が進出し、冒頭に要約した三者構造がインド系住民優位の形に組み替えられつつある。その結果、両民族グループの特にエリート階層同士での顕的な対決が近年目立つようになってきている。

ところで、伝統的権益を基盤に独立以来続いた同盟党政権は、87年4月の総選挙で初めて敗退し、労働党（FLP）とインド系住民を主な支持母体とする国民連邦党（NFP）の連立政権に政権の座を譲った。新政権は、労働党の党首で先住フィジー人のババンドラを首相として発足したが、しかし、まもなくランブカ中佐を首謀者とする無血の軍事クーデターによって倒された（同年5月14日）。この政変の根に、伝統的機能分担体制に根ざした経済力伸張を背景とするインド系住民の政治的発言力の増大と、それに対する先住フィジー人側の懸念が少なからずあったことは否定できない。とはいえ、改めて次節でふれるように、背後の事実関係については民族的対立からだけでは説明できない部分が少なくなく、さらに、軍事クーデターという手段にまで訴えなければ、こうした懸念を取り除くことができなかっただろうかは必ずしも明確ではない。以上では、英領下に形成・強化された民族の別による機能分担がフィジー経済構造の最も特徴的な側面であることを強調した。しかし、「世界経済」との接触を繰り返す中で、それとは次元の異なる後述のような経済社会上の変化が進行してきたことも、この点に密接に関わることとして看過できない。以上にまとめた経済の基本構造がどのように変化しつつあるのかという視点をもつことによって、初めて政変の経済的社会的背景が明確化されるであろう。

軍事クーデターの経済的影響と軍事政権の対応

一般的に理解されているように、87年の一連の政変の背景に民族的対立だけがあったかどうかは、実のところそれほど明確ではない。アメリカの当該地域にお

ける戦略的利益との関連で CIA 関与説等を唱える向きがあり、それを傍証するような事実も幾つか報告されているからである⁵⁾。しかしながら、問題は、背後の事実関係はどのようなものであれ、それが結果的に民族的対立を顕在化させ、経済を支えてきたインド系住民の国外大量脱出という事態を招來したということにある。実際、ある推計によれば、最初のクーデター（87年5月）後にカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、インド等へ流出したインド系住民の数は少なくとも1万2千名に達したという⁶⁾。また、公式統計からは、88年中に国外に流出したインド系住民の数として、8,426名という数値が得られる。ただし、これはあくまでも出入国カードに基づいてはじき出された数値であり、現実にはこれに含まれない「不法の」流出者が少なからずいたと考えられる⁷⁾。

ところで、こうしたインド系住民の流出は、既述のような経済の基本構造の下では、そのまま富の漏出や優秀な企業家の「頭脳流出」を意味するといってよい。現実に、86年には8.8%であったGDP実質成長率は、87年に-7.8%，88年には-2.5%と大きく落ち込み、とりわけ製造業部門での生産の退潮が著しかった。クーデターが生起する以前の87年第1四半期の製造業部門生産指数は、前年同期と比較して20.5ポイントも上昇していたが、第2四半期、第3四半期、第4四半期の対前年同期の当該指数の変化率は、いずれも二桁以上のマイナスを記録した。さらに、観光客数の激減（87年中の観光客数は前年に比較して6万8千名減の19万にとどまり、80年代に入って最低の水準）によって、86年には砂糖業を上回って最大の外貨獲得源となっていた観光業が大きな打撃（87年第2四半期のホテル業界の総収益は、前年同期に比して25.5%のダウン）を受け、その煽りで、87年末時点の外貨準備高は前年末に比して800万Fドル減を記録した。英植民地下に導入され生産額面でも輸出額の点でもフィジー最大の業種の砂糖業もまた、インド系農民による砂糖きび刈入れのボイコット等により悪影響を被り、総生産量の面で28%，ヘクタール当たりの収量にして25%の減少が86年から87年にかけて見られた。

こうした経済の全般にわたる低迷にさらに諸外国の財政援助停止と軍事支出の急増⁸⁾が追い打ちをかけた結果、外貨準備高だけでなく国内資金や財政資金も急速に逼迫することとなった。そこで、政府側が実施したのは、国外脱出・移民等

に伴う貨幣持ち出し・海外送金の規制（87年6月）、米ドルに対してのフィジー・ドルの二度にわたる計33%の切下げ（同6月および10月）⁹⁾、公務員を中心とした給与の15%削減（同9月以降）もしくは就労時間の短縮による減給であった¹⁰⁾。

このような施策によって、軍事政権が財政、金融上の困難を一時的にでさえ凌ぐことができたかどうかについては、実際のところかなり疑わしい。それというのも、その後も教育等の支出削減や資本支出予算の下方修正などが試みられたにも拘らず、87年の財政赤字額は前年を20.8%も上回り、翌88年にはさらに赤字幅が拡大したからである。加えて看過できないのは、フィジー・ドル切下げに伴う輸入価格の上昇が、国内でインフレ傾向を助長し、民衆の生活水準の実質的低下を招いた点である。86年には1.8%であった消費者物価上昇率は、87年に5.7%，そして88年には11.9%にまで上昇したのである¹¹⁾。外国援助への依存度が他の南太平洋島嶼諸国に比してかなり低いとはいえ、もともと外国からの資金流入によって消費水準が高められていたことから、給与の削減・上昇抑制とインフレの両面から余儀なくされた消費水準の実質的低下は、数値に示される以上の不満を公務員を中心とした民衆の間に蓄積させることとなった。そして、このことは、後に改めて言及するように、既にクーデター以前から生起していた土着フィジー人内部での既得権益層に対する非既得権益層の反発を強め、民族的対立には帰することのできない経済構造上の困難を深化させる結果を招いたと言える。

以上で述べたフィジー・ドル切下げ等は一時的な応急措置として実施されたものだが、それとは別に、インド系住民の退避に関連した富漏出や生産減退を構造的に回復する目的で軍事政権が打ち出したのが、工業部門への外国投資の誘致と国内企業の保護撤廃を柱とする外向型の工業化戦略であった。その内容については後述の通りであるが、独立以来、工業化は農業や観光業に基盤をおいた国家発展戦略を補完するものとしての位置づけしか与えられてこず、しかも殆ど輸入代替だけにとどまった工業生産が細々と続けられてきた経緯を考慮に入れるならば、ここに至って工業化が国家の発展を先導する役割を担わされるようになったことは重要な転換として注視される¹²⁾。多言するまでもなく、その背景には、インド系住民の半永久的流出に伴う資本逃避や「頭脳流出」を埋め合わせて経済再建をはかるために、諸外国の協力を求めざるを得ないという事情があった。しかし

同時に看過できないのは、以下でも言及するように、それを先住フィジー人企業家の育成を骨子とする経済フィジー化という中長期的な展望の下に展開しようとしている点である。

さて、まず工業部門へ外国投資を誘致するために実施されたのは、自由貿易地域（TFZ: Tax Free Zone）の設置と免税工場（TFF: Tax Free Factory）認定制の導入（87年12月）¹³⁾、およびそれらに並行する形での外資誘致のためのミッション派遣であった。TFZ/TFF の枠組みの中では、13年間のタックス・ホリデー、資本や収益の送還の自由、原材料や部品等の輸入に際しての輸入税の免除・緩和、専門家の海外からの招請の自由、輸出に際しての SPARTECA（南太平洋地域貿易・経済協力協定）¹⁴⁾その他による特恵的措置の利用等が認められた。これに並行して、オーストラリア、日本他に企業招請のためのミッションが派遣されたが、その際に、韓国や香港、マレーシアを初めとするアジアの企業が重視された点は対外経済関係を多元化する方向でのこれまでに見られない動きとして注視される¹⁵⁾。TFZ/TFF 政策の下で、88年末までに46の外国企業もしくは合弁によるプロジェクトが実施に移されたと報告されているが、その大半は衣服業に関連するものであった¹⁶⁾。その結果、既に成長過程にあった衣服業が輸出産業としてさらにめざましい発展をとげ、86/87年には輸出総額の 2 % を占めるに過ぎなかつたものが、88/89年には同10%を占めるまでになった¹⁷⁾。

とはいっても、このようにして増大した輸出稼得のうちのどれだけがフィジー人の懐に入っているかは疑問である。TFZ/TFF の枠組みの下での生産に伴う資材等の輸入増大や専門技術者、エキスパトリエイトに対する高報酬、利潤の本国（本社）送還などにより、かなりの部分がフィジー人以外の手に渡っていると考えられる。この点を直接的に明らかにするだけの資料はないが、しかし、TFZ/TFF での低賃金、低労働分配率については度々報道されており¹⁸⁾、こうした見方を間接的に裏付けるものとなっている。また、フィジー・ドル切下げ等によって操作されてきた貿易収支が、こうした輸出増大にも拘らずかえって悪化している実情¹⁹⁾は、輸出のための生産が資材、原料等の輸入増大を誘発していることを示唆する点として注意したい。

一方、国内で企業が独占的利益を享受するのを阻止し、自由な交易と競争を促

進する目的で、輸入品目・数量に関する既存の統制・割当の見直しが検討されている（88年11月以降）。その背後に、インド系フィジー人ビジネス階層の弱体化と先住フィジー人による企業の育成をはかるという意図が隠されていることは否定できない。実際、例えば、様々な消費財の輸入によって久しく独占的な利益を享受してきたインド系のPunjaグループは、こうした動きの中で既に大きな打撃を被ったと報告されている²⁰⁾。

ところで、先住フィジー人ビジネス層の育成を目指した政策は、同盟党政権下でも70年代中葉以降盛んに議論されてきた。但し、それらは、必ずしもインド系フィジー人ビジネス層の弱体化を直接的に狙ったものとはいえず、また先住フィジー人エリート層がインド系ビジネス・エリート層と結託するケースも少なくなかった²¹⁾ことから、いずれもが実質的成果を収めるには至らなかった。これに對して、軍事政権は、これまで以上にそうした施策を強力に推し進めようとしたのであり、かつフィジー人ビジネス層の成長がインド系ビジネス層の没落と表裏一体の関係にあるという認識、意図を明確にもっていたのである。既述の措置もその一環として検討されているが、その他としては、ヴィティ商工会議所（VCC）の設立（87年秋）、先住フィジー人の財界進出を促進するための9項目にわたるプログラムの閣議決定（88年11月）といった動きが特に重要である。まず、VCCは、財界への先住フィジー人の実質的な関与を促進・奨励する目的で設立され、特に、先住フィジー人に対するフィジー開発銀行（FDB）の融資条件の緩和、融資額の増大に活動の主眼が置かれた。また、9項目プログラムの焦点は、フィジー問題庁の管理手腕を再建・強化して、同庁があらゆる経済部門で先住フィジー人の勢力を増大させるための政策と戦略を策定・実行できるような環境づくりを行うことに置かれた。そして、そのために同庁に無利子で2,000万Fドルを融資することも閣議決定され、それを利用した株購入が進められている。95年までには、先住フィジー人が占める持株比率が企業全体について15%になるよう、また2000年までにはそれが30%を超えるよう目標が設定されている。同プログラムの他の目標としては、英字日刊新聞社の中の少なくとも一社の経営を先住フィジー人が担当すること、VCCが活動目標として掲げたFDBから先住フィジー人への融資促進を支持すること等が挙げられている²²⁾。

外向型工業化政策の帰結と自立化への展望

それでは、以上のような内容・志向性をもった軍事政権の開発戦略が、どのような経済的・社会的影響をもたらし得るのかについて次に考察することとする。しかし、その前にこの問題を考える上で考慮に入れるべき民族的対立には解消し得ない経済社会上の変化に言及しておきたい。その変化とは、FLPとNFPの連合が勝利した総選挙で、同盟党ではなくこの連合側を支持した先住フィジー人が少なからずいた事実や、さらに遡って、85年7月に先住フィジー人を党首としたFLPが結成され、これが、同盟党に対抗してNFPと提携するに至った経緯等²³⁾に表徴されているような先住フィジー人を巻き込んでの階層の分化である。既に述べたように、インド系住民については、一部の商人を中心に同盟党と結託する者が少なからずいて、早い時期から既得権益層とそれ以外の層への分化が進んでいた。これに対して、先住フィジー人の側では、同盟党以外の政党に対する支持が皆無に等しかった点にも示されているように、階層分化に対する問題意識よりも先住フィジー人としての一体感の方が概して強かったと言える。しかしながら、独立以来続いた同盟党政権がインド系住民に対する先住フィジー人の緊張感を鼓吹し、その団結を強化するために用いてきた「先住フィジー人の経済的劣位」というレトリックが、もはや同盟党政治に正統性を付与するだけの力を失っている程に、いまや先住フィジー人同士の経済的格差も拡大している点に注意したいのである。

フィジーの経済社会構造を考える上で、確かに先住フィジー人とインド系住民の間の民族的対立は大きな部分を占めている。しかし、その一方で、先住フィジー人の間でも既得権益層とそれ以外の層への分化が進んできたことは無視できない。実際、独立以来続いた同盟党政権の下で権益を享受してきたのは、ヴァヌア・レヴ島、タヴェウニ島を中心とした東部の首長階層であり²⁴⁾、それ以外の地域の先住フィジー人は、首長階層出身者であっても従属的な地位に甘んじてきた。東部首長階層による権益独占や差別に反対する動きが、ヴィティ・レヴ島西部砂糖きび地帯の首長階層を中心としたWUF（西部連合戦線）の結成（81年）²⁵⁾等の形で表面化したことは、逆に同盟党政権がいかに東部首長階層を中心とした先住フィジー人エリート層の権益と不可分な関係にあったかを示していると言える。

しかしながら、こうした首長階層間での一種の確執以上に看過できないのは、第一に、独立後の都市中心の近代化に伴って、農村と都市の間で、また都市でのエリートと一般労働者の間で格差が拡大する傾向にあること²⁶⁾であり、そして第二に、こうした経緯の中で都市化が進行する²⁷⁾と共に、都市に滞留した低所得労働者を中心に労働組合を組織化・強化する動きが活発化し、それが民族の別を超えた次元で先住フィジー人にも及んでいることである。FLP 結成当時、フィジーの労働人口は約21万名であったが、その約39%はいわゆる賃金労働者で、しかもその半数以上は労働組合に組織化されていた（組合総数は46）。そして、その中でも最大規模（約7千名）を誇り強い発言力をもっていたのが先住フィジー人が優位にある公務員の労働組合、すなわちフィジー公務員協会（FPSA）であったという点は、WUF 結成とは別の意味で、先住フィジー人の間で既得権益層と非既得権益層の分化が進んでいたことを示している²⁸⁾。FLP 結成時には、同盟党政治に失望し、NFP 指導部内での対立²⁹⁾には幻滅を感じて、非既得権益層の声が反映されるような新しい政治を求める層が潜在的に相当の厚みをもって形成されていたのである。

ところで、同盟党政権は、こうした民族的対立には解消できない動きに早くから備えて、労働組合の連合である FTUC（フィジー労働組合会議）とフィジー雇用者顧問協会、そして政府の間での賃金や労働条件の交渉の場としての三者フォーラムを組織し（76年）、経済社会の全般的な発展に関して共通の理解を得ようとしてきた。しかしながら、84年11月に賃金凍結がこの三者フォーラムを経ずに政府から一方的に宣言されるに及んで、これまで政府の善意に期待して運動を進めてきた FTUC の側に大きな失望感が広まり、労働者の利益を代弁する政党の創設を求める声が強まり始めた。政府側が賃金凍結に踏み切ったのは、前年のサイクロンや干ばつによる被害から復興するために政府予算のかなりの部分を割かなければならず、財政の引締めが焦眉の課題として立ちはだかっていたからであるが、それを一方的に行ったことがこうした声を強める引金となったのである。民主社会主義を標榜する FLP は、このような雰囲気の中で民族グループの別を超えて結成されたのであり、民族的対立に拘束されない政党がフィジー史上初めてここに誕生した³⁰⁾。それは、民族的対立とは全く次元の異なる階層分化

を考慮せずに政治・経済・社会を運営するがもはや困難になっていることを象徴する出来事であったとさえ言うことができよう。実際、結成直後に、首都スバで行われた市議会議員選挙で圧勝を収めたり、北・中部（バ・タブア）選挙区インド人ナショナル議席補欠選挙で善戦したことは³¹⁾、民族的対立の観点だけからこの国の政治・経済・社会を分析することがもはや妥当ではなくなっていることを再確認させるものであった。

以上のような点に留意した場合に、インド系住民が支配的な糖業中心の伝統的経済から脱皮して外向型工業化を推進し、その過程で経済フィジー化を達成しようという戦略は、既に進行しつつある民族的対立には解消し得ない階層分化をかえって促進し、政権の存立基盤を狭めることにつながると考えられる。既述のように、外国企業との連携を通じた輸出志向の工業化過程で、輸出競争力を確保するために行われている低賃金の維持は、それに対する不満を先住フィジー人女性を中心とする（未熟練）労働者の間に蓄積させる結果を招いている。加えて、財政引締め、TFZ のインフラ整備に起因した保健、教育等の一般民衆を対象とする支出の削減やインフレが、先住フィジー人人民衆をも巻き込んでその生活水準を低下させたことにより、そうした不満が益々広範囲に広がる傾向が出てきている。このような経緯の中で、先住フィジー人の一般労働者が再び FLP の下に結集し、いまや軍事政権に対して反対の声をあげるほどまでに勢力を拡大しつつある。その一方で、軍事政権の基盤を強化するものと期待されていた経済フィジー化の諸施策も、一部の政権近傍の実力者の経済的権益を増大させるだけに終わっており、先住フィジー人の経済的地位を全般的に向上させるに至っていない。要約すれば、外向型の新戦略の帰結は、多国籍企業と少数の先住フィジー人指導者・官僚、およびそれを利用してインド系ビジネス・エリートに代わって財界に進出しようとしている新興の先住フィジー人ビジネス・エリート、同盟党と親交関係を結んでいたために軍事政権の経済政策によってそれほど大きな打撃を受けなくて済んだ一部のインド系ビジネス・エリートだけを利する可能性が大きく、民族間や各民族グループ内での経済的格差をかえって拡大するであろうということである。

以上のような状況の中で、政府は労働運動の取締り、抑圧にかつてなく力を入れるようになっている³²⁾。だが、そういった対応では、クーデター以前から生

じつつあって、新戦略によってさらに強められつつある東部以外の首長階層や急速に勢力を伸ばしつつある労働者階級を構成員とする非既得権益層の東部首長階層を中心とする既得権益層への反発を抑止することはできず、民族的対立に階層分化が重なりあって同国経済の構造的困難が増大するだけであろう。そして、そのような過程で、経済の自立性が内部から崩されていく可能性は決して小さくないと言える。

加えて、経済フィジー化を TFZ/TFF を中心にした外向型工業化戦略に安易に依存して進めようとした結果、外部から自立性を侵食する圧力がかなり高まっている。既述のような TFZ/TFF での低賃金は、労働者自身にとっての問題であるばかりか、政府にとっても所得税等の個人税収入が限られてくるという意味において、財政上問題となる。外資系企業に対する税免除、インフラ整備等のための歳出増によって構造化されつつある赤字財政にさらに打撃が加えられることになるのである。さらに、衣服産業だけが突出した成長を示し、他に目立って成長した業種がないという点に既に示されているように、外資誘致に一生懸命な余り工業化が外資系企業の側の事情に大きく作用される形で無計画に進行する可能性が少なくないと言える。輸入代替過程が成熟段階に入る遙か以前に飛び地的に輸出志向型産業を育成しようとしたところで、それは、土着化を伴わないかなり偏向した工業化をもたらすに過ぎず、対外的要因に影響されやすい経済構造が再編されることになろう。実際、めざましい成長を遂げつつある衣類輸出は、早くもアメリカやオーストラリアの保護主義による影響を受け始めている³³⁾。

結びにかえて

ADB や EIU 等の諸機関によるフィジー経済の今後の展望は、いずれも楽観的なものであり、87年政変後の悪影響からいまや急速に立ち直りつつあると分析されている³⁴⁾。確かに、マクロ的な観点に立つ限り、そのような展望を切り開くだけの要素はある。観光客数の再度増加、衣類を中心とする輸出の伸張、砂糖生産の回復等により、89年のGDP は対前年比で12%の増大を示し、また、インフレ率も 5 %台へと戻りつつある。しかしながら、そのような分析では、上述のような構造的な視点が欠落しており、フィジー経済が対外的にも対内的にもかつ

て以上に不安定で不明確な基盤の上に立っている実態が看過されている。

新戦略は緒についたばかりであり、ここでその帰結を断定的に論ずることは無論できない。しかしながら、上述のようなマイナスの影響が出始めていることは否定できないのであり、それらを考慮に入れて構造的な側面に留意した軌道修正を行わないのであれば、限定された意味においてであったとはいえ、これまで維持されてきた当該地域では例外的な豊かさと自立性がもはや回復できないほどまでに侵食される可能性が高い。2000年に向けてのフィジー経済の進路を検討する目的で89年6月に開催された国家経済サミットでも、既述のような新戦略の方向性が再確認されたが、むしろいま必要なのは、外向型工業化戦略がどこまで国民的な基盤をもち得るのかを再検討することだと言える。

註

- 1) 小稿では、特に断わらない限り、ADB（アジア開発銀行）やSPC（南太平洋委員会）などでの慣行とは異なって、「南太平洋島嶼世界」にPNG（パプア・ニューギニア）を含めずに考察する。その最大の理由は、同国が他の南太平洋島嶼諸国が比肩し得ない規模の陸地を有しており、陸地をベースにした域外の開発途上諸国との構造的異質性という観点がそれほど重要でないと考えられることによる。
- 2) Fiji Bureau of Statistics, *Census of Industries 1985*に基づく計算による。
- 3) 以上の記述については、Sutherland, William, "Fiji", in Colin Clarke & Tony Payne (eds.), *Politics, Security and Development in Small States* (Allen & Unwin, 1987) 他を参照した。
- 4) Bayliss-Smith, Tim et al., *Island, Islanders and the World: The Colonial and Post-Colonial Experience of Eastern Fiji* (Cambridge Univ. Press, 1988), p. 2.
- 5) こうした議論については、例えばHagen, Stephanie, "Race, Politics and the Coups in Fiji", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 19, No. 4 (1987) やAnthony, Jim, "Introduction", in Ranginui Walker & William Sutherland (eds.), *The Pacific: Peace, Security and Nuclear Issue* (United Nations University & Zed Books, 1988) を参照されたい。尚、インド系住民の政治分野への進出（87年4月の総選挙での勝利により、閣僚の半数にインド系住民が就任）に対する先住フィジー人側の懸念が軍事クーデターの背景にあったとは言われているものの、そうした懸念を客観的に裏付けるだけの資料は乏しい。例えば、憲法において先住フィジー人のみに土地所有権が認められ、既得権益がそれなりに保護してきたこと（しかも、この点の改正のためには上・下院

で少なくとも三分の二以上の賛成が必要とされ、議席数が先住フィジー人とインド系住民の間で均等に配分されていたクーデター以前の議会においては、このことは事実上不可能) や、インド系住民の近年の人口増加が先住フィジー人に比して緩やかであり、遅くとも2000年頃までにはインド系住民の人口比率面での優位性が崩れると考えられていたこと(下表を参照、尚、政変を契機にした国外流出により、88年には既に先住フィジー人の人口比率がインド系住民を上回った) 等を考慮に入れるならば、なぜこうした懸念が抱かれなくてはならないのかがそれほど明確でなくなる。ちなみに、憲法が久しくフィジー語に翻訳されなかったために、先住フィジー人の権利を最も尊重するとのその内容が先住フィジー人には十分に理解されておらず、そのことが必要以上に彼らの不安を増幅したとの説明もある (Sanday, Jim, "The Coups of 1987: A Personal Analysis", *Pacific Viewpoint*, Vol. 30, No. 2 (1989), pp. 120-121.)。

〈フィジーにおける民族グループ別人口構成〉

年	1966	1976	1986	1988	1989
先住フィジー人	202(42.3)	260(44.2)	330(46.2)	345(48.0)	352(48.4)
インド系住民	241(50.5)	293(49.8)	347(48.5)	340(47.2)	338(46.5)
その他	34(7.1)	35(6.0)	38(5.3)	34(4.7)	37(5.1)
計	477	588	715	719	727

注) 単位:千人、括弧内は総人口に占める比率(%)。

尚、政変によるインド系住民の国外流出がなかった場合でも、近い将来先住フィジー人の総人口に占める割合がインド系住民のそれを上回ることが確実視されていた。例えば、両民族グループの人口が、66~86年の期間のそれぞれの民族グループについての年平均人口増加率に等しい増加率で、86年以降年々増えると仮定すると、97年には先住フィジー人の人口比率がインド系住民の同比率を上回るととの計算結果が得られる。また、同じような計算を76~86年の期間についての年平均人口増加率を用いて行うと、96年に逆転するとの結果が出る。

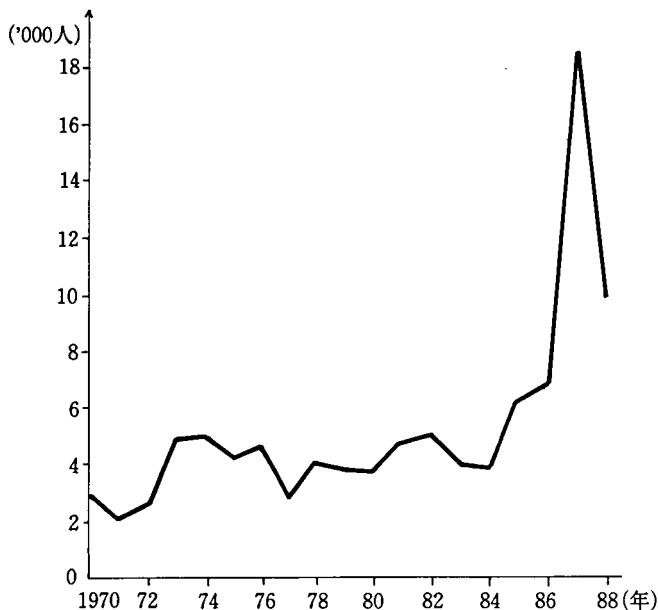
資料) Bureau of Statistics, *Current Economic Statistics* (各年版).

- 6) Naidu, Vijay, "Destruction of Democracy", in Satendra Prasad (ed.), *Coup and Crisis: Fiji-A Year Later* (Arena Publications, 1988), p. 11.

7) 参考までに、インド系住民に限らずフィジー国籍保有者の国外流出入を公式統計に基づいて計算してみると、87年5月から89年3月の期間に3万名弱の純流出があったことが判明する。尚、下図には87年中の純流出が他の時期と比較して顕著な点が示されており、その少なくない部分が政変を契機にしたインド系住民の流出によって占めら

れていると推測される。

〈フィジー国籍保有者の国外純流出〉



出所) Fiji Bureau of Statistics

- 8) 87年度軍事予算としては、当初1,670万Fドルが割り当てられていたが、実際に支出されたのは3,140万Fドルであった(*Parliamentary Paper*, 1989-No. 2)。確かに、クーデター後の公務員の給与削減に呼応する形で、軍人の給与も18~25%削減されたが、人員や装備が強化されたことにより大幅な出費増となった訳である。その辺りの事情については、Sanday, Jim, *The Military in Fiji* (Working Paper, No. 201) (Strategic and Defence Studies Centre/ ANU, 1989) が参考になる。
- 9) 6月29日に17.75%, 10月7日に15.25%の切下げがそれぞれ行われた。尚、87年中のフィジー・ドルの対米ドル為替相場の主な推移は、次の通りである。

3月: 1.09, 6月: 1.31, 9月: 1.27, 10月: 1.50, 11月: 1.51

それから、クーデターの経済的影響に関連して、貿易収支にさほど大きなマイナスの影響が出なかったことが知られているが、それは、現実にはフィジー・ドル切下げという操作を通じた輸入抑制・輸出促進を背景としていたことをここで指摘できる。

- 10) 例えば、フィジー電力では、電力消費の40%を占めるホテル業界が被った打撃の煽りを受けて総電力消費が半減したために、1,300名の職員が就労時間を短縮させられた。また、民間部門での賃金引き下げは公的部門以上に厳しく、半減された労働者も少なくなかったことが報告されている (Roberts, Melissa, "Economies of the Pacific", *Pacific Islands Monthly*, November, 1987)。
- 11)とりわけ、日用品の物価上昇には著しいものがある。その辺りの実態については、FTUC (フィジー労働組合会議) が行ったサンプル調査に詳しく示されている (Navuso, Kavekini, "Price Increases and Inflation in Fiji", in Satendra Prasad (ed.), op. cit. の表1 (pp. 52-54) を参照)。尚、その他の点を含め、以上であげたクーデターの経済的悪影響に関する数値は、次の文献に依っている。
- Asian Development Bank, *Asian Economic Outlook 1990*, pp. 171-176.
- Economic Intelligence Unit, *Pacific Islands Country Report*, 1990-Nos. 1-4.
- Fiji Bureau of Statistics, *Current Economic Statistics*, December 1989.
- 12) 確かに、内向型から外向型への工業化政策の転換を行おうという動きは、世界銀行を始めとする国際機関からのそうした方向でのアドバイスがあったこと等により、政変以前からも潜在的には生じていた。ただし、開発計画を策定する側 (先住フィジー人) がそれに対して余り積極的ではなかったのは、既存のインド系住民の圧倒的な経済的優位をそのままにしてそうした転換を行えば、それはかえってインド系住民の経済力を強化することになるとの懸念があったからだと考えられる。
- 13) 政府は、TFZ の整備ができるまでの間の措置として、産出の95%以上を輸出する企業を TFF として認定し、13年間のタックス・ホリデー他の特恵を与えることとした。
- 14) SPARTECA は、南太平洋島嶼諸国に対するオーストラリアとニュージーランドの貿易上の優遇措置を定めた協定で、80年に署名され、翌81年から実施されている。内容は、EC と ACP 諸国との間で結ばれているロメ協定には類似しているが、その詳細や特徴、問題点については、例えば Robertson, Max, "The South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement: A Critique", in Rodney V. Cole & Tom G. Parry (eds.), *Selected Issues in Pacific Island Development* (Pacific Policy Papers, No. 2) (National Centre for Development Studies/ANU, 1986) を参照。
- 15) 例えば、Voko Industry (鯖缶詰) は、韓国との合弁企業である。また、マレーシアの南太平洋紡織工業が TFZ にタオル製造工場を設立している。
- 16) ちなみに、89年末時点での認可件数は累計で201件 (88年中: 87件, 89年中: 114件) に達し、その中で操業を開始しているのは84件 (投資総額3,400万ドル) である。さらにそのうちの54件は衣類の生産に従事するものであり、その雇用者数6,840人は製造業部門全体の雇用者数の35%に相当する。

- 17) Asian Development Bank, op. cit., p. 174 (図2.18) を参照。尚、82~88年の期間におけるフィジーの衣類輸出の実績は以下の通りである。

〈フィジー衣類輸出の動向〉

年	衣類の輸出額
1982	\$F170,793
1983	516,675
1984	848,513
1985	1,058,809
1986	4,862,771
1987	7,670,489
1988	12,133,394

資料) Fiji Bureau of Statistics, *Overseas Trade* (各年版).

- 18) 例えば、89年1月に政府が行ったTFZの衣服企業での賃金水準に関するサンプル調査によれば、新入社員に支払われている賃金は、時給9~13Fセントに過ぎないという (Economic Intelligence Unit, *Pacific Islands Country Report*, 1990-No. 3, p. 39)。ちなみに、この水準は、製造業界の賃金に関する評議会が81年に定めた1.13Fドルという最低時給を大幅に下回るものである。
- 19) 87年の貿易収支は、-1,200万Fドル（1億Fドル以上の赤字が常態であったことを考えれば、赤字幅が異例に小さいと言える）であったが、88年には-5,400万Fドル、89年には-12,600万Fドルと急速に赤字幅を広げつつある。
- 20) Sutherland, William, "The New Political Economy of Fiji", *Pacific Viewpoint*, Vol. 30, No. 2 (1989), p. 135.
- 21) 同盟党政権の下で既得権益を享受していたエリート層とは、東部の首長階層、メソジスト派教会関係者、官僚から構成されており、これを一部のインド系グジャラート商人、イスラム教徒のインド系住民とヨーロッパ系中間層が支持してきた。また、この点に関連して、これまでの総選挙ではインド系住民の票の少なくとも14.5%（殆どがグジャラート商人またはイスラム教徒と考えられる）が同盟党の支持票であったことにも注意したい（註23）に掲げた表「総選挙における民族グループ別支持政党」を参照）。
- 22) Sutherland, William, op. cit., p. 137.
- 23) インド系住民の中には同盟党を支持する住民が少なからず存在したのに対して、先住フィジー人の中にはNFPを支持する層が殆どなかった。ところが、NFPが結成されて間もないFLPと連合を組んで臨んだ87年4月の選挙では、先住フィジー人票の9.6%がこの連合の支持票であった（下表参照）。これまでの経緯から考えて、その大半は

NFPではなくFLPを支持したものと推測されるが、このような現象には、先住フィジー人の中に、民族的対立が自らにとって最も差し迫った問題ではないと認識する人々が出てきていることが示されていると考えられる。尚、FLPがNFPと連合を組んだ背景については、註31)を参照。

〈総選挙における民族グループ別支持政党〉

年 月	1972	1977.4	1977.9	1982	1987
<先住フィジー人>					
投票数	76,462	82,651	94,038	121,366	120,701
各政党支持票率					
同盟党	83.1%	64.1	80.5	83.7	78.2
FLP・NFP連立	2.4	—	0.1	0.8	9.6
WUF	—	—	—	7.0	3.4
FNP	—	24.2	11.6	7.7	5.4
<インド系住民>					
投票総数	84,753	103,644	103,537	110,830	122,522
各政党支持票率					
同盟党	24.1	15.6	14.4	15.3	15.1
FLP・NFP連立	74.3	73.2	84.9	84.1	82.9

注) FNP:Fiji Nationalist Party. また、FLPは85年に結成されたため82年以前のFLP・NFP連立はNFPを意味する。

- 24) 独立以来17年間も首相を務め、軍事政権でも首相となったマラ (Ratu Sir Kamisese Mara), 83年から総督に就任し、後に87年9月の二度目のクーデターを契機に宣言された共和国の初代大統領となったガニラウ (Ratu Sir Penaia Ganilau), 軍事クーデターの首謀者ランブカ (Sitiveni Rabuka) の三氏は、いずれも東部地方の首長階層を基盤としている。
- 25) 参考までに、WUFの活動目標は次の四点にまとめられる (*The Fiji Times*, July 17, 1981)。①西部出身のフィジー人の団結を擁護、促進する、②土地所有者の利益を守り、彼らが自らの欲求に従ってその資源を開発する権利を擁護する、③西部出身フィジー人の生活改善をはかるため、フィジー人問題・農村開発省の改組を求める、④西部出身フィジー人の教育施設を改善し、彼らに、商業や工業に従事する企業で働く機会を与える。尚、WUF成立の背景については、小柏葉子「WUFと1982年フィジー総選挙」『ミクロネシア』第58号 (1985) が参考になる。
- 26) データ不足のため、こうした傾向を数量的に実証することは容易ではないが、まず、スバとその周辺に産業が集中した結果地域格差の問題が深刻化していることは、第7次政府五ヵ年開発計画 (DP7: 1975~80年) あたりから政府側でも深刻に受け止めら

れるようになっている。ちなみに、軍事クーデターによって既に死文と化した DP9 (1986~90年) でも、「開発による利益のより公平な分配を促進し、特に農村地域の社会状況を向上させること」が五大目標の一つとして掲げられていた。また、所得格差については、(最高位10%の人口の所得) / (最低位10%の人口の所得) が、76年には17.4であったものが、81年には18.7に拡大している (Bureau of Statistics)。尚、階層分化の全貌を知る一つの手がかりとして下表を参照されたい。他に都市貧困層についての参考文献としては、Bryant, Jenny, Squatting in Fiji, *Journal of Pacific Studies*, Vol. 10 (1984) や Gounis, Constantinos & Henry J. Rutz, "Urban Fijians and the Problem of Unemployment", in Solrun W. Bakker, et al., *Fijians in Town* (Institute of Pacific Studies/ USP, 1986) などがある。

〈就業上の地位／民族の別による経済活動人口構成（86年）〉

就業上の地位	先住フィジー人	インド系住民
自営業者	29.7%	39.9
従業員(被用者)	34.1	48.0
公的部門	(16.1)	(14.9)
民間部門	(18.0)	(33.1)
無報酬家族労働者	28.3	4.1
失業者	7.6	7.6
不明	0.3	0.4
計	100.0	100.0

- 27) 86年時点での都市人口比率は38.7%であり、過去10年間に1.5%上昇した。尚、インド系住民よりも先住フィジー人の方が都市化傾向にあることが注視される（下表を参照）。

〈都市／農村別人口分布〉

	[A] 1976	[B] 1986	[B]/[A]
〈都市人口〉			
先住フィジー人	79,314	107,780	1.36
インド系住民	115,632	144,533	1.25
その他	23,549	24,712	1.05
計	218,495	277,025	1.27
〈農村人口〉			
先住フィジー人	180,618	221,525	1.23
インド系住民	177,264	204,141	1.15
その他	11,691	12,654	1.08
計	396,573	438,350	1.19
総人口	588,068	715,375	1.22

資料) Census Office, *Bulletin*, No. 20.

- 28) フィジーにおける労働運動の展開については、以下の文献が参考になる。
- Howard, Michael C., "The Evolution of Industrial Relations in Fiji and the Reaction of Public Employees' Unions to the Current Economic Crisis", *South Pacific Forum*, Vol. 2, No. 2 (1985); Leckie, Jacqueline, "Confrontation with the State: Industrial Conflict and the Fiji Public Service Association during the 1970s and 1980s", *South Pacific Forum*, Vol. 4, No. 2 (1988); Naidu, Vijay, "Fiji: The State, Labour Aristocracy and the Fiji Labour Party", in Antony Hooper et al. (eds.), *Class and Culture in the South Pacific* (Centre for Pacific Studies/ University of Auckland & Institute of Pacific Studies/ USP, 1987); Prasad, Satendra, *Trade Unions in the Changing Socio-Economic Environment in Fiji* (SSED Working Paper, No. 13) (School of Social and Economic Development/ USP, 1989).
- 29) NFP の内部対立は、政策やイデオロギーをめぐるものではなく、常に個人的な利害、私的な感情に起因した争点の希薄な主導権争いであった (Lal, Brij V. (ed.), *Politics in Fiji* (Allen & Unwin, 1986), p. 140)。
- 30) 党首のババンドラ (Timoci Bavadra) による FLP 結成宣言（全文は、Lal, Brij V. (ed.), op. cit., pp. 148-155 に所収）の中から、既存の民族的利害と密接に絡み合った二大政党のいずれもがフィジーの直面する問題を解決できない理由についてふれた部分を抜粋すると次のようになる。
- ・「フィジーの住民にとって益々明らかになっているのは、自分たちの政治はフィジーの人々の利益にかなっているという同盟党が用いてきたレトリックと現実の間に著しい懸隔があるということである。」
 - ・「さらに、反対政党の NFP がいかなる現実的な代替案をもちあわせていないということを強調することは重要である。NFP は、しばしば彼らが代表すると主張する人々の犠牲の上に、一握りのビジネスマンや法律家の利害を代弁する政党であるため、その統治の下で多くのフィジー人の分け前が改善されるなどということはおよそあり得ない。」
- 尚、NFP も既述の賃金凍結措置には賛成した。
- 31) スパの選挙では、全20議席のうち 8 議席（得票率39%）を獲得し、同盟党の 7 議席を上回った。また、北・中部での補欠選挙では敗れはしたものの、得票率（36.4%）の点で NFP の23.3%を上回り、同盟党の37.5%に内迫した。尚、FLP が NFP と連立を組んだ理由の一つは、この補欠選挙に僅少差で勝てなかったことにあると言われている（同盟党に選挙で勝つための便宜上の連立）。
- 32) 基本的権利と自由に関する政府指令12によって、労働組合活動は非合法とされ（後に同指令の部分的削除によって労働組合運動を行う権利は回復）、また、公務委員会およ

- び公務サービスに関する修正政府指令10は、FPSA に対して組合としての活動を禁止した。尚、二度目のクーデター（87年9月）の後、FTUCとFPSAの事務所が軍によって閉鎖された。
- 33) アメリカ向けの衣類輸出は、88年から89年にかけて5倍以上の伸びを示した。そうした事情を背景にして、アメリカではフィジーからの衣類輸出を制限しようとする動きが出ている（Economic Intelligence Unit, *Pacific Islands Country Report*, 1990-No. 3, p. 39）。また、オーストラリアでも、織物服地・履物協議会を中心にして、フィジーからの衣類の輸入増がオーストラリアの衣類業界を脅かしているとの懸念が出てきている（Economic Intelligence Unit, *Pacific Islands Country Report*, 1990-No. 4, pp. 38-39）。
- 34) 詳細については、Asian Development Bank, op. cit., Economic Intelligence Unit, op. cit. を参照。また、オーストラリア国立大学内に設置されている（オーストラリア）国家開発研究センターの機関誌 *Pacific Economic Bulletin*, Vol. 5, No. 1 (1990) でも、「取り戻された楽園」と題してフィジー経済が楽観的な見通しをもっていると分析されている。

【参考文献】（註でふれたものを除く）

- Chandra, Rajesh, "The Political Crisis and the Manufacturing Sector in Fiji, *Pacific Viewpoint*, Vol. 30, No. 2 (1989).
- Cole, Rodney & Helen Hughes, *The Fiji Economy, May 1987* (Pacific Policy Papers, No. 4) (National Centre for Development Studies/ ANU, 1988).
- Cole, Rodney, "The Fiji Economy: From Go to Woe", *Pacific Viewpoint*, Vol. 30, No. 2 (1989).
- 江戸淳子「フィジー複合社会の経済・社会特性の一考察」『法学志林』第85巻第3号（1987年）。
- Howard, Michael C., "Fiji After the First Coup", *South Pacific Forum*, Vol. 4, No. 2 (1988).
- オセアニア研究所(編)『南太平洋諸国の社会構造と指導者分析』(オセアニア研究所, 1983年)
- オセアニア研究所(編)『フィジー経済の総合的研究』(オセアニア研究所, 1984年)。
- Lal, Brij V., *Power and Prejudice: The Making of the Fiji Crisis* (New Zealand Institute of International Affairs, 1988).
- Narsey, Waden, *The Performance of the Fiji Manufacturing Sector 1973-1985* (SSED Working Paper, No. 14) (School of Social and Economic Development/ USP, 1989).

小柏葉子「フィジー労働党（FLP）と1987年総選挙」『国際地域研究』第5巻第2号（1987年）。

Robertson, Robert T. et al., *Fiji: Shattered Coups* (Pluto Press, 1988).

高橋康昌「フィジーにおける政治・経済的現状」『外務省調査月報』第24巻第1号（1982年）

竹下秀邦「フィジーのクーデターと種族対立」「アジアトレンド」第40号（1987年）

van Fossen, Anthony B., "Two Military Coups in Fiji", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 19, No. 4 (1987).

[佐藤元彦／サテンドラ・プラサード]

Ⅲ ニューカレドニアの非植民地化と自立化の試み

I はじめに

南太平洋諸島の大多数が独立国となっているこんにち、ニューカレドニアは仏領ポリネシア、ワリスおよびフツナと並んで、フランスが海外領土（territoire d'outre-mer）と呼ぶ植民地であり続けている。

南太平洋におけるこのフランス植民地の存在は、この地域における域内協力を困難にしているだけでなく、ニューカレドニア内部においても先住民であるカナキ人とフランス系を中心とする植民地者とのあいだに深い溝を残し続けている。

第二次世界大戦終了直後の1947年の基本法では、フランスは徐々に植民地を独立させていくことを盛り込んでいたが、フランス政府はニューカレドニアを脱植民地化すべき地域リストから除外した。

しかしながら、南太平洋諸島における先住民の民族意識は高まり、1971年に新興独立島嶼国が発足させた南太平洋フォーラムでは、ムルロア環礁における核実験とともに、ニューカレドニアを植民地化しているフランスの太平洋政策がつねに非難の的となっていた。1979年のフォニハラ会議において、1975年に独立したニューカレドニアと同じエスニック区分に分類されるメラネシア人国家、パプア・ニューギニアは、はじめてニューカレドニア独立問題をフォーラムの場で取り上げた。

さらに1985年8月、クック諸島のラトロンガで開催された第16回南太平洋フォーラムでは、ニューカレドニアの独立プロセスについてつぎのような決議が採択された。

「フォーラムはニューカレドニアの自決および独立へむけての速やかな移行を改めて支持することを確認した。独立は原住民族の本来の権利と願望の承認であり、この複数民族社会のすべての住民の権利と利害を保障しなければならない。（中略）

フォーラムは、フランス政府がカナキ人および久しい以前から居住し、領土に利害を有する他の地域の住民の願望を適格に反映した結果がえられるよう、自決住民投票前に選挙改革を計画するよう要請した¹⁾」。

さらに、1986年12月には国連総会においてニューカレドニアを非植民地化すべき非自治地域のリストに登録する決議が、賛成89、反対24、棄権34によって採択され²⁾、ニューカレドニアの独立問題がフランスにとってもはや避けて通れない国際問題となつた。

本稿の目的は、このニューカレドニアの自立・独立のプロセスを1988年6月26日のマティニヨン合意を主として検討することによって、ニューカレドニアの自立・独立の性格と限界を南太平洋地域の共存と進歩のコンテキストのなかでいくばくか明らかにすることである。

この観点から、まずマティニヨン合意にいたる歴史的経緯およびその主要点が明らかにされ、つぎに独立プロセスにおける経済的自立の条件が検討される。最後に、ニューカレドニアの自立の意味が南太平洋地域の文化・政治・経済状況のなかで問われる。

II マティニヨン合意の歴史的経緯と主要点

II・1 非植民地化の歴史的経緯

1853年、フランスに併合されて以来、先住民カナキ人は、フランスの植民地支配にたいし、一世紀半にわたってさまざまな抵抗を試みてきた³⁾が、独立プロセスが具体化するのは、フランスの社会党政権が1981年に成立してからのことである。

1980年に先立つ戦後期は、独立どころかフランス本国政府は、ニューカレドニア領土の自治さえ減少させようとしたり、1970年代初頭の一次産品の国際市況高騰時にはニッケル・ブームに乗じて、非カナキ人の入植さえ奨励し、本格的な植民地支配を強行しようとしてきた。

1972年、ポンピデュー大統領時代のメスマル首相はつぎのように植民地政策を

正当化している⁴⁾。

「入植植民地であるニューカレドニアは、多人種の雑多性の運命を背負っているにもかかわらず、先進国が自国民を移民させることのできるおそらく世界唯一の非独立熱帯領土である。(中略) 長期的に、原住民による民族的要求は太平洋出身でない共同体が人口的に大多数をしめなければ避けられない事態となるだろう。」

さて、1981年以降はマティニョン合意にいたるまでの時期を大きく二期に分けてみることができる。

① 初期社会党政権期（1981年5月—1986年3月）

1981年、ミッテラン大統領による社会党政権が発足すると、従来の植民地政策からカナキ人の要求を部分的に適えた土地再配分策などが実施された。とりわけ重要な新方針は、1983年7月海外県、海外領土府長官ジョルジュ・ルモワーヌの打ち出したニューカレドニアの法的地位にかんするコミュニケのなかに現われている。同コミュニケは、フランス政府がはじめて自決・独立の原則を認めたという意味で重要である。その内容は、つぎの4点に要約できる⁵⁾。

- 1) 植民地的状況の廃止
- 2) 領土に先住していたカナキ人のフランス憲法枠内での独立への権利の正当性
- 3) カナキ人も認める他の諸民族集団にたいする自決権の拡大適用
- 4) 領土の新たな地位を策定することの必要性

しかし、1984年9月、カナキ人の独立運動は、自決住民投票を1989年までに実施し、かつ選挙資格者をカナキ人とニューカレドニアで生まれた者、あるいは同地で生まれた親をもつカナキ人のみに限定すべきと主張した。その結果、ルモワーヌ案は拒否された。同時期、独立諸派はカナク社会主義民族解放戦線（Front de Libération Nationale Kanak Socialiste, FLNKS）に連合し⁶⁾、同年11月18日の地方選挙を混乱のなかでボイコットした。

こうして、1984年12月にニューカレドニアの事態を開拓するために任命されたピザニ政府代表は、1960年前後、ド・ゴール大統領がフランス領アフリカ諸国に提示したフランスと密接に協力関係を保つことを条件とした独立案に似た「独立・連合 *indépendance-association*」を新たに示した。

しかし、独立連合案も独立派と反独立派双方の激しい拒否にあり、新たにニューカレドニア担当大臣に就任したピザニは、独立連合案を維持しつつも、つぎの4点を中心とする修正案を提示するにいたった⁷⁾。

- 1) 遅くとも1987年12月31日までに、フランスとの協力関係のもとでの独立に関するニューカレドニア関係住民による投票が実施される。
- 2) 従来の6地域別にかわって、全島を4地域に再区分し、首都周辺地域を除く、3地域で独立派が主導できるよう配慮した（第1図参照）。
- 3) 地域開発、地域文化の振興に関しては、地方自治体の権限を強化した一方、それ以外の事項にかんしては、フランス政府を代表する高等弁務官の権限が強化された。

② シラク政権期（1986年—1988年5月）

1986年3月16日のフランス総選挙の結果発足したシラク政権は、独立派には受け入れられたが、反独立派には拒否されたピザニ案の方向を逆転することを最大のねらいとした。その強引な反独立対策は、両者の対立を一層激化させることになった。

シラク政権はただちに、FLNKSの政治的文化的影響力を弱めることをねらいとした、住民投票までの移行期にかんする1986年7月17日法を制定した。これは反独立派の中心勢力であったラルール(Lafleur)の率いる共和国にとどまるカレドニア連合(Rassemblement pour la Calédonie dans la République, RPCR)の要求を大きく受け入れたものであった。

当然ながら、こうしたカナキ人の願望を正面から無視した、シラク政権の方針は、カレドニア社会に多くの緊張を生み、政府はかつてのアルジェリアの独立戦争時のように、治安部隊を強化した「平定」策をとるにいたった。

したがって、1987年9月13日に実施されたフランス共和国にニューカレドニア

は留まるべきかを問う住民投票も独立派のボイコットによって棄権率40.9%という異常な状況に終わった。独立反対票98.3%、賛成票1.7%という結果だったが、FLNKSの代表は、この選挙についてつぎのように述べている⁸⁾。

「住民投票の終わった夕刻以来、もはや（ニューカレドニアには一筆者註）ひとつの正統性しかない。それは白人の正統性である。カナキ人の正統性はもはやなくなったのだ。これはニューカレドニアにおいて蔓延している人種差別、侮蔑、アパルトヘイトがいかに深刻かをしめすものだ」。

1988年1月22日法で、ときの海外県・領土大臣のポンスの名を探った「ポンス案」は、こうした独立反対派の政治機構における圧倒的な勝利を背景にだされたもので、つぎの3点を特徴としている。

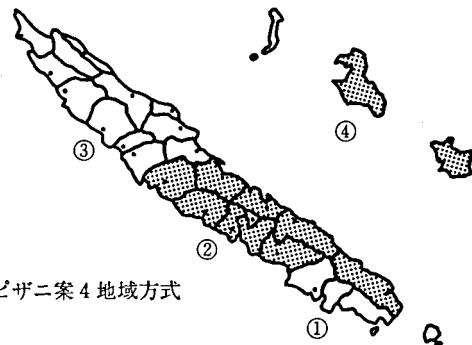
- 1) FLNKSの勢力を削ぎ、RPCRの力を強化するよう、従来の3地域区分を4地域に改定する（第1図）。
- 2) 新地方議会の力を増すよう、地域の自治の権限を拡大する。
- 3) 独立プロセスにかんする取り決めを黙殺する。

この挑発的な新政策にたいして、FLNKSは実力行使に追い込まれ、フランス大統領戦でミッテラン陣営とシラク保守陣営がしのぎを削っているさなか、1988年4月22日にはウヴェア島におけるFLNKSによる駐屯憲兵人質事件が起り、フランス軍の人質奪回作戦は多くの犠牲を生んだ⁹⁾。

II・2 マティニヨン合意

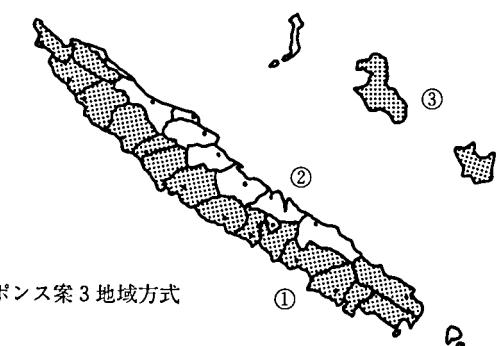
カナキ人の民族的感情に真っ向から挑戦したポンス案は、1988年5月8日、ミッテラン大統領が再選されたことによって実施されることもなく葬られた。それしかわって直ちに手掛けられたのがロカール社会党政権による、内乱とまで形容されたニューカレドニア問題収拾策であった。ロカール首相は、パリのマティニヨン官邸にFLNKS、RPCR、および独立派でありながらFLNKSとは連合しないカナキ社会主義解放運動(Libération Kanake Socialiste, LKS)の各代表と協議し、同年6月26日、マティニヨン合意と呼ばれる和解案が成立させた。

第1図 ピザニ案およびポンス案による地域区分



ピザニ案 4 地域方式

ポンス案 3 地域方式



(出所) Mathieu, Jean-Luc, *Nouvelle Calédonie. Que sais-je?* 1990. P. 108.

(註) 地名は第2図参照。

第2図 1988年の国民投票によって生まれた地域区分
(1989年7月14日より発効)



同合意は、共同宣言と2つの付属書からなり、その詳細は、この交渉がパリのウディノ街にある海外県・海外領土省で、8月20日まで実施されたために、和解案全体をマティニヨン・ウディノ合意と呼んでいる。

同合意では、まずニューカレドニアの関係各代表が、住民が将来を自由に選択できるよう和平を確立すること、さらに、向こう一年間にわたり、同島が国家の直接管理下におかれることが決められた。この合意では主として、つぎの点が取り決められた。

- 1) 地域区分は、1985年のビザニ案とも、1988年1月のポンス案とも異なる地域制となる（第2図参照）。
- 2) 領土の自治権が以前より限定され、フランス政府代表の高等弁務官の権限が強化された。
- 3) 1988年11月6日に、ニューカレドニアの自決を認めるか否かのフランス国民投票を実施し、向こう10年間の移行期にかんする制度的改革に国民的合意を求める。
- 4) 1998年の自決住民投票の選挙資格は、1988年の国民投票の時点以来、ニューカレドニアに在住する者とする。
- 5) カナキ人とフランス系住民とのあいだの経済・社会格差を縮小するための経済・社会開発に着手する。
- 6) ニューカレドニアの法的地位をめぐる紛争で法を犯した人びとを（重大犯を除き）特赦する。

1988年11月6日の国民投票は、棄権率63%という記録的な高率であったが、賛成が80%に達し、ニューカレドニアの自決へのプロセスは、一応フランス国民によって認められるかたちとなった。しかし、ニューカレドニアでは、棄権率は37%と低かったものの、フランス系住民の反独立意識を反映して、賛成は57%に留まった。

さて、マティニヨン合意は、国民投票によって賛否が問われるというかたちで收拾された。しかし、フランス社会党政権のシナリオ通りに一応進展したもの、独立反対派の極右グループ¹⁰⁾および独立派のなかに依然として不満を残している。社会党政権下での極右の反応は理解できるとしても、独立運動内部のマティ

ニヨン合意をめぐる亀裂は、自決・独立プロセスの安定度を危うくしている。マティニヨン合意に批判的な独立派の主張は、主としてつぎの2点に要約できる。その第1は、住民投票の時期にかんするものである。つまり、1998年という10年間の待機期間はあまりにも長すぎると主張する。こうした立場で中心的役割をはたしているカナキ解放統一戦線(Front uni de Libération Kanake, FLNK)は、「これは、カナキ人民が10年間投獄されることを意味する¹¹⁾」と、民族解放闘争をすべきことを主張している。

第2は、1998年の自決住民投票の選挙資格にかんするもので、確かに3年在住者に限定されていた1987年の住民投票の選挙資格からすれば、10年は独立派にとってやや有利になった筈である¹²⁾。しかし、独立派のなかには、ニューカレドニアに在住することによって享受できる税制、経済上の特典を廃し、フランス系の新旧移民の帰国を促し、1998年の選挙時の選挙人の構成を先住民たるカナキ人に有利にすべきだったという根強い主張がある。この立場の背後には、カナキ人以外に長きにわたり、ニューカレドニアに入植しているカルドッシュ(Caldoche)と呼ばれる先発フランス系移民を「歴史の犠牲者」として来るべき独立国に受け入れ、ニッケル・ブームや高いプレミアを期待して移民してきた、後発移民組を区別すべきという考えが存在している。「領土で生まれたか、領土に直系尊属をもつ非カナキ人」に自決投票を限定すべきという主張もここから由来している¹³⁾。

III ニューカレドニアの経済的社会的特質とマティニヨン合意

では、マティニヨン合意は経済社会両面においてカナキ人と非カナキ人を分断してきた二重構造をどう克服しようとしているのか。この問い合わせるべく、まずこの島の経済的社会的特質を概観し、つぎのマティニヨン合意の経済社会面の諸対策が検討される。

III・1 経済的社会的特質

あらゆる植民地は、宗主国への経済的従属と植民地社会内の社会格差を生じせ

第1表 国内総生産の部門別構成（1974—83年）

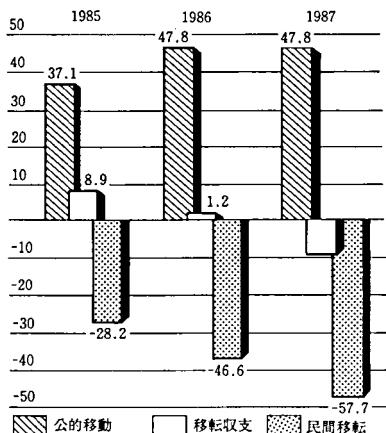
部 門	1974	1977	1979	1981	(%) 1983
農 業	3.05	3.28	2.89	1.48	1.89
食 品	1.38	1.32	0.83	1.04	1.55
エネルギー	2.59	2.16	2.23	2.42	2.03
鉱 物	12.63	11.19	5.05	9.88	4.65
治 金	14.89	12.86	10.88	6.63	4.63
機 械	2.92	3.13	2.97	1.32	1.56
雜 貨	2.13	2.09	2.22	1.82	2.05
建設・公共事業	13.37	10.69	10.17	5.64	4.63
輸 送	4.27	3.81	3.42	4.45	4.31
サ ー ビ ス	8.89	10.35	15.09	15.11	17.36
商 業	17.91	19.43	20.93	25.22	26.70
行 政	14.82	18.44	21.98	24.02	27.63
家事賃金	1.14	1.25	1.34	0.96	1.02
合 計	100	100	100	100	100

出所：領土統計局（ITSEE）

しめるが、ニューカレドニアもこの特質を免れていない。第1表は、ニッケル・ブームの1974年から83年までのニューカレドニアの国内総生産の部門別構成をしめしたものである。この表からただちにつぎの諸点が特質として観察できる。

- 1) まずは、ニューカレドニアの唯一といつていい産業であり、いまだ資本主義諸国の総生産量の約12%をしめる¹⁴⁾ニッケル鉱石の採掘、精練の国内総生産に占める比率が、1974年のブーム時の18%から、80年代に入って10%前後に減少していることである。鉱物資源輸出に頼った経済はそれを加工・利用する他の産業が十分に発達しないかぎり、飛び地経済を形成しやすいが、ニューカレドニアのニッケル産業はその典型といえる。
- 2) ニッケル関連部門の相対的凋落にたいして商業、サービス業、行政部門は一貫して拡大しつづけており、1974年の42%から1983年には72%にも急成長している。これらはいずれも非生産的部門であり、フランスの海外領土という植民地的地位に伴い、本国からの公務員の給与、補助金がこれらの受益者の輸入財購買力を形成するか、より収益の見込める海外へ投資する年金型経済構造をしめしている。

第3図 ニューカレドニアの資本移転（1985—87年）



(単位) 10億 CFP フラン. 1CFP フラン = 0.055 フラン

(出所) Mathieu, Jean-Luc, Ibid., p. 75. 1987年度 Institut d' Emission d' Outré Mer 会計報告から引用。

(註) ニューカレドニアにたいして本国はいかなる租税も課しておらず、他の海外県とは異なる。

第3図は、1985年から87年における島の対外資金の移転状況をしめしたものである。これによれば、膨大な本国からの公的資金流入が同じくらいの民間資金の流出によって相殺され、1987年には、約100億太平洋フランス共同体フラン (Communauté française du Pacifique, CFP, 1CFP フランは0.055 フランスフラン) にも達していることがわかる。

3) 農業のシェアはきわめて低く、1974年には3%を占めていたが、近年は2%以下に激減している。ニューカレドニアは気候に恵まれ、ヌメア以外のカナキ人の多くは、自給自足型経済を営んでおり、農業の停滞は、ヌメア地域に集中するヨーロッパ人の食糧がほとんど輸入品に頼っていることに示されている。食糧の全輸入に占めるシェアは、1986年において2割近くに達している。

このように、地域内に強力な生産活動を有しないまま、宗主国からの公的資金

第2表 ニューカレドニアのエスニシティ別人口

年 度	ヨーロッパ人		メラニシア人		その 他		合 計	
	人 口	%	人 口	%	人 口	%	人 口	%
1887(*)	18,800	30	42,500	68	1,200	2	62,500	100
1901	22,750	41.8	29,100	53.5	2,550	4.7	54,400	100
1906	20,900	39.2	28,500	53.5	3,900	7.3	53,300	100
1911	17,300	34.2	28,800	56.9	4,500	8.9	50,600	100
1921	14,200	29.9	27,100	57.1	6,200	13.0	47,500	100
1931	15,200	26.6	28,600	50	13,400	23.4	57,200	100
1936	15,400	29.0	28,800	54.1	9,000	16.9	53,200	100
1946	18,100	28.9	31,000	49.4	13,600	21.7	62,700	100
1951	20,400	31.1	34,000	51.9	11,100	17.0	65,500	100
1956	25,160	36.7	34,969	51.1	8,351	12.2	68,480	100
1962	33,355	38.6	41,190	47.6	11,974	13.8	86,519	100
1969	41,268	41.0	46,200	46.0	13,111	13.0	100,579	100
1974(**)	51,582	39.2	53,725	40.8	26,358	20.0	131,665	100
1976	50,757	38.1	55,598	41.7	26,878	20.2	133,233	100
1983	53,974	37.1	61,870	42.6	29,524	20.3	145,368	100

(*) 推定値

(**) 集計

出所：領土統計局 ITSEE (Institut territorial de la statistique et des études économiques).

と一次産品輸出に頼った経済構造は、必然的にニューカレドニア社会内格差を固定・再生産する結果を生んでいる。この格差の背景を理解するために、ニューカレドニア社会のふたつの特徴を指摘しておこう。第1は、フランス本国のニューカレドニア移民奨励策によって、いまや島においてはカナキ人の比率が逆転してしまっていることである。第2表は、1887年から1983年までの約1世紀にわたる人口の推移であるが、永らく保たれていたカナキ人の数における優位は、1950年代以降ヨーロッパ人および主として他の南太平洋諸島や東南アジアからの移民に席を譲っている。とくに、1969年から74年にかけてのニッケル・ブームは移民を加速した。1983年では総人口約14万5000人中、ヨーロッパ人37%，他の移民20%と、非カナキ人は57%と大多数を占めるにいたっている。

第2は、首都ヌメアおよび近郊に全人口の約50%が集中し（1983年国勢調査）、そこに占めるカナキ人の割合は20%以下であるという不均衡である。実際、ヌメ

アこそがニューカレドニアのヨーロッパ人を中心とした年金型経済の中心であり、電化、水道普及率も100%近くになっており、ニューカレドニア全体の医師数159人中124名、全薬局数49のうち41までが集中しているくらいである¹⁵⁾。

III・2 マティニヨン合意の改善策

同合意では、カナキ人と非カナキ人の間に形成されている大きな経済・社会格差を、1998年の自決投票までにできるだけ縮小するための数々の経済社会措置が盛られている。その主要なものはつぎの諸点である。

まず、同合意では、領土の予算配分を、ヨーロッパ人の集中する南部と他の地域の経済不均衡を是正すべく、財政投融資予算をヨーロッパ人の集中する南部に40%，残りの60%を北部およびロヨテ諸島にそれぞれ振り向ける。

つぎに国民投票によって認められた1988年11月6日法に基づき、1990年から92年にかけての3ヵ年開発計画が、フランス本国とニューカレドニアとの共同融資で発足し、つぎの7点を目標としている¹⁶⁾。

- 1) 教育全般の普及と文化の多様性を考慮したプログラムの実施
- 2) 社会関連設備を全島に拡充し、首都との格差を是正する
- 3) 医療、保健、公共住宅の改善
- 4) 農業、畜産、養漁、観光部門の発展を中心とした雇用の創出
- 5) 若年層の開発への参加促進
- 6) 地域の特殊性を考慮した土地政策に着手
- 7) 太平洋地域内の経済・文化交流の促進

これらの試みは、従来のヌメアを中心としたヨーロッパ移民のみに可能であったきわめて高い生活水準をカナキ人にも確保しようするねらいである。それによって社会を統合しようとするものであるが、その多くが宗主国からの資金、技術無くしては成立しえないことは明らかである。

N むすびにかえて：「名なきアパルトヘイト」の改革

南アフリカのアパルトヘイトの本質が、強力な経済、軍事力を背景として植民地の土地、地下資源、労働力の利用から得られる富を、入植者のみに還元できる制度を創り上げることにあるとしたら、ニューカレドニア社会のカナキ人とヨーロッパ人との間にみいだされる政治的経済的社会的な格差は、まぎれもなく、名なきアパルトヘイトの結果といえよう。

アパルトヘイトの廃絶がなによりもまず、政治的権利の主張からはじまるように、ニューカレドニアの非植民地化のプロセスが、1980年代に入って住民投票の条件（時期、選挙資格、選挙区画）がフランス側との主要な争点になったことは当然の帰結といえる。

こうしたプロセスにおいて、カナキ人はどのようなニューカレドニアの自立をめざすのだろうか。この点にかんして、マティニョン合意には曖昧さが残る。フランス本国からの膨大な資金投入による地域格差解消策は、ヌメア以外の地域におけるカナキ人を一層の貨幣経済に引き込み、「カナキ人をリベラルな個人主義の恩恵に浴するホモ・エコノミクス」に仕立てることをねらいとするのか、それとも1998年の投票までに経済的自立を築けるように、準備させることなのかいまだ不明確である¹⁷⁾。

前者の道は、フランスからの資金供与なくしては維持できない経済構造をつくることによって、フランスとの連合関係、あるいは欧州経済共同体との密接な関係のなかで独立を実現させることを意味する。後者の道は、ニューカレドニアの北部およびロヨテ諸島の文化的状況との断絶を少なくして、みずから開発のベースを選択できるようなかたちで、マティニョン合意による経済社会援助を利用するシナリオである。これは、対外的には南太平洋フォーラム内の共存シナリオともいえ、非核化と中立がその政策の中心となる。

今は亡き、FLNKSのリーダーJ・M・チバウは、来るべきカナキの将来像は国境内に留まるものでなく、中立・非核を原則とした南太平洋をめざす必要があるとつぎのように述べていた。「われわれの発展と地域の発展にとって、大国が大国のためになしているゲームをわれわれ自身が学ぶより、超大国と中立化条約

を交渉する方が重要である。さもないと、われわれは、単なる大国の玩具になってしまふ」¹⁸⁾。

いずれにせよ、マティニヨン合意は、まだ2年の経験しか積んでいない。したがって、今後の課題として、今回は言及できなかった土地問題、ヌメアと北部およびロヨテ諸島との生産様式の接合問題などにも注目して、同合意の性格と限界をより一層明らかにし、地域の自立がいかに南太平洋の非核化にとって不可欠な条件かをみていきたいと考えている。

註

本稿は、1990年8月26—27日に開催された国際シンポジウム「南太平洋の今日的諸問題」に提出したペーパーに加筆修正を加えたものである。

- 1) Christnacht, Alain, *La Nouvelle Caledonie. Notes et etudes documentaires*. La Documentation Francaise, 初版は1987年で、1990.1月に改定された版, p. 135.
- 2) 主たる賛成国は、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、日本などである。また、反対国は、フランス、西独、イタリア、オランダ、スペイン、棄権国は英国、米国であった。1987年12月の国連総会では、自決・独立賛成票は大多数を維持したものの、20票少ない69票となった。これは、フランスの援助供与による圧力が強力に及ぼされた結果と考えられる。ニジェール、モーリタニア、ジャマイカのような小国はこれによって賛成から反対にまわったと考えられる。
- 3) カナキ人の外国支配にたいする抵抗の歴史は、入植者にたいする先住民の蜂起というかたちをしばしばとり、すでに併合直後の1858年と1878年に生じている。この間の歴史をフランス人の側からまとめられたものとして、Mathieu, Jean-Luc, *Nouvelle Caledonie. Que sais-je?* 1990 がある。
- 4) *Les Temps Mondernes*, 1985. Mai. p. 1608.
- 5) 前掲書。Mathieu. p. 42. の要約に負っている。
- 6) その構成はつぎのとおりである。

Union calédonienne (UC),

Front uni de Libération Kanake (FULK),

Union Progressiste Mélanésienne (UPM),

Parti Socialiste Calédonien (PSC),

Parti de Libération Kanake (PALIKA)。

なお、Libération Kanake Socialiste (LSK) は、1984年11月18日の選挙をボイコットしなかった。

- 7) 前掲書, Mathieu. pp. 48-9. の要約に負っている。
- 8) 前掲書, Mathieu. p. 53 からの引用。
- 9) この事件におけるフランス軍の蛮行・拷問は、アルジェリア戦争におけるフランス軍の人権侵害事件と本国フランスの世論に喚起した。詳しくは、Plenel, E., Rollar, A. *Mourir à Ouvéa le tournant calédonien*, La Découverte-Le Monde. 1988 を参照。
- 10) フランス本国の極右党の支部である国民戦線 (Front National), およびカレドニア戦線 (Front Calédonien) である。
- 11) 前掲書, Mathieu. p. 115 からの引用。
- 12) 選挙資格の限定に関する憲法については、*Regards sur l'actualité No. 146.* 1988, Dec. p. 8 および前掲書, Mathieu. p. 44 の欄外を参照。
- 13) 前掲書, *Regards sur l'actualité No. 146.* 1988, 12月号. p. 8.
- 14) 「日本経済新聞」1990年7月2日夕刊。
- 15) *Les îles que l'on dit françaises*, Tjibaou, J. M., による前文, 1987年11月のリヨン会議発表論文記録集, Harmattan. 1988. p. 117. また、ヌメアでは住民500人当たり1名の医師にたいして、内陸や他の島々では2500人に1人と報告されている。
- 16) 前掲書, Mathieu. p. 111.
- 17) *Le Monde*. 1990. 6/27.
- 18) *Pacific Islands Monthly*. January. 1990.

[勝俣 誠]

IV ベラウにおける非核化の展望に関する一考察

はじめに

フィリピン・ミンダナオ島の東方約650キロの太平洋上に浮かぶベラウ諸島は、1980年に住民投票によって憲法を採択し、これを受け翌81年1月に16州からなるベラウ（パラオ共和国）として成立した。

周知の通り、自治権の全面的獲得を契機に採択されたベラウ憲法には、一切の核を拒否するという画期的な内容が盛り込まれている。すなわち、その第13条の第6節では、「戦争に使用することを目的とした核兵器、化学ガス兵器、もしくは生物兵器、また、原子力発電所およびそこから生ずる廃棄物といった有害物質は、この特別な問題についてはかられる住民投票において、投票数の四分の三以上の明白な承認がなければ、ベラウの領域内において、これを使用、実験、貯蔵、または処理してはならない。」と規定されているのである。この憲法が発布されると直ちに世界中が「世界初の非核憲法」と賞賛し、ベラウにおける非核化に向けての努力を積極的に評価した。しかし、そのような動きが、実際にどこまで非核化を目指す内発的意識に支えられたものであるのかについては必ずしも明確ではない。現実に、初代大統領と第二代大統領の相次ぐ変死、既に7度におよぶコンパクト（Compact of Free Association）の是非に関する住民投票などを通じて、ベラウにおける非核化の歩みが複雑化し、流動性を増していることは否めない。以下は、こうした非核化先進地域といった評価だけでは説明しきれないベラウにおける非核化をめぐる状況を理解するための一つのノートである¹⁾。

非核憲法誕生までの経緯

ベラウ諸島は、第二次世界大戦後久しくアメリカの信託統治下にあったが²⁾、56年に議会の設置が認められ、初めて自治権の一部が与えられた。さらに、65年には、ベラウからの代表も参加して二院制の（統一）ミクロネシア議会が米高等弁務官の監督下に発足した。そして、その中に「将来の政治的地位に関する委員会」を設置し（67年）³⁾、そこを窓口にして69年10月以降アメリカとの信託統治

終了をめぐる政治交渉が行われた。ペラウは、対米交渉及び域内の連邦国家づくりにおいて常にリーダーシップを発揮したが（当時のミクロネシア側の政体交渉の代表を務めていたのは、後にペラウの第二代大統領となったラザルス・サリー），78年7月に行われた連邦憲法採択のための住民投票を目前にして連邦への参加を断念し、マリアナ地区やマーシャル諸島と同様に分離独立を決定した。

ミクロネシア議会・将来の政治的地位に関する委員会とアメリカの間での交渉では、早くも70年5月に開催された第2回交渉において、両者間での立場の違いが鮮明になった。ミクロネシア側は自治権四原則を柱にするという意味での「自由連合」関係をアメリカと結ぶことを強く希望したのに対して、アメリカは、ペルトリコに見られるような、植民地としての扱いではあるが一定の自治権は与えるという「自治領」としての位置づけを主張したのである⁴⁾。アメリカがそのような意向を示した背景には、多言するまでもなく、信託統治政策の下に当該地域で享受してきた戦略的利益を放棄したくないという希望があったからである。

こうしたアメリカ側の考え方は、72年初め頃には外交・防衛はアメリカの管轄下に置き、ミクロネシアには内政の権限だけが認められるという内容のコンパクトとして具体化されたが、ミクロネシア側はこうしたアメリカ側の動きに強く反発し、同年9月の第6回交渉はついに物別れに終わった。以後73年11月まで交渉決裂の状態が続くが、このことによって、ミクロネシア側の一部にはこのままアメリカに対して強硬な姿勢を取り続けることに対する不安が募り始めた。当初からどちらかといえば他地区との連合よりも同じマリアナ諸島の米領グアムへの接近を望んでいたマリアナ地区が、この間（72年12月）にアメリカと個別交渉を開始したのも、その一つの表われであると言えよう⁵⁾。さらに、交渉再開と同時に公有地の返還についてアメリカ側が譲歩を示したり、74年7月の第8回交渉で外交・防衛権をアメリカの管轄下に置くことに対する見返りとしての無償の援助額が提起されるに及んで、域内の不協和音が目立つようになった。とりわけ、米世界軍事戦略の要と考えられてきた地区は、ミクロネシア議会の交渉に委ねるよりも、独自に交渉した方が援助額などの点でより大きな譲歩を引き出せるのではないかとの計算をするようになった。例えば、域内（クワジェリン）に米軍ミサイル基地を抱えているにも拘らず、その借地料がミクロネシア全体の財政に組み込

まれていたことにかねてから不満をもっていたマーシャルは、政体交渉とは別にマーシャル議会によって独自に進められているビキニ、エニウェトクなどの被爆補償交渉が成功すれば、域内基地関連収入と併せてマーシャル地区だけで独自の道を歩むことができると考え始めたのである⁶⁾。これに対して、ミクロネシアにおいて伝統的にリーダーシップを發揮し、米軍事計画の中でもマリアナやマーシャルと共に最も重要な位置づけをされたペラウでは、マリアナとマーシャルが分離の傾向を示している以上、将来のミクロネシアの発展はペラウを一大中心地として行われるに違いないとの見方が強まり、連邦参加に一層積極的な態度を示すようになった。当時、ミクロネシア議会では、憲法草案作りが開始されていたが、その作業においても、ペラウは先導者としての役割を果たしたと言ってよい⁷⁾。

ところが、こうした域内での分立、不協和音は、アメリカにとっては交渉を有利に進める上で好都合であった。アメリカ側の主張を反映させたコンパクトをマリアナやマーシャルと締結することができれば、他の地区との政体交渉もアメリカ優位に進めることができ見込まれていたのである。実際、76年1月にスーパー・パート計画と名付けられた総額二百億ドルの石油備蓄基地計画（アメリカ、日本、イランの合弁事業）が明らかにされた頃から、それまで連邦参加に積極的であったペラウの中にも、ミクロネシア統一国家に編入されてもそれほど大きな経済的メリットは期待できず、かえって他地区への所得移転等の形での負担が増大するのではないかとの見方が強まり始めた。こうした経緯の中で、首都設置問題に関して自らの意向が容れられなかつたのを契機に、ペラウも急速に連邦離脱の方向へと転換することとなった。ペラウ代表団は、これまでに政体交渉で果たしてきた自らの役割の大きさ等を考慮に入れた場合、ペラウ地区に首都が置かれるのは当然であろうと考えたのだが、他地区の大勢は、ミクロネシア全体の地理的条件を考慮してポナペ（現在のポンペイ）を最有力地としたのである。これに対して、ペラウ側は、首都をペラウ地区に建設しないのであれば連邦には参加しないと態度を硬化させ、首都構想の変更を迫った。しかし、それでもミクロネシア議会での大勢を崩すことはできなかったことから、ミクロネシア議会における5名のペラウ地区代表は、77年に同議会を脱退しペラウ議会に合流したのである。そして、そこで独自の政体交渉委員会が組織され、対米交渉が再開されることになった。

こうしてアメリカとの政体交渉委員会は、マーシャル、ペラウ、それ以外のミクロネシア地区の三つに分裂し（マリアナ地区は、既にこの前年に北マリアナ連邦として独自の道を歩んでいた），その結果アメリカ側のバーゲニング・パワーは以前にも増して強くなった。翌78年4月にミクロネシア側がアメリカと交わしたヒロ8原則⁸⁾では、コンパクトは信託統治終了に先立って実施され、その有効期間中はミクロネシアは独立国ではないことが明記され、ここに政体交渉の主導権はほぼ完全にアメリカ側の手中に握られるに至った。

その後、78年7月にミクロネシア連邦憲法草案の可否を問う住民投票が実施されたが、既に連邦からの離脱を決定していたために、ペラウ住民もノーの投票を行った。早くから連邦離脱を決めていたマーシャルでは独自の憲法草案作成が行われていたが、間際まで連邦参加を前提にしていたペラウは、ようやく78年11月に憲法制定委員会を組織し、草案づくりに取りかかった。その委員長には、長い間ペラウ地区の行政副長官を務め、後に初代大統領になったハルオ・レメリクが選出された。憲法の起草は、79年1月から4月にかけて、延べ百回以上に及ぶ公聴会を経て進められたと報告されている。

さて、独自にアメリカと交渉するに当たり、ペラウは二つの立場に分かれた。一つは、アメリカとの間で確認されたヒロ8原則に基づいて、なるべくアメリカの意向に沿った憲法を作成し、できるだけ多額の経済援助を引き出そうという立場であり、ミクロネシア議会の上院議員であったローマン・メトュール政体交渉委員長らがその先頭に立った。もう一つは、アメリカがペラウを戦略的に重視していることを逆に最大限利用して、自らにより有利な交渉を腰を据えて進めようという立場である。当初は、前者の立場の方が優勢であった。しかし、ペラウ最強の政治実力者と目され、アイライ地区を地盤とするローマン・メトュールの裏取引や金権体質が目に余るほどにひどくなるに及んで⁹⁾、次第に、同氏に任せておけば金でペラウをアメリカに売り飛ばすことにもなりかねないと懸念が広まった。憲法草案は79年4月には完成したが、その内容がミクロネシア連邦憲法以上に独立色が強く、アメリカの思惑に反したものであることが明らかになると¹⁰⁾、前者勢力はアメリカの支援を受けてそれを覆そうとした。だが、それは、かえって後者の動きを刺激する結果を招いた。そして、同年6月には、前者に対

抗する勢力が初めてペラウ憲法草案支持委員会という形で組織化された。のちに人民委員会となる同委員会の運動は、それまで政治に参加したことのない学校の教員グループが中心となって（中心的人物は、当時教育局長で後に初代副大統領になったルフォンソ・オイッテロン），民衆参加の新しい国づくりを考えようというものであった。

既述のように、度重なる公聴会を通じて住民と意見交換を繰り返しながら憲法草案作成が進められたこともあって、それを支持する層は次第に厚みを増した。これに対して、アメリカ側は軍事基地計画の見返りとして供与する経済援助額を増大する意向を再三にわたって示し¹¹⁾、親米派勢力の拡大を目指した。さらに、ペラウ議会内草案反対派も、草案の可否を問う住民投票を前に6月25日に議会で草案否決を強行採決し、何とか流れを反対派の方に変えようとした。しかし、結局独自性に固執する住民の動きを抑えることはできず、7月9日の住民投票では90%を超える支持を得て憲法草案は可決された。この余勢を駆って、さらに同年9月の総選挙でも、憲法支持派が圧勝し28議席中26議席を獲得した。

但し、これによって憲法草案をめぐるが争いが落着した訳ではなかった。反対派は、以上のような憲法支持派の優勢が続く中で、6月25日の議会での反対決議は有効だととの説を改めてもらひして、信託統治領高等裁判所にその判断を委ねた。争点は、議会の運営はあくまでもペラウ議会憲章に基づくのか、それともミクロネシア議会の運営規程に従わなければならないのかということであった。すなわち、憲法反対派は、ミクロネシア議会が閉鎖された78年9月の時点で、ペラウ議会（ミクロネシア議会が設置されていた時期には一地方議会）はこれに代わるものとして格上げされたのであり、従って、当該議決はミクロネシア議会当時の運営規程（半数以上の出席があれば可）に基づいて有効であると主張したのである。これに対して、支持派は、四分の三以上の出席がない議会の議決は無効であるとのペラウ議会憲章の規程に沿うべきだとして、60%の出席率しかなかった6月25日の議会の草案否決決議は無効だと応酬した。反対派によるこうした巻き返しは、裁判所が当該議決は有効との判決を下すに至って弾みがつけられることとなり、ここに、改めて反対派が大勢を占める修正憲法制定のための委員会が設置された。同意員会の下でまとめられた修正案では、「船舶の通過と寄港、航空機の通過と

「上空飛行の場合」は核禁止規程の例外とすることが定められ、かねてからのアメリカ側の主張を事実上受け入れた形になった。これに歓迎の意を示し、最初の憲法草案を修正憲法をめぐる住民投票での勝利をもって完全に葬り去ろうとした反対勢力ではあったが、10月23日に行われた住民投票では、30%の支持票しか得られず、この目論見は失敗した。

その後、翌80年3月になると、憲法支持派が大勢を占めるようになったペラウ議会において、最初の憲法草案を無修正のまま再度住民投票にかけることが決議された。これを受けて同年7月14日に実施された憲法に関する三度目の住民投票では、78%の支持が得られ、ここに非核憲法が正式に成立することとなった。

ところで、同憲法の特色は、何と言っても非核を貫いたというところにあるが、いま一つ看過できないのは、それが住民の意向に基づいて運用されることを定めた点である。周知の通り、ミクロネシア連邦憲法にも同種の非核規程があるが、その運用は住民ではなく政府の意志に委ねられている¹²⁾。実は、このような違いこそが、アメリカにとって大きな懸念の材料となったのである。後者の場合には、政府に圧力をかけて非核規程を事実上形骸化できる余地が残されているのに対し、前者の場合には、住民の（四分の三以上の）支持を取り付けることが全く不可能ではないにせよ、至難と業と考えられたからである。

非核化・自立化をめぐる今日的状況

住民の圧倒的支持を得て成立した憲法ではあったが、しかし他面で、アメリカとの関係悪化は決して望ましいことではないという意識が、憲法支持派住民の間にも少なからずあったというのも事実であった。さらに、アメリカ側が基本的要請は変えないながらも、見返り援助の増額や外交権の部分的容認などの形でコンパクトに盛り込む内容に関して譲歩を示し続けたため、自治政府側の態度も少しづつ軟化し始めた。そして、82年8月には、憲法の草案づくりに携わったハルオ・レメリク初代大統領自身の手で、①飛行場と港を含むペラウ共和国の約三分の一の土地を今後50年間にわたって米軍が使用できるものとする、②その見返りとして同期間に総額10億ドルの財政援助（年額にして2千万ドル）をアメリカが供与する、といった内容をもつコンパクトがついに正式に署名される運びとなった。

ただし、憲法成立後の署名であったために、この協定を発効させて上記のような権利をアメリカが獲得するためには、憲法に基づいた住民投票を行って、投票した住民の四分の三以上の支持を得ることが必要とされた。83年2月に行われた一回目の住民投票では、コンパクトへの賛成票が62%を占めた。しかし、四分の三には達しなかったため、発効には至らなかった。

その後、コンパクトの可否または憲法修正の是非に関する住民投票が90年2月までに延べ7回にわたって行われてきたが、いずれも憲法に規定された条件を充足することなく、今日に至っている¹³⁾。このことは、一面では、ペラウ住民の非核意識の強靭さを物語っていると言えよう。しかしながら、最低の投票率に終わった7度目の住民投票を除外すれば、いずれもコンパクト賛成票が60%を上回っていたという点は無視できない。憲法とコンパクトの双方に賛成した住民が少なからずいるということは、ペラウにおける非核化の歩みのアンビバレンツな側面を示している。そして、このことは初代大統領ならびに第二代大統領のいずれもが謎の多い死を遂げたという出来事にも表徴されているように思われる¹⁴⁾。

ところで、憲法改正・コンパクト推進派は、87年6月の5度目の住民投票以降は、運動方針を憲法そのものの改正から改正要件の変更へと転換した。既に、その前年2月に行われた3度目の住民投票で、賛成票が72%とコンパクト成立にあと少しのところまで漕ぎつけたのを受けて、アメリカ議会は条件付きで当該コンパクトを承認していた(86年11月)。こうした動きに押される形で、ペラウ側では、当該問題に何とか早く決着をつけなければならぬとの焦りがかつてなく募っていたが、続く2度の住民投票では、3度目の投票結果を上回るだけのコンパクト支持率を獲得できなかった。そこで、考え出されたのが、住民投票の四分の三ではなく過半数の支持があれば非核条項の効力を停止できる、という内容の改正要件の改正を行うということであった。憲法の修正は、住民投票での単純過半数の賛成と12州以上の承認が得られれば可能であり、これまでの経緯から考えて、こうした戦略は成功するであろうと考えられたのである。実際、87年8月に実施されたこの件についての住民投票では、改正要件の改正に賛成する票が7割以上を占め、改正要件が修正されるに至った。これを受けて同月に実施されたコンパクトの可否を問う6度目の住民投票では、賛成票が過半数を大きく上回り、ここに

コンパクトがペラウで「正式」に承認されることとなったのである。

ところが、憲法では、第14条において憲法修正案に関する住民投票は、提案がなされた直後の総選挙時に行われなくてはならないことが規定されており、従って8月に実施された改正要件の改正に関する住民投票は違憲・無効であるとの異議が、コンパクト反対派から出された。以後、この件をめぐって、再びペラウ内は二分され、脅迫やハラスメントが飛び交うことになった。89年4月に最高裁から違憲判決が出されたことで、この件はとりあえず落着したが、しかし、ペラウにおける非核化の足どりは、決して着実なものとは言い難い。

ところで、こうした経緯の中で、アメリカ側も、軍事使用の見返りに供与する援助内容をさらに拡充するなどの対応策を次々に打ち出して、コンパクト推進の動きに弾みをつけようと試みてきた。そうした動きは、とりわけ、イギリスのIPSECO社との発電所建設に関する3,500万ドルの契約（83年5月）をめぐって汚職事件¹⁵⁾が起こり、ペラウ政府が巨額の負債を抱えて以降活発化した。

この事件は、もともとペラウからアメリカが急遽三基の軍用ディーゼル発電機を引きあげると発表したことに関連している。三基の発電機は、第二次世界大戦終結以来ペラウに電力を供給するために使用してきたものだが、アメリカ側の引きあげ通告によって、ペラウ側にそれらを埋め合わせるための発電所が必要となった。そこで、IPSECO社との間に締結されたのが16メガワット級の火力発電所建設契約であった。この契約は、少なくとも次の二つの点で実に奇妙なものであったと言える。第一は、当時のペラウ全体での電力消費量が4メガワットであったことを考えると、なぜその四倍の規模の発電所を多額の負債をしてまで建設しなければならなかったのかという点である。第二に、現実にそうした規模の発電所を建設しようとした場合、通常ではその費用は3,500万ドルもかからないとされている（その半分もあれば十分という説もある）にも拘らず、なぜそれほどまでに多額の契約を結ばなければならなかったのかが疑問である。アメリカが急遽発電機引きあげを発表した理由が不明であるという点を加味して、これらの疑問点を改めて考えてみると、この事件がアメリカによって巧みに仕組まれたのではないかという推測もあながち的外れではないことが指摘され得る。すなわち、経済的にペラウ側を追い込むことによってアメリカからの援助パッケージが

必要となるような環境をつくり、それを背景にして憲法修正・コンパクト発効を迫ろうという訳である。実際、ベラウ政府は、利子を含めて4,600万ドルにも及ぶ負債（乳児を含め、人口一人当たり3,000ドルに相当）を抱えて、85年4月に債務不履行を宣言し、さらに、87年7月初めには、巨額債務による財政困難を理由に1,300名の政府雇用者のうち900名を一時解雇しなければならないと発表するに至ったが、こうした経済的混迷の深まりと軌を一にする形で、アメリカからは援助を増額してもよいとの意向が引き続き示されたのである。

この事件を十分に利用してコンパクトを推進しようというアメリカ側の意図は、憲法の改正要件修正に関する住民投票の違憲判決が出された直後の89年5月に両者間で署名されたグアム合意に、明確に反映されていると言ってよい。同合意で明らかにされたコンパクト修正案の骨子の一つは、その時既に5,000万ドルにまで膨れ上がっていた債務の肩代り清算をアメリカが行うことを含意したエネルギー基金等の融通であった（全体では、86年コンパクト案よりも930万ドルの援助増額）。

その後90年2月に7度目の住民投票が行われたが、過去最低の賛成票率で改めてコンパクトが否決された。必ずしも一貫性のないアンビバレントな非核化の動きが今後どのような展開を見せるかは、容易には予想し難い。何故ならば、それは、以上にまとめた非核憲法をめぐるこれまでの経緯からも容易に知られるように、純粹に政治的な問題であるというよりは、経済自立問題と密接に絡み合った政治経済学的な観点からの分析を必要とする問題であると考えられ、現時点では、そうした方向での研究・調査を筆者が十分に行っていないからである。また、以下でも改めてふれるように、政治的な側面だけに限ってみても、そこには伝統的な首長制度が色濃く影を落としており、欧米的近代的政治学概念では分析しきれない要素が複雑に混在している。ちなみに、ベラウでは、一般に大統領に誰がなるかによって非核化の動きが大きな影響を受けると考えられており、現副大統領のクニウォ・ナカムラが大統領になった場合には、非核憲法は曲がりなりにも維持されようが、仮にもメトュール派が政権の座につくような事態が起こったならば、コンパクト発効へ向けて弾みがつくことになろう、とされている（次の大統領選挙は92年に行われる予定）。さらに、誰が大統領になるかについては、過去

4回の例では、いずれも二大首長の一方である北部・アルクライ家の支持をとり付けることができるかどうかに関わっており、今後も民衆の（非核）意識の如何からは帰納できない次元で政治が動いていく可能性が少くないと言えよう。

結びにかえて：非核化・自立化を展望する上で留意すべき諸問題

ペラウにおける非核化の動きをめぐっては、「核軍拡を進めようとするアメリカに対して、非核によって平和を守り抜こうとする小国家の民衆」という図式をもって解釈しようという向きもあるが、ペラウ住民の非核意識がどこまで社会に構造化されたものであるのかに関しては、非核化先進地域という積極的評価において認識されているほどには事は簡単ではないようである。確かに、憲法採択の過程で非核条項を盛り込んだ草案に対する民衆の幅広い支持が見られ、また、コンパクトの発効は7度にわたる住民投票でいずれも阻止された。しかし、そこで争点が非核化／軍事基地化という内容に関するものであったのか、それとも憲法の独自性（アメリカからの干渉・影響力排除）をめぐるものであったのかについては、なお詳らかではない。この点に関連して、今後さらに掘り下げて研究・調査を行う必要性があると筆者が考えているポイントを、最後にノート風にまとめておきたい。

- ① 草案支持派による先述の人民委員会の活動の中で強調されていたのは、交渉を有利に進めるため憲法の独自性を強調すること、および連邦に参加しなかった大義を憲法条項に反映させることであった。非核化は、このような目的を達成する限りにおいて強調されたものであって、それ自体が目的であったかどうかは必ずしも明白ではない。また、自由連合の対米関係を基調にするということは、憲法草案を擁護するか否かとは別問題として、ペラウ全体に支配的な考え方であったとの見方もある。以下でふれるポイント③は、そうした側面を示唆するものであるが、仮にそうだとすれば、憲法とコンパクトが、アメリカが指摘するように相互に完全に矛盾するものとはペラウ側では考えられていない可能性がある。そして、アメリカとのこのような認識のギャップが、その後の非核化の動きを複雑化した根本的要因であるということにもなろう。尚、以上の問題に関わることとして、憲法制定に尽力した有力者の一人が、最近、

ペラウ憲法が非核憲法として国際的に知られるようになるなどということは全く予期しなかったという趣旨の発言をしていることが注視される¹⁶⁾。そうした発言に見られる認識がどの程度憲法擁護派に共有されていたかは分からぬが、住民の非核の意識構造を探る上で、無視できない内容を含んでいる。

② その一方で、あくまでも非核化を求める動きは、いまなお衰退していない。だが、個人の活動が中心で、そういう運動が組織化されているようには見受けられない。ペラウにおける非核運動に関して団体・組織名よりも、弁護士のローマン・ベドールや独立を求めてミニコミ紙を発行しているモーゼス・ウルドンらのような個人の名前の方がよく聞かれることは、この辺りの事情を物語っていると言える。さらに、こうした人たちの活動の場は、都市部に限定される傾向があり、地方に非核化運動がどこまで浸透しているかは必ずしも明確ではない。首長制度が今でも根強い村落に、非核化に徹底的に固執する意識がどれほど根を下ろしているかはかなり疑問であると考えられる。この点に関連して、既述の憲法草案採択に向けての人民委員会は、市民による任意の連合としてペラウ政治に新しい風を吹き込みはしたが、憲法採択後は、結局新しい政治組織として成長するには至らなかったことを付言しておきたい。伝統的首長制度ではなく民衆の支持を基盤に選出された憲法賛成派の新しい政治家も、次第にペラウの伝統的な政治土壤の中に埋没してしまい、個人のレベルでは様々な活動を行っているが、非核化を徹底させるための新政党の結成といった政治地図を変えるような動きは示していない。

③ これまでのところ、自力更生を具体化するような（開発）政策が検討・作成されたことはなく、海外からの援助を拒否してまでも非核化を推進しようとする動きは、政治家の間ではもちろんのこと、非核運動家のなかにも（一部の教会活動家を除いて）見られない。この点は、例えば、自立化を含意・内包しないような非核化は意味がないとして、徹底した自力更生を目指すカナキー（ニューカレドニア）のFNLKSの運動とは対照的である。その歴史的背景としては、植民地支配を通じて近代的な自立観（=国家としての政治、経済、文化等の自立）の育成が妨げられたことや、いわゆる *subsistence affluence* によって伝統的な意味での自立（=家計の自立）が常に与えられ、自ら努力してそれ

を獲得する必要がなかったことなどが指摘できよう。ところで、アメリカ側の意図にも明確に表われているように、現在の状況下では非核憲法擁護と援助（増額）要求とは本質的に両立し得ない。しかし、それにも拘らず、ペラウ住民の中では両者が心理的に結び付けられており、そこにこそ彼らの非核意識がしばしば脆弱さを示す一因があるように思われる¹⁷⁾。

- ④ コンパクトが再三にわたって否決された背景には、コンパクト成立によって受ける予定の援助の地理的配分をめぐる州同士の競合という国内政治社会上の要因も大きく関係していると考えられる。換言すれば、コンパクトの成否は、ペラウ・アメリカ間の政治力学だけに関わる問題ではなく、国内の政治勢力図によっても影響されてきた問題だということである。例えば、時の政権に反対する勢力・地方が、自らに割り当てられる予定の援助額が少ないとに対する不満を、非核を大義名分としてコンパクトに反対するという形で示すことがあるのであり、この点を考慮すれば、ポイント①とは別の意味で、非核化の歩みが、憲法やコンパクトの内容とは余り関係のないところで展開してきたとの分析視角をもつことが不可欠となろう。

註

- 1) 以下の記述の中で、特に非核憲法成立までの具体的経緯については、Anglim, John, *Palau's Strategic Position Places Palauan Democracy at Risk* (Working Paper No. 40) (Peace Research Centre/ ANU, 1988) ; 小林泉『ミクロネシアの小さな国々』(中央公論社, 1982年) ; 桜井均『ミクロネシア・レポート』(日本放送出版協会, 1981年) の各文献を中心に参照した。
- 2) 周知の通り、国連憲章では、アメリカの強い意向を反映した形で、信託統治領を適宜戦略区域に指定することが認められている。ミクロネシア地域は、これに基づいて世界でも例を見ない戦略的信託統治領として久しくアメリカの管轄下にあった。
- 3) 70年に「将来の地位に関する上下両院合同委員会 (JCFS)」に改称し、さらに76年からは「将来の政治的地位と移行に関する委員会 (CFPST)」に引き継がれた。
- 4) 自治権四原則とは、①ミクロネシアの主権は、ミクロネシア人および正当に組織されたミクロネシア政府に存する、②ミクロネシア人は、自治または独立について選択する民族自決の権限を有する、③ミクロネシアは、独自の憲法を制定する権利を有する、④ミクロネシアとアメリカとの間にどちらからでも破棄できる自由連合関係を結ぶ、

の四つである。

- 5) マリアナ地区は、その後75年に統一ミクロネシアからの離脱を住民投票によって決定し、翌76年3月に「アメリカと政治的に連携する北マリアナ連邦を樹立する盟約」を結んで、アメリカの自治領となった。
- 6) マーシャル地区は、その後単独でアメリカとコンパクトに関する交渉を進め、最終的には、82年3月にコンパクトを締結してマーシャル諸島共和国として発足した。
- 7) 文章が美しいことで知られるミクロネシア連邦憲法(75年10月に草案を採択)の前文も、周知の通り、ペラウの手によるものである。
- 8) マリアナを除くミクロネシアの6地区(マーシャル、ペラウ、ヤップ、トラック(現在のトゥーク)、ボナベ(現在のポンペイ)、コシャエ)が、ハワイのヒロでアメリカとの間に調印を交わしたコンパクトの骨子とも言える原則で、その概要は以下の通り。
 - ①コンパクトは、信託統治の終了に先立って実施され、その有効期間中はミクロネシアは独立国として認められない。
 - ②コンパクトは、国連の監視下に住民投票に諮られる。
 - ③ミクロネシア憲法は、コンパクトと矛盾してはならない。
 - ④ミクロネシアは、内政を行う権限を有する。
 - ⑤アメリカは、ミクロネシア内またはミクロネシアに関する安全保障・防衛上の全権をもち、また、域内の必要な軍事施設の建設とその適宜使用を認められる。
 - ⑥ミクロネシアは原則⑤に抵触しない限りで、海洋資源を含む外交の権限と責任を持つ。
 - ⑦コンパクトは、アメリカの安全保障上の権限を継続することを前提として一方的に破棄することができる。
 - ⑧相互の合意、またはアメリカの一方的通告によってコンパクトが破棄される場合には、経済援助は継続されるが、ミクロネシア側が一方的に破棄する場合にはその限りではない。
- 9) 例えば、ペラウ議会と政体交渉委員会に対する会計監査の結果として、77~79年に多額の公的資金がメトゥールを始めとする親米派議員によって使い込まれていることが、米高等弁務官によって明らかにされた。
- 10) アメリカの意向に反する点は、次の三点にまとめられる。一つは、言うまでもなく非核条項に関するものである。第二は、領域に関わるものであり、ペラウ側は最外縁に位置する島々を直線で結び、そこから二百カイリを領海にするといういわゆる群島国家論を主張したのに対して、アメリカ側は、それでは領域内に公海が存在せず、艦船等の航行に支障が出ると懸念した。第三は、非核条項と同じ第13条の第7節で規定された土地強制収用権の制限に関しての反対であり、同権利を外国籍組織の利益のため行使してはならないとのその規程が、アメリカ側が予定しているバベルダオブ島中・

北部等の軍事利用を妨げるものと考えられたのである。

- 11) 79年6月末の憲法採択に関する住民投票直前にアメリカが提示した援助額は、15年間で総額2億5千万ドルというものであったが、それは、76年の交渉時の約3倍、半年前の交渉時の2倍に相当する額であった。

- 12) ミクロネシア連邦憲法第13条第2節に以下のような規程がある。

「放射性物資、有機化学物資またはその他の有害物資は、ミクロネシア連邦政府の承認がなければ、ミクロネシア連邦の管轄領域において、実験、貯蔵、使用または処理することはできない。」

- 13) コンパクトの可否を問う過去7回の住民投票の結果は以下の通りである。尚、コンパクトの全般的意味づけ・評価については、高橋康昌／小林泉「ミクロネシアにおける新政治形態出現に関する考察：米国の信託統治と自由連合」『群馬大学教養部紀要』第19巻（1984年）が参考になる。

実施年月日	投票率	賛成	反対	賛成票／有権者総数
1983.2.10.	88%	62%	38%	55%
1984.9.4.	71%	67%	33%	48%
1986.2.21.	71%	72%	28%	51%
1986.12.2.	82%	66%	34%	54%
1987.6.30.	78%	67%	33%	52%
1987.8.20.	75%	73%	27%	55%
1990.2.6.	69%	60%	39%	41%

- 14) 初代大統領ハルオ・レメリクは、85年6月30日に暗殺された。その背景には、コンパクトの発効をめぐる激しい政治抗争があったことが明らかにされている。一方、第二代大統領ラザルス・サリーは88年8月20日に自宅で死亡しているのが発見され、検死の結果自殺として処理された。その原因については、IPSECO社との契約に絡んだ汚職など様々に取り沙汰されてはいるが、いまなお謎の部分が多い。
- 15) この事件については、Anglim, John, "Palau: Constitution for Sale", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 22, No. 1 (1990); Scheiner, Charles, "Palau: Recent Developments", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 22, No. 1 (1990); Stanley, David, *Micronesia Handbook* (Moon Publications, 1989), pp. 155-156などが詳しい。尚、IPSECO社から当該契約に絡んで何らかの金銭を授受した者の中には、当時駐米していたラザルス・サリーとその弟のカルロス・サリー、二大首長ファミリー（北部・アルクライ(Reklai)家と南部のアイバドゥール(Ibedul)家）の実権者（ポリカップ・バシリウスとアイバドゥール・ユタカ・ギボンズ）が含まれていたことが、後に明ら

かにされた。

- 16) 小林泉「パラオ政治混乱の背景と住民投票」『月刊・South Pacific』第111号（1990年），10~11頁で引用されている次の発言を参照のこと。
- ・「非核条項は、米国と渡り合うための武器だったのです。事実、いまのところは意図した通りには進んでいませんが、協定〔コンパクト〕内容と援助額は対米交渉のたびに確実に増大しています。もし、あの憲法がなく協定をすんなりとむすんでいたら、今ごろはミクロネシア連邦やマーシャルよりもはるかに少ない予算で国を運営してゆかねばならないところでした。」
 - ・「我々にとって誤算だったのは、対米交渉だけを念頭に置いていて、非核憲法の国際的広がりを全く予期していなかったことです。憲法は、草案の段階で世界の反核家たちの間で大きな話題になり、国外から『非核死守』の支援活動が起こりはじめ、『核軍拡を進めようとする米国に対し、非核によって平和を守り抜こうとする小国家の人々』という図式が、パラオの意図とは全く無関係に外側でできあがってしまったのです。こうした外からの評価が国内における今日の主導権争いの大義名分に利用されることになろうとは考えてもみませんでした。」
- 17) この点は、アメリカの信託統治政策との関連でさらにその歴史的淵源を探る必要がある。周知の通り、アメリカの対ミクロネシア統治政策の基本は、63年にハーバード大学のソロモン教授を中心にまとめられた「ソロモン報告」に示されている。それによれば、統治政策の目的は「将来のアメリカとの統合へ向けて抵抗感を取り除」き、「親米感情を育成」するために、産業は興さず福祉・教育に莫大な資金を投入して、経済と住民の生活を百パーセント対米依存型にすることにあった。現実には結び付かないものを心理的には両立させているという見方が妥当であるとすれば、そうした意識の形成に、このようなアメリカ政策の「成果」が大きな影響を及ぼしたと考えられなくもない。

〔佐藤元彦〕

V ベラウ（パラオ）の生活経済を考える

——食料流通を中心に——

はじめに

ベラウ（パラオ）共和国は、1980年に制定された非核憲法でよく知られている。そして現在米国との間の自由連合協定をめぐって、とくにその中の核条項をめぐって、両国間そしてベラウ国内でさまざまな確執が繰り返されてきた。サリー大統領の自殺（1988年8月20日）後、自由連合協定をめぐる動きはますますわからなくなっている。1990年2月6日に行われた、自由連合協定をめぐる7度目の住民投票では、憲法が定めた75%の獲得することができず、自由連合協定はまたも不承認となった。そうした中で、護憲派の多い現在のベラウの国会（OEK）では、まず、米国会計検査院（GAO）でも暴露されたサリー政権時の不健全な財政を立て直すところから始めている（宮内[1989]）。

ベラウ（パラオ）といえば非核憲法とすぐ連想される。それと太平洋の島国というイメージが重なって、非核や自立を意識する日本の市民の間にも、ベラウは、シンボル的なイメージをもってきた。しかし、ベラウを非核という問題だけで見ようとするのは必ずしも実態に即していない。

ベラウの非核＝護憲運動の中心的な役割の一翼を担った住民グループ「キッタレン」も、非核だけでなく、経済自立、環境保全へ向けた啓蒙活動を同時に実行してきた。

太平洋諸国にとって〈非核〉と〈自立〉はわかちがたく結びついている。しかし、それがどう結びついているか（あるいは結びついていないか）は、地域ごとに違う。おそらくそれは、その地域ごとの〈核〉の位置がどういうものであるか（核の問題がどういう側面で認識されているか）、そして、政治的・経済的な自立あるいは従属のあり方が現実にどうであるか、によっているだろう。

本稿では、ベラウにおける〈経済自立〉の問題を扱う。しかし、ここでは、GNP、輸出入額、財政といった国家レベルから考察する手法は、あえてとらないでおこう。民衆の生活というレベルから〈経済自立〉を考察することをここでは第一と

する。そして、〈経済自立〉というと、まず問題になるのは、食料である。〈経済自立〉を考えるための端緒として、ペラウにおける食料の生産・流通・消費がどうなっているかという点から見てみよう。

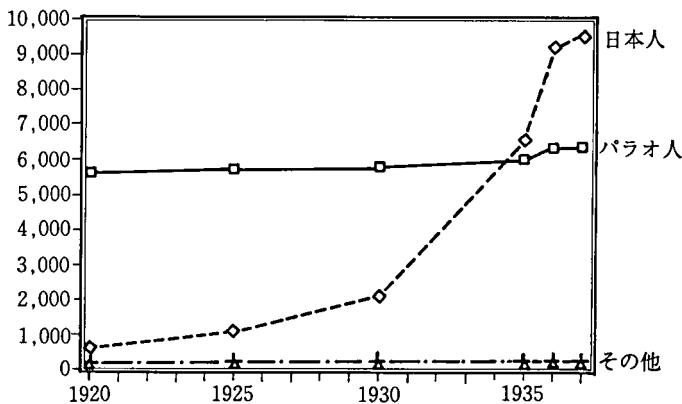
1. 村から首都コロールへの食料流通

1-1. 「ナンボー」の記憶

ペラウ（パラオ）共和国最大の島バベルダオブ島の北部にあるガラールド（Ngaraard）州。ウリマン（Ulimang）村とエサン（Ngesang）村とを結ぶ、歩いて数分の路の途中に、「ナンボー」がある。ある、といっても、実際にあるのは草むらに隠れた朽ちたコンクリートのみである。あたりにはココヤシ、ニッパヤシ、灌木などが生えている。住民が「ナンボー」と呼んでいるこの土地は、日本の植民地時代、南洋貿易株式会社、略して南貿（ナンボー）の支社があった土地である。

南洋貿易は明治の中ごろから太平洋戦争中まで、貿易・運輸を主に、その他農業・水産などに従事した商社である¹⁾。

図1. 戦前・パラオの人口推移



資料) Palau Community Action Agency 1976 (Vol. 3), p. 356 より作成

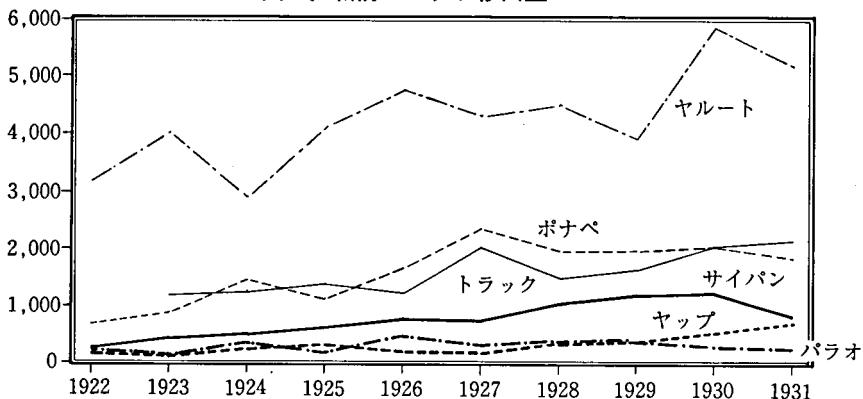
村の老人に当時の話を聞いた。この南洋貿易の支社には、日本人が3～4人滞在し、村人たちからコブラやバナナ、野菜類を買い付け、当時日本人の人口のほ

うがペラウ人を上回っていた(図1参照)首都コロールへ送っていたのだという²⁾。「バナナは100匁(375g)で15銭。これはいい商売だった。コプラも作って南洋貿易に売った」と村の老人は日本語で当時を振り返る。

コプラとは、ココナツ(ココヤシの実)の内側にある白い胚乳を(天日ないし火で)乾燥させたもので、工業的に油脂を抽出し、利用するために生産される。

ウリマンの小学校教師ガブリエル Gabriel さんの大まかな推定によれば、日本統治時代のコプラ生産は今のガラールド州全体で100ポンド詰めの袋200個くらいだったろうということだ。ペラウ全体では、戦前、毎年200~400トンのコプラ「移出量」があり、これらは日本へ「移出」されて、石けん等の油脂製品となつた³⁾(図2参照)。またペラウでは、コロール島のエサオル Ngesaoi 村に熱帯油脂石鹼工場があり、島民から買いつけたコプラを油にし、また、石けんにするという事業も進められていた⁴⁾。

図2. 戦前・コプラ移出量



資料) 南洋庁, 1932, 「南洋庁施政十年史」 p. 351

コプラは今日でも世界中で作られ、輸出され、貴重な油脂資源となっている。FAOによると、1985年の世界生産量は451万トン、そのうちフィリピンが170トン、インドネシアが116トンを占め、太平洋では、パプアニューギニアが16トン、バヌアツが5トンなどとなっている⁵⁾。日本もこれらの地域から8万8千トンのコプラを輸入している(1986年)⁶⁾。ミクロネシアでは、マーシャル諸島などで

は今でも貴重な換金作物となっているが、ペラウではもうほとんど作られていない。

日本人が村人からコプラなどを買取り、その代わりにお金や日用品を与えるというやり方は、戦前、この村だけではなく、他のペラウの村、そして他のミクロネシアの島々でも行われていた。

矢内原忠雄は『南洋群島の研究』(1935年)の中で次のような記述を残している。「殊に多数の小商人はコプラ仲買人兼雑貨小売人として島民部落に入り込んで居る。之等の仲買人は貿易商と特約して雑貨の供給を受け、島民の椰子顆〔ココナツ〕又はコプラと物々交換し、かくして買集めたるコプラを特約商人に供給するものであって、島民に対する雑貨の供給者、金融の供与者であると共に、時に酒類の密売者でもあり、往々にして原始的商業搾取の暗黒面を代表する」。「島民が商店より購買する商品は食料品、煙草、燐寸、布巾類、ナイフ等の雑貨であるが、多くは現金売買ではなく、椰子顆〔ココナツ〕若くはコプラとの物々交換の方法による」(矢内原忠雄[1935:120])。矢内原によれば、この物々交換は、交換するものにだいたいの値段はついていて、それによって交換量を決めるという形式の物々交換であり、これはドイツ統治時代からあったという。1934年のヤップでは、村でのココナツ買取り価格が1個3厘から5厘だったから、煙草1個とココナツ20個、マッチ1袋とココナツ30個とが交換された(矢内原忠雄[1935:120-124])

1-2. 村からの共同出荷

日本のペラウ支配は、1944年のペリリュー島・アンガウル島の日本軍「玉碎」によって終了した。戦時体制の中で多くのペラウ人が強制労働等に駆り出された。そして戦後は、米国が日本に代わり、国連信託統治領という形で、ペラウを支配することになった。

バベルダオブ島の村でとれた生産物をコロールへ商品として恒常に送るという流通形態は、「日本時代」が終わって、途絶えた。しかし、それは約10年前から、別の形で「復活」した。

エサン村から、伝統の石の道を伝って10分くらい歩くと、エラブ Chelab 村が

ある。ここにはもともと7軒の家があったが、今では3軒しかない。4軒の家族はすでにコロールに移り住んでいる。バベルダオブの村々からの人口移出は絶え間なく、とくに若者は、高校へ行くために、あるいは職を得るために、コロールへ出る。高校卒業後はグアム、ハワイ、米国本土へ移出するケースもますます増えている。ガラールド州全体では、1958年に773人いた人口が1986年には413人と減っている⁷⁾。(図3参照)

このエラブ村に住むサイグーマルさんの家は、残った3軒のうちの1軒だが、家に残っているのは78歳になるサイグーマルさんとその奥さんのみ。8人の子供はみなコロールで働いている。私が訪れたとき、一人の少年が家先の作業場で、ビンロウジュの実をビニール袋に詰める作業をしていた。サイグーマルさんの孫にあたる彼は、夏休みの間おじいさんの家にとまって仕事を手伝っている。15個ずつビニール袋に詰められたビンロウジュはコロールへ出荷される。サイグーマルさんは、隣のアボクドNgebeked村の人たちと一緒に、コロールへ野菜等を送る共同出荷に参加している。

この村の共同出荷は、それほど古いものではない。約10年前から始まった。始めたのは、アボクド村の人々である。この共同出荷は、週2回、火曜日と木曜日に行われる。ただし、一人の人間は、どちらかにしか参加できない。約10年前に始まったときには週1回であったが、参加者が増えたため、2回に分けた。それぞれの村人が、火曜日の組と木曜日の組のどちらかに入る。協同組合といった組織があるわけではない。いわば自発的な共同出荷である。最初はアボクド村の者だけであったが、そのうち隣のエサン村やウリマン村の人間も加わるようになり、現在20家族以上の参加がある。コロールへは、村の船着場からボートで運ぶ。アボクド村は、バベルダオブ島の西岸のほうだが、その船着場は海沿いではなく、両側にマングローブ（ヒルギやニッパヤシ）の生い茂る水路の終点にある。潮が低いときには、この船着場からは出発できないこともあるため、その時はより海沿いの船着場から出る。数10馬力の船外機をつけたボートには、村人の代表1～2人が乗る。ボートは、この村の場合、村で店を営む人物から1回100ドル（米ドル。ベラウでは米ドルが流通貨幣である）で借りている。先述のガブリエル氏の試算によれば、石油代が60ドル必要だろう（6ガロンのタンク=10ドルが6個

必要と仮定)から、ボート所有者の純収入は約40ドルということになる。

共同出荷する品目は、タロイモ、ビンロウジュの実、キャッサバ、魚、ココヤシの実(ココナツ)、ヤシ油(ココナツの胚乳から作る)などなどである。

後述するようにキャッサバ以外は、いずれもペラウの伝統的な食料である。ビンロウジュの実は、キンマの葉にはさみ、石灰をまぶして噛むためのもので、このいわゆる“ベテル・ナット・チューイング”は、東南アジアから太平洋にかけて広く見られる習慣である。

2. “マーケット”

2-1. 新興宗教モデグケイのマーケット

コロールのポート・ドック(T-Dock)にいると、このアボクド村からだけではなく、バベルダオブの各村から、食料の入荷がある。

ポート・ドックで取材のため、ある日の早朝、そうしたボートを待った。朝早く出かけなければつかまえられない。待っているうち、そうしたボートがやってきたが、通常のボートをつけるところには入ってこない。ポート・ドックの裏には、小さな「マーケット」がある。村からの食料はここへ搬入される。その「マーケット」の裏手に、ボートをつけるところがあり、商品を運んだ村からのボートはここに着くのである。

ちょうどガラールド州の村からのボートであった。ボートが着くと、マーケッ

表1. モデグケイのマーケットでの買取り価格と販売価格
(1989年9月、聞き取りによる)

品名	単位	買取り価格 (US\$)	販売価格 (US\$)
タロイモ	1 £	0.20	0.25
ココナツ	1 個	0.50	0.75
キャッサバ(調理済)	1 個	0.20	0.25
バナナ	1 £	0.50	0.60
ビンロウジュ	1 袋(15コ)	1.00	1.25
キンマの葉	1 束	0.90	1.00
ナマコ	1 瓶	2.00	3.00
魚	1 £	0.60-0.80	1.00

トの人間たちも手伝って商品の搬入を行い、搬入と同時に入荷の記録が行われる。つまり村の誰から何個のビンロウジュ、何ポンドのタロイモが入荷されたかを記録するのである。

このマーケットは、委託販売ではなく、買取り制である。6カ月間は買取り価格も販売価格も変わらない。私たちのイメージする市場のイメージとはずいぶん違う。ここに売ることにより、1回につき1家族平均20~50ドルの収入となる。ここでの買取り価格と販売価格を表1にかかげる。

買い取り制をとることによって、村の人々の生産費は保証される。しかし、反対に、村の生産者の方が売るに適当な量を理解していないと、この買い取り制は成立していないだろう。売れるものをできるだけ多く作って、事業を拡大して、といった近代的な経済原理とは、若干違った原理がここでは働いている。価格が固定されているということとも、需給バランスによる価格決定ではないということを意味している。需給バランスによって、あるいは国家の統制によって価格が設定されるというのは、近代社会の幻想でしかない。価格が、社会関係からまだ突出しておらず、ある程度社会関係の中に埋め込まれた状態が続いているといつてもいいかもしれない。

こここのポート・ドックのマーケットを経営しているのは、モデクゲイ Modek-ngei というペラウの新興宗教団体である。これは、伝統的シャーマニズムとカトリックの融合したもので1914年から始まり、現在信徒は数百人と言われている⁸⁾。モデクゲイがなぜこうしたマーケットを開いているのかは不明であるが、おそらくモデクゲイの経済基盤づくりと公益事業とを兼ねたものと推測される。こうした村からの商品を受け入れるマーケットは、このポート・ドックのマーケット以外にもう一つある。

実はこのマーケットができる以前に、コロールのメイン・ロード沿いに、公営のマーケットがあった。村人の代表がここへ生産物を持ってきて自ら2、3日かけて売るという形態を取っていた。しかし、そのマーケットは今はない。

2-2. 生鮮食料品を扱う先駆けの店「ヤノ」

さて、近ごろめっきり車の量が増えた（そのほとんどは中古の日本車である）

コロールのメイン・ロード沿いに、「ヤノ」(YANO's) という店がある。日系人の経営するこの店は、ペラウの商店としてはめずらしく、輸入食品をほとんど扱っていない。純粋な地元農産物の店だ。

私たちは、地元農産物を扱う店と輸入食品を扱う店とを比べると、つい、地元農産物を扱う店の方が伝統的な古い店だと考えがちである。しかしこの考え方はペラウの場合当たらない。

若い女主人レイナ・ヤノさん（クオーターの日系人である）によれば、この店は、もともと缶詰をはじめとする日本からの輸入品等を扱う店であった。しかし、店のあるメイン・ロード沿いに多くのスーパーマーケットが立ち並ぶようになり、それらとの対抗上、同じものを売っていては経営の先行きが不安だと考えた。そこで、7年前、今のような生鮮食料品を扱う店に変えた。それは大変な決意だった。というのも、ペラウには、生鮮食料品の中央市場はなく、協同組合のような組織もない。「ヤノ」は、直接生産者と交渉することから始めなければならなかつたのだ。

現在ヤノでは、それほど大きくないスペースに、タロイモ、キャッサバ、ピンロウジュ、そして各種野菜・果物（バナナ、きゅうり、オクラ、瓜、玉ねぎなど）が置かれている。それらに加え、煮魚、カメ料理、シャコ貝料理、おにぎり、などレディ・メイドの食品も売られている（タロイモとキャッサバもふかし済みである）。売れ筋商品は、キャッサバ、タロイモ、煮魚の3つである。

同じ生鮮食品を扱ったマーケットでも、ポート・ドックのモデクゲイのマーケットとヤノとでは、品物の種類も微妙に違うし、店の雰囲気も違う。近代的な店に慣れた私の眼から見ると、ヤノの方が“洗練”された店に見える。

違いは、店の中よりも、仕入れ先のほうがはっきりしている。生鮮食品の場合、現在ヤノは、4ヶ所の契約農家から仕入れている。バベルダオブの村々からの共同出荷を受け入れているモデクゲイのマーケットとは、この点でまったく対照的である。しかもヤノの契約農家の4ヶ所のうち、2ヶ所は台湾人による商業ベースの農場であり、のこり2ヶ所のうち1ヶ所はフィリピン人、もう1ヶ所のみがペラウ人の農家である。また、4ヶ所のうち2ヶ所は毎日入荷があり、残り2ヶ所は週1～2度の入荷である。これらの契約農家との契約は紙に書かれたもので

はないが、店から農家・農場にこういうものを作ってくれという要求もする、比較的強固なものである。

7年前にヤノがこの商売を始めたときには、こうした地元生産物専門の店はなかったし、地元生産物を商売として扱うという考えすらほとんどなかった。このヤノの新しい試みが成功したのを見た他の店も、これの真似をするようになった。現在、コロールの大きなスーパーには、地元生産物のコーナーを設けているところがいくつかある。これらは、たいてい輸入生鮮食料品（そのほとんどが米国からのものである）のコーナーの隣に置かれている。ベラウ最大の株式会社 W.C.T.C. (Western Caroline Trading Company) の経営するスーパー・マーケットにも、地元農産物のコーナーがあり、委託販売の形で売っている。きゅうりやタロイモ、葉野菜などのボックスの前には「アイライ・ファーム」「エバー・グリーン・ファーム」など生産者（農場）の名前が書いてある。表2に、1984年の時点で市場に出た地元農産物の数量をかけた。

重要な点は、地元生鮮食料品がこうした商業ベースで売られるようになったの

表2. 市場に出された地元農産物 (1984年)

イモ	キャッサバ	9,349£
	タロイモ	14,394£
	サツマイモ	4,588£
	その他	1,364£
果物	スイカ	4,429£
	バナナ	17,351£
	ココナツ・ジュース	8,026個
	パイナップル	2,832£
	パパイヤ	13,791£
	その他	3,038£
野菜	キュウリ	24,254£
	キャベツ	5,910£
	ナス	971£
	カンクン	940£
	玉ねぎ	1,595£
	その他	12,195£
その他	卵	23,738ダース
	豚肉	23,018£
	その他	2,324£

(資料) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*

が、ごく最近のことだという点であり、輸入食品の販売の方が実は早いという点である。

なぜそうした“逆転”が起こったのか。

第一に、輸入食品は、もともと商業ベースで作られており、流通にも最初から乗っている。したがってそれがペラウのスーパーマーケットに並ぶのはさほど困難なことではない。

第二に、これはヤノの主人も強調していたことであるが、ペラウにはもともとタロイモなどの生鮮食料品を売り買いするという習慣もシステムもない。それらは自分たちで作って自家消費するか、それとも親類・縁者に“あげる”か、どちらかの対象であって、卖ったり買ったりするという考え方がなかった。輸入食料品なら買うのに抵抗はないが、地元農産物を買うのには抵抗があるというわけだ。ヤノの主人はこの観念の打破がもっとも重要だったと語る。

3. ベラウの食システム—伝統と現在

3-1. タロイモ

ペラウはもともと市場のない社会であった。それだけ、伝統的な自給経済 subsistence economy の強い社会であったといえるだろう。ここで、ペラウの自給経済について瞥見しておこう。

ペラウの自給経済セクターの中心をなすのは、タロイモと魚介類である。

タロイモは、ある特定の種類のイモをいうのではなく、サトイモ科に属するイモ類の総称である。太平洋では広くタロイモが栽培されているが、それぞれの地域によって主要に栽培されているタロイモの種類も違うし、栽培のされ方も違う。私たちはついそういう違いを無視して、一括して論じやすい。タロイモ一つとっても、アジアや太平洋の民衆経済を語ることは容易でない。

ペラウのタロイモは、主に2種類が栽培されている。コロカシア属 *Colocasia* (英名 taro。狭義のタロイモあるいはサトイモ) とキルトスペルマ属 *Cyrtosperma* である。コロカシア属はインドのインドのアッサム地方からミャンマー（ビルマ）にかけてが原産と言われており⁹⁾、日本のサトイモもこの一種である。もつとも広範囲に分布しており、栽培種も多い。ペラウでは kukau と呼ばれる。一

,

方キルトスペルマ属（英名 swamp taro）は、コロカシア属のイモより大きく、湿地で栽培されている。栽培地域の範囲はコロカシア属ほど広くなく、ミクロネシアやメラネシアなどで局的に栽培されている。ベラウでは brak と呼ばれる。

タロイモは、種類がたくさんあるだけでなく、その栽培方法にもバリエーションがある。Thaman [1984] は、太平洋におけるタロイモ栽培の形態を、(1)真の灌漑システム、(2)湿地システム、(3)窪地栽培、(4)囲い込み栽培、(5)乾地・森林栽培、(6)都市・家庭菜園システム、(7)野生タロ、の7類型に分けています。ミクロネシアの中でも、珊瑚礁からなる島（たとえばキリバスの島々）では、(3)の窪地栽培が多いが、ベラウのバベルダオブ島のような火山島では(2)の湿地システムが多い。つまり湿地に「水田」を開き、タロイモを植えるのである。ベラウ語でタロ田のことを cheliuis, mesei, meselech という (Fr. Edwin G. and McManus, S, J. [1977])。収穫は一年中可能である。田仕事はおもに田の水気を保つ作業と草とりであるが、これは、ベラウでは伝統的に女性の仕事である。

同じミクロネシアでも珊瑚礁質のやせた土地の島では、手入れが大変だが、ベラウでは比較的手入れも容易である。放っておいてもタロイモはある程度成長する。

タロイモは煮炊いて食べる。水で煮炊いたものをそのまま食べるか、あるいは、ココナツ・ミルク（ココナツの胚乳を絞ってとる）で煮炊いたものを食べる。

ベラウでは、他に食用として植えられている作物としてココヤシ、キャッサバ、サツマイモ、バナナ、サトウキビなどがある。このうち、キャッサバやサツマイモは中南米が原産であり、ミクロネシアでは他の主要作物にくらべて歴史が浅く、大航海時代以降に持ち込まれたものである。

イモというと、現在の日本では、ある意味で『おとしめられた、食物である。しかし、日本でも水田文化以前にイモ文化があったという仮説が提起されている（坪井洋文 [1979]）。また、現在イモは甘味料（異性化糖＝「ぶどう糖果糖液糖」）の原料として重要な位置を再び占めていることにも注目しなければならないだろう¹¹⁾。イモを馬鹿にすることはできない。さらにまた反省しなければならないことは、人々の健康から見たイモという視点である。栄養改善が呼ばれた戦後の日本では、「ばっかり食」がよく問題とされた。毎日同じものばかり食べている（か

に見える) 村の食生活が“栄養学上”批判され、小麦粉を中心とする“種類豊富な”食事が必要とされた。こうした考え方は今も残っているが、栄養学者の足立己幸氏らは、トンガの都市部と農村部とを比較することにより、イモとココナツと魚の“単純な”組み合せの農村部の食事の方が健康にいいと報告している(足立己幸他[1986])。人々の健康を栄養素のみから測れるかどうかという疑問は差し置くとして、さまざまな栄養素の摂取量という観点だけからいっても、結果的にイモ食の農村部のほうが優れているという事実がある。とくにトンガでもペラウでも野菜を食べる習慣があまりないが、タロイモは十分な量食べれば、ビタミンも無機質も十分取れるのである(足立己幸他[1986:49,102], 星川清親編[1985:210-214])。

タロイモを始めとする畠仕事が女性の役割なら、漁は男性の仕事である¹⁰⁾。ラグーン(礁湖)内の魚、ヤシガニなどの甲殻類をとる。

3-2. “政府経済”と輸入食品

さきに触れた村からコロールへの共同出荷のはじまりは、とくに数字に表れるほどの「経済発展」ではない。しかし、自給経済の側からの貨幣経済へのある種の“応答”と見ることができる。私がこれに注目したのもこの点ゆえである。

しかし、現実の事態はそうした“応答”が始まる前にずっとその先へ進行してしまっている。“政府経済”的肥大化と輸入食品の浸透とがそれである。

消費生活(コンシューマリズム)の前には必ず産業発展があるはずである。しかしこの原則はときとしてそうでないことがある。

ペラウ最大の産業は何だろうか。観光開発を除けば、現在ペラウの二大輸出産業は、高瀬貝とマグロである。

高瀬貝(サラサバティ, *Trochus maximus*)は、巻貝の一種である。前世紀から、貝ボタン用として世界交易商品となった。今日でも東南アジア・太平洋のいくつかの国で採取され、輸出されている。ポンペイ(ボナベ)やソロモン諸島などでは貝ボタン製造までおこなっているが、パラオでは原貝採取のみである。仲買人が村までやってきて、買い付ける(1989年の聞き取り調査では、1ポンド当たり30~50ドル)。1年間で一度のシーズン(4~7月のうちの1カ月。村によっ

て時期は異なる）には、村中の人人が高瀬貝採取に携わる。この“高瀬貝産業”は、歴史をたどれば比較的古いものだが（戦前のペラウでも行われていた。それがいつ復活したのかは不明），現在村の住民たちにとって適度な現金収入源となっている。ただし資源の枯渇が心配される。採取された高瀬貝は、仲買人を経て、日本、台湾、韓国へ輸出される。正確な数字は不明だが、年間110～130トンの輸出量があるという。ちなみに日本では、奈良県川西町を中心とした貝ボタン産業がこれを利用している。

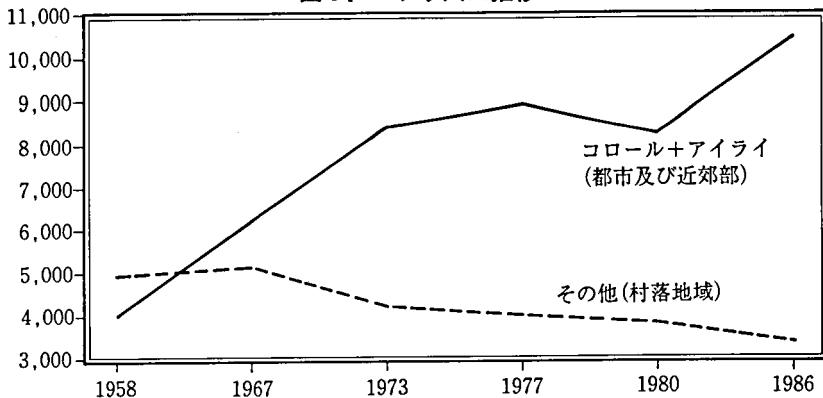
高瀬貝は村人の現金収入に役立っているが、マグロ輸出は、ペラウ人自身の伝統的な小規模漁業と関係がない。現在ペラウの主要なマグロ輸出企業は二つあって、一つは台湾人、もう一つは華人系フィリピン人である。華人系フィリピン人のマグロ輸出企業は、中国（中華人民共和国）の漁業会社と契約し、中国船が延縄漁でとったマグロをペラウの港（マラカル港）で買付け、冷凍せず生のまま、日本へ空輸する。いわゆる空輸マグロ（生鮮マグロ）であり、日本で高い値段で取り引きされる。日本のグルメ・ブームの影響がここにも出ている（宮内泰介[1990]参照）。

しかし、あるペラウの知識人は言う。「ペラウでいちばん大きい産業は、なんといっても“政府”だ」。たしかに、ペラウの20歳以上の人口のうち、23%が政府雇用者（公立校の教師も含む）であり、27%を占める民間労働者と肩を並べる¹²⁾。一般に政府雇用者の方が賃金はよいので、ペラウでは政府に雇われることがもつとも確実な現金収入の手段である。ペラウは、いまだ国連の信託統治下にあり、アメリカの統治下にあるため、ペラウ政府の予算は約半分が米国からの援助である。ペラウ社会の“富の源泉”的大半は政府それ自身からといっても過言ではない。1983年の統計では、ペラウのGDP 3,100万ドルのうち、36.9%の1,165万ドルが政府の活動によるものだった¹³⁾。その点でペラウ経済は“政府経済”だともいえる。そしてそれはイコール“援助経済”である。

戦後の米国のミクロネシア統治について言われる「ズー・セオリー（動物園理論）」とは、簡単に言えば、このようにお金だけ与えて、いっそう米国への依存を深めさせるという戦略であった。

そうした政府経済が進むことによって、ペラウの都市人口は膨れ上がっていっ

図3. ベラウ人口推移



資料) Republic of Palau, *Abstract of Statistics, 1984*

た(図3)。さらに、1980年代半ば以降は、フィリピン人労働者の移入が激しく、現在約700人のフィリピン人がベラウで労働している。男性は建設労働者、女性はお手伝いさんがもっとも多い。ベラウ、とくに首都コロールでは、それほど富裕でない一般家庭でも、フィリピン人のお手伝いさんを雇っている¹⁴⁾。

こうして都市の賃金労働者が増えるにつれ、輸入食品の消費量は著しく伸びた。ベラウの町の商店やスーパーマーケットの中をのぞくと、食べものを含めて、売られている日用品のほとんどすべては輸入商品であることがわかる。1984年の統計では、輸入総額に占める食料品の割合は20.0%である。これに飲料(酒類も含む)・煙草を加えると、30.3%となる。なかでも多いのは、米であり、1984年で747ショート・トン(677トン)の米を輸入している(ベラウでは米はほとんど作っていない)。これを人口で割ると、一人当たり年平均50kgの米を食べていることになる(ちなみに日本では1987年の統計で、一人当たり平均71.9kgの米の消費量である)¹⁵⁾。米のほとんどはカリフォルニア米である。

米の消費量が大きいのは、日本統治時代の影響だとよく言われる。確かにその側面もあるが、決定的なのは、給与生活者の増大、それによる消費主義の浸透であろう。米は、タロイモに比べ、栄養学的にすぐれているのではなく、大量生産が可能で、保存しやすく広域流通が可能だという点で「すぐれている」のである。タロイモがもともと売買されていなかった(売買の対象と見られなかった)こと

表3. ベラウ食料輸入量の推移

(単位:ショート・トン)

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
牛肉(冷凍)	19.5	36.3	16.8	28.9	21.3	37.2	52.9	48.1	62.8	53.1
豚肉(冷凍)	16.7	21.8	19.9	30.4	34.6	31.2	42.0	38.2	32.0	43.0
鶏肉(冷凍)	71.4	116.6	80.1	82.4	119.9	119.2	119.4	240.9	241.3	196.1
魚(冷凍)	-	5.4	1.8	0.8	0.4	-	1.0	6.8	3.6	5.0
卵(1,000ダース)	27.8	117.6	55.1	29.1	39.8	85.4	117.3	247.0	115.7	116.8
牛・豚肉(缶詰)	184.3	139.4	73.1	81.9	150.0	115.9	149.5	83.1	151.7	158.0
魚(缶詰)	99.4	88.3	152.2	59.3	107.9	128.8	63.9	119.7	76.9	108.3
鶏肉(缶詰)	118.7	32.3	23.6	30.5	18.3	37.7	94.7	80.0	38.9	46.9
野菜(冷凍)	51.8	138.7	78.5	47.2	57.2	73.0	127.2	107.9	54.4	140.2
果物(冷凍)	20.2	38.3	63.4	64.2	66.1	80.2	105.3	103.8	44.3	98.2
野菜(缶詰)	11.1	54.0	15.4	1.0	26.6	34.4	34.4	23.8	11.6	23.6
果物(缶詰)	43.7	45.7	36.5	0.3	64.2	30.0	66.9	50.0	25.8	33.4
米	838.2	589.3	267.9	513.6	768.0	921.5	879.2	820.0	1209.9	747.0
ジャガイモ	7.4	12.2	28.6	10.1	8.2	23.9	15.0	4.5	57.1	11.3
小麦粉	128.4	143.2	174.6	202.1	158.5	209.2	179.5	215.6	178.9	178.2
ピスケット・クッキー	108.7	85.4	459.5	21.6	33.0	61.5	28.9	46.2	72.6	34.1

資料) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*

も、米消費の伸びの背景にある。世界的にみても、イモ食の地域は、徐々に米や小麦粉（パン）を多く消費するようになっている。米の侵略である。

米以外にも、さまざまな缶詰、加工食品、飲料が目立つ。また、加工食品ばかりではなく、肉類や魚介類等生鮮食品の冷凍品もかなりある。1984年の統計を用いると、一人当たり年間460ドルの輸入食料（飲料・煙草を含む）を購入していることになる（表3参照）。ちなみに民間労働者の平均年収は5,314ドル（1984年）である¹⁶⁾。

こうした食生活の変化によって健康状態が悪化したということがしばしば経験的に語られている。ベラウでも何度も耳にした。とくに病気の種類が著しく増えたとよく言われる。R. R. Thamanは、太平洋島嶼部全体についてこの傾向を分析している。「そもそも太平洋の民衆はこうした病気にかかりやすかったという見方もあるが、主な原因はやはり、伝統的な生鮮食料品から輸入食品への変化だろう。というのも、伝統的な生鮮食料品の方は纖維質や微栄養素（ビタミンやミネラル）が豊富で砂糖、塩、動物性油脂、炭水化物が乏しいが、輸入食品は、精製されすぎていることが多い、微栄養素（ビタミンやミネラル）が乏しく砂糖、塩、動物性油脂、炭水化物の含有量が高いからである」（Thaman [1989: 28-29]）。

4. ベラウの〈経済自立〉をどう考えるか

ベラウのような太平洋の島社会を見るとき、私たちが陥りやすい二つの考え方がある。

一つは、そこを「南洋の楽園」と見る見方である。もちろん、日本とベラウでは労働についての考え方も違うし、日本にくらべ“のんびり”していることは事実だ。しかし、ベラウ人といえども同じ20世紀を生きている。テレビはビデオ文化としてある程度普及しているし（とくに首都コロールでの話が、最近では、村でもテレビを持つ家がある）、石油がなくては生きていけない。もちろん金も（ある程度は）必要だ。

もう一つの陥りやすい考え方は、反対にそうした島が経済発展を切に待ち望んでいるとする考え方である。とくに、太平洋諸島の政府・企業家とのみ接触する機会の多い人は、ついそうした考え方方に傾きがちになる。太平洋諸国の経済自立のために日本の援助の果たす役割は大きい、という論調になる。たしかに、どの太平洋諸国でも、「経済自立」は大きな問題である。現在、リン鉱石のとれるナウル共和国を除いて、どの国でも GNP や政府予算に対する外国からの援助の割合は非常に大きい。一人あたり GNP も非常に低い国が多数である。しかし、太平洋諸国のように、いまでも貨幣経済外の活動の占める位置が大きい社会で、「金」のみに収斂させる経済発展がどれほどの意味を持っているだろうか。もちろん無意味ではないにせよ、少なくともすべてではないだろう。GNP という数字に隠れた広い意味での〈経済力〉〈社会の力〉をもう一度検証し、呼び起こさなくてはならない。

村からコロールへの共同出荷の調査で、なぜこれを始めたのかと人々に何度も聞いた。返ってくる答は必ず「村では金を得る手段が他にないから」というものだった。

確かに、村でお金を得る手段は、学校の教師や政府関係の仕事について政府から給料をもらうか、店を開くくらいしかない。あるいは、1年に1回のシーズンに、高瀬貝を採取してそれを中間業者に売るということしかない。表4は20歳以上のパラオ在住者（男女）について、その雇用状態を表した表である。首都コロールとその郊外地であるアイライ州は、政府や民間の労働者、つまり給与所得者が

表4. ベラウ職業別人口（20歳以上）（バラオ人以外も含む）

	経済活動人口						非経済活動人口	無回答	合計			
	被雇用者			非貨幣經濟部門	非雇用者 (失業者)							
	貨幣經濟部門	非貨幣經濟部門	小計									
コロール + アイライ	1922	1415	213	3550	446	652	1273	65	5986			
その他の州	174	357	87	618	270	323	512	7	1730			
合 計	2096	1772	300	4168	716	975	1785	72	7716			

	経済活動人口						非経済活動人口	無回答	合計			
	被雇用者			非貨幣經濟部門	非雇用者 (失業者)							
	貨幣經濟部門	非貨幣經濟部門	小計									
コロール + アイライ	32%	24%	4%	59%	7%	11%	21%	1%	100%			
その他の州	10%	21%	5%	36%	16%	19%	30%	0%	100%			
合 計	27%	23%	4%	54%	9%	13%	23%	1%	100%			

資料) 1986 Census of Population and Housing of the Republic of Palau

多いが、それ以外ではそれほどないことがわかる。その他の州について、非貨幣經濟部門従事者、「失業」者と非経済活動人口を足すと、その他の州の20歳以上人口の64%にも及ぶ。

「村では金を得る手段が他にないから」という言葉の意味は、おそらく私たちが一般的に考える意味とは少し違う。

ガラールド州のウリマン村の船着場には、ベラウの他の村と同じようにアバイ（集会場）がある。そこにある朝、女性たちが荷物をもって集まってきた。タロイモやキャッサバなどが入っている。コロールに商品として出荷するのだろう、と私は当初考えたが、聞くとそうではない。これはコロールに住む彼らの子供たち（高校生など）にタロイモ等を送るためにあるという。親子関係だけでなく、親戚・縁者への“おみやげ”として食料が村からコロールに流れているのをよく見かける。モノの流れには、お金介さず、「価値」も生み出さないものがあるということであり、ベラウの場合、この流れが案外重要である。ベラウの社会で今でも根強く残る“相互扶助経済”とでもいべきものが、金の流れ、モノの流れにとって重要である。金になるものはすべて優先的にマーケットへ回すといった経済システムはここにはない。

こうした、GNPの数字に出てこない社会関係が、広い意味での〈経済〉を支えている。マーケットに出る村からの農産物の価格がある程度固定されているのも、この社会関係の方が、金を軸とした社会関係よりもまだ優位に立っているからだろう。しかしその一方でまた、こうした社会関係が、世界経済やペラウ内の政府経済（援助経済）ともすでに無関係ではないという現実も押さえておく必要がある。

さらに、単に社会関係のみならず、ペラウの比較的豊かと思われるエコロジー（とくに同じミクロネシアのサンゴ礁質の島に比べて）も考慮に入れなければならない。

ペラウではいま政府経済、それを土台とした輸入経済、企業経済（観光業を含む）、そして自給的経済、マグロ・高瀬貝の輸出経済などが二重三重の層をなしている。経済自立を考えるときには、そのどの層をどうするのか、という細かな議論がこれからますます必要だろう。〈経済自立〉がいかなるものであるか。ペラウでは政治的な課題が大きく、まだそのモデルが提示されるには至っていない。

【注】

- 1) 南洋貿易は、1894年に設立された南洋貿易日置合資会社と1904年に設立された南洋貿易村山合名会社が、1908年に合併してできた会社である。1942年に、サイパンでの製糖業などに従事していた南洋興発株式会社に合併されるまで続いた。戦後南洋貿易の生き残りたちがあつまって始めた南洋貿易とは別組織である。南洋貿易株式会社[1970]。また、「太平洋諸島百科事典」の「南洋貿易」の項も参照。
- 2) Palau Community Action Agency[1977: Vol. 3: 356]によると、1920年に592人だった日本人は1935年に6,553人に膨れ上がっている。このうち約3分の1は沖縄人である。
- 3) 南洋庁[1932: 351]。ちなみに、日本の統治下にあった南洋群島全域では、1931年には12万6783トンのコブラ生産量があった。生産量が大きかったのはマーシャル諸島である。
- 4) 当時この熱帯油脂石鹼工場で働いていたペラウ人エトマイさんからの聞き取りによる。しかしながら私がこれまで見た南洋庁等の文献にはこの工場のことは書かれていません。
- 5) FAO Production Yearbook 1985
- 6) 「日本貿易月表」
- 7) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*, Republic of Palau, 1986 *Census of Population and Housing of the Republic of Palau*

- 8) 『太平洋諸島百科事典』の「モデクゲイ」の項。青柳真智子[1989]。
- 9) 中尾佐助[1966:35-38], 「週刊朝日百科・世界の食べもの・121・米とイモの文化」(1983年)p. 12
- 10) これと同じ性による役割分担は、ヤップや中央カロリンでも見られるが、一方、トラック、マリアナ、コスラエでは男性が農耕、女性が漁撈であり、また、ポンペイ(ボナベ)、マーシャル、キリバスでは農耕も漁撈も男性の役割である。清水昭俊[1987:209]。
- 11) 異性化糖=「ぶどう糖果糖液糖」の原料は、1986年の時点で、国内産サツマイモが9.1%, 同ジャガイモが6.8%, 輸入でんぶん(キャッサバでんぶん等)が3.3%, 残り80.8%はコーンスターク(とうもろこしでんぶん)である。農水省食品流通局砂糖類課調べ。
- 12) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984* より計算。
- 13) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*
- 14) ベラウの法律では原則として外国人労働者禁止である。しかし、これはザル法で、雇用者は、1カ月ベラウ人を求人して、応じるベラウ人がいなければ、外国人を雇っていい。フィリピン人労働者からの聞き取りによれば、フィリピン人がベラウに働きに来るルートは、主に次の3つある。①フィリピン人のリクルート・エイジェントを通じて、②雇用者がフィリピンへ行ってのリクルート、③友人・親戚をつたって、の3つである。賃金はメイドの場合月 US\$100程度。建設労働者の場合時給 US\$1.5程度。ちなみに公務員の平均月給は1984年の統計で US\$540である (Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984* より試算)。
- 15) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*, U.N. ESCAP, Statistical Yearbook for Asia and the Pacific 1986. 農林水産省「食料需給表」
- 16) Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*, U.N. ESCAP, Statistical Yearbook for Asia and the Pacific 1986

【参考文献】

- 足立己幸他 1986 「トンガ式健康法の変化に学ぶ」 農山漁村文化協会
- 青柳真智子 1989 「モデクゲイー・ミクロネシア・パラオの新宗教」 新泉社
- Fr. Edwin G. and McManus, S. J., 1977, Palauan-English Dictionary, The University Press of Hawaii
- Harris, Marvin, 1985, Good to Eat - Riddles of Food and Culture, Simon & Schuster = 1988 板橋作美訳「食と文化の謎」 岩波書店
- 星川清親(編) 1985 「いも一見直そう土からの恵み」 女子栄養大学出版部
- 梶原苗美 1988 「蛋白不足と適応ーパプア・ニューギニア高地民族の場合」 佐藤方彦(編)

- 著)『生活科学のすすめ』井上書院
- 小菅輝雄(編著) 1977『南洋群島・今昔』グアム新報社
- 松岡静雄 1943『ミクロネシア民族誌』岩波書店
- 宮内泰介 1989「ベラウ(パラオ)短信・公表された前大統領の不正」「反核太平洋バシフィカ」185号(1989.8)
- 1990「金満ニッポンの貧しい“マグロ神話”」「月刊ちいきとうそう」21(5)
- 中尾佐助 1966『栽培植物の起源と農耕の起源』岩波書店
- 長嶋俊介 1987『水半球の大きな大地—太平洋諸島民の生活経済—』同文館
- 南洋貿易株式会社 1970『南洋貿易のあゆみ』南洋貿易株式会社
- 南洋協会南洋群島支部 1935『日本の南洋群島』南洋協会南洋群島支部
- 南洋庁 1932『南洋庁施政十年史』南洋庁
- Palau Community Action Agency, 1976, History of Palau (Vol. 1-Vol. 3), Palau Community Action Agency
- Parkinson, Susan, 1982, "Nutrition in the South Pacific - past and present", *Journal of Food and Nutrition* 39 (3)
- 桜井 均 1981『ミクロネシア・レポート』日本放送出版協会
- 清水昭俊 1987『ミクロネシアの伝統文化』石川栄吉(編)『オセアニア世界の伝統と変貌』山川出版社
- Thaman,R.R., 1984, "Intensification of edible aroid cultivation in the Pacific Islands" S. Chandra ed., *Edible aroids*, Clarendon Press
- , 1982, "Deterioration of traditional food system, increasing malnutrition and food dependency in the Pacific Islands", *Journal of Food and Nutrition* 39: 3
- , 1989, "Consumerism and Malnutrition in the Pacific Islands" *Tok Blong SPPP* 29 (Oct., 1989)
- 坪井洋文 1979『イモと日本人—民族文化論の課題ー』未来社
- 矢内原忠雄 1935『南洋群島の研究』岩波書店
- 【週刊朝日百科・世界の食べもの・121・米とイモの文化】(1983年)
- 【太平洋諸島百科事典】
- 【日本貿易月表】
- 農林水産省【食料需給表】
- FAO Production Yearbook 1985
- Pacific Islands Yearbook (16th edition) (1989)

Republic of Palau, *Abstract of Statistics 1984*

Republic of Palau, *1986 Census of Population and Housing of the Republic of Palau*

U.N. ESCAP, *Statistical Yearbook for Asia and the Pacific 1986*

〔宮内泰介〕

付表. ベラウの物価

	品名	単位	価格(US\$)	場所
国内農産物	豆	1 £	0.90	*1(委託販売)
	なっば	1 £	0.95	*1(委託販売)
	きゅうり	1 £	0.65	*1(委託販売)
	カンクン	1 £	0.65	*1(委託販売)
	ラディッシュ	1 £	0.75	*1(委託販売)
	トウモロコシ	1 £	1.25	*1(委託販売)
	カンクン	1 £	0.85	*2
	なす	1 £	0.70	*2
	オクラ	1 £	0.90	*2
	卵(大)	1 ダース	1.85	*1(委託販売)
	ココナツ	1 個	0.75	*3
	ヤシガニ	1 £	3.75	*3
	タロイモ	1 £	0.60	*3
	ピンロウジュ	1 袋	1.25	*3
	キンマの葉	1 束	1.00	*3
	ナマコ	1 瓶	3.00	*3
	魚	1 £	1.00	*3
輸入農産物	レモン	1 £	1.65	*1
	にんにく	1 £	3.79	*1
	キャベツ	1 £	0.75	*1
	ジャガイモ	1 £	0.89	*1
	玉ねぎ	1 £	0.69	*1
	セロリ	1 £	0.89	*1
	にんじん	1 £	0.85	*1
	卵	1 ダース	1.49	*1
	カリフラワー	1 £	1.49	*2
	にんにく	1 £	1.79	*2
	ショウガ	1 £	2.95	*2
	ラディッシュ	1 £	0.89	*2
	シチュー用鶏肉	1 £	1.39	*1
	冷凍エビ(凍結)	1 パック	21.15-43.25	*1
	豚肉	1 kg	1.75-3.15	*1
	牛肉	1 kg	2.95-5.25	*1
	鶏肉	1 kg	6.45-2.268	*1
	カリフォルニア米	50 £	11.95	*1
国内果実	スイカ	1 £	0.59	*1(委託販売)
	トマト	1 £	1.65	*1(委託販売)
	パインアップル	1 £	0.75	*1(委託販売)
	パパイヤ	1 £	0.85	*2
	すいか	1 £	0.65	*2
	キャベツ	1 £	1.00	*2

国内果実	バナナ	1 £	1.75	*2
	バナナ	1 £	0.60	*3
輸入果実	青リンゴ	1 £	0.99	*1
	赤リンゴ	1 £	1.09	*1
	オレンジ	1 £	0.99	*1
	ぶどう	1 £	2.09	*1
	サクランボ	1 £	1.69	*2
	グレープフルーツ	1 £	1.00	*2
	レモン	1 £	1.29	*2
	オレンジ	1 £	0.95	*2
	ピーナッツ	1 £	1.59	*2
	西洋梨	1 £	1.00	*2
輸入食品	果汁ジュース(ポッカ)	1 本	0.55	スーパーマケット
	しょうゆ(キッコーマン)	150mℓ	1.50	*1
輸入日用品	石せん	1 個	0.50-1.95	*1
	歯磨き(大型)	1 個	1.95-3.25	*1
	男性用ボロシャツ(米国別)	1 着	12.95-18.95	KR Center(スーパーマーケット)
	合成洗剤(キングサイズ)	1 箱	7.45	*1
	トイレットペーパー	1 ロール	3.95	*1
その他	コインランドリー	1 回	0.50-1.00	
	中古車(日本車)	1 台	約2000.00	
	新車(日本車)	1 台	約5000.00	
	ビデオレンタル	1 泊	2.00	
	ボート用船外機(75馬力)		約3800.00	
	ガソリン	1 ガロン	1.35	
	水道	1000 ガロン	0.50	
外食	ラーメン(鶏肉)		2.75	Oumuul Restaurant([中華料理])
	ラーメン(豚肉)		2.95	Oumuul Restaurant([中華料理])
	チョップ・スーイ(鶏肉)		4.25	Oumuul Restaurant([中華料理])
	チョップ・スーイ(牛肉)		4.25	Oumuul Restaurant([中華料理])
	コーヒー		1.00	Hotel Nikko Palau のレストラン
	サンドイッチ・セット		3.00	Hotel Nikko Palau のレストラン

注) *1=W.C.T.C. Shopping Center

*2=Surangels Supermarket

*3=PMCA's market(モデクゲイのマーケット)

1989年8-9月の調査

VI 南太平洋の核被害の実体

I. 核の楽園－太平洋諸島

抜けるように青い広大な太平洋の上に、点在する小さな島々。ほとんどは、サンゴ礁が隆起してきた島である。そこに住む人々は長い間、西欧の文明とも接触を持つこともなく、自給自足経済のもとで、のどかに暮らしてきた。

その太平洋の島々の人々の生活を突然、狂わせたのが、米国、英国、フランスの核実験である。

オーストラリアからも、ニュージーランドからも、南米からも、ハワイからも遠くはなれたこの地域が、第二次世界大戦後、核実験場に選ばれたのは、まさに孤立している地理的な条件によるところが大きい。

米国は広島、長崎に人類史上初の原爆を投下してまだ一年にもならない1946年7月1日、第二次大戦後初めての原爆実験場にミクロネシアのマーシャル諸島・ビキニ環礁を選んだ。

当時の米軍関係の資料によると、その理由としては①当時の米空軍の主力だったB29戦略爆撃機の航続距離1,600キロ以内にあること②温暖な土地であること③規模の大きな錨地が確保できること④米国の支配権が及ぶこと⑤人口が少なく、移動が容易なこと－などが挙げられている。

フランスが核実験場に選んだモルロア環礁（一般的にはムルロアの名前で知られているが、地元の住民たちはモルロアと呼ぶ。フランス軍がまちがえたため、ムルロアと呼ばれるようになった。詳しくはダニエルソン夫妻「モルロア」参照）も事情は同じである。

1960年、植民地だったアルジェリアのサハラ砂漠で最初の原爆実験に成功して独自の核戦力を保持したフランスは、アルジェリアの独立により新たな核実験場探しをせざるを得なくなった。その際、フランス本国が検討の対象にならなかつたのは言うまでもない。当初浮かんだのは、インド洋南部のケレゲン諸島（仏領）である。しかし気象条件の事前調査の結果、オーストラリアに実験の影響が及ぶ恐れがあることが判明。断念する。

次に浮かんだのが、仮領ポリネシアである。人口の最も多いタヒチ島から約1,250キロ南東のモルロア環礁と、そのすぐ南東にあるファンガタウファ環礁がそれだ。モルロア環礁はタヒチから遠いのと、軍艦などが停泊できる規模の天然の礁湖（ラグーン）が存在したことが決め手になった。もっとも、実験場から100キロ北のツレイア島には、数十人が住んでいたが、フランス政府の対応は、核シェルターを建設したので問題は解決したということのようである（ツレイア島の住民がひどい目にあったことは後に触れる）。

英國の場合もまた、事情はまったく同じである。マンハッタン計画では米国と共同で原爆を開発した英國だったが、戦後の米国の核独占政策の下で、核兵器開発から閉め出されてしまう。やむなく独自の原爆開発に乗り出したものの、実験場の確保の問題では、自国を避けることになる。

そこで最初に目をつけたのが、オーストラリアである。西オーストラリア州のモンテ・ペロ島と、大ビクトリア砂漠のマラリンガ、エミュー・フィールドで12回の原爆実験と、数百回のマイナー・トライアル（放射性物質が事故を起こしたときなどを想定して通常の爆弾で核物質を爆発させる実験）を強行した。しかし原爆よりも一段と規模の大きい水爆の実験となると、オーストラリアではさすがにできなくなった。

そこで次に白羽の矢がったのがクリスマス島である。当時の英國にとって、自由になる数少ない太平洋の植民地だった。

原爆も、水爆も知らずに暮らしてきた太平洋の人々。彼らは核実験がどんなものなのか、どんな被害を住民にもたらすのか、どうしたら防げるのか、まったく知らされることもないまま、核実験のフォールアウト（核分裂生成物）の降り注ぐままにさらされてきた。その彼らに、「核の被害」は確実にしのびよっている。

Ⅱ. 仮領ポリネシア

Ⅱ・1 はじめに

仮領ポリネシアは、歐州がすっぽり入る広大な海域に、310余りの島々が点在。そこに約17万人が暮らしている。モルロア環礁で最初の大気圏原爆実験が行われ

たのが1966年7月2日。国際的な批判の前に、一九七四年に大気圏から地下に実験場を移して以後も、通算で150回の核実験が強行されている。

フランス政府は「核実験による人体の被害は一切ない」との公式的立場を一貫して取り続けている。それどころか、核実験の被害を訴える現地および国際的な反核運動に対しては、後にみるように徹底的な弾圧も加えている。したがって、公式記録なり、発表から核実験被害を後付けることは不可能だ。そこで、私たちは、実際に核実験に従事した島民たちの生の証言に耳を傾けなければならない。

筆者は1989年4月、核実験被害の取材のため、仏領ポリネシアを訪ねた。その際、フランス政府側の弾圧の影におびえながら取材に応じてくれた人々の証言を紹介したい。

II・2 放射能汚染調査

モルロア環礁での核実験の際、ポリネシア人としてただ1人、核実験の放射能汚染調査班に加わることを許された労働者の証言をまず聞こう。ハオア・エドウインさん、52歳。1963年の核実験場建設当初からモルロアで働いた。その際の働きぶりがフランス軍に認められて、汚染調査班に加えられた。

調査班としての活動は、1966年7月の核実験開始の時からである。班員は4人1組が原則。原爆を爆発させるときは軍用艦に乗船して危険水域外で待機。決まって実験の翌日に、ヘリコプターで実験場入りした、という。

彼の仕事は白い放射線防護服に身を包み、ガイガー・カウンターを手に、環礁の残留放射能を測定して回ることだった。汚染の著しい範囲には、立入禁止のフェンスも張った。

モルロア環礁は、延長約50キロのサンゴ礁の島が、「コ」の字型に弧状を描く形になっている。大規模な水爆実験の後では、環礁の半分以上が立入禁止にせざるを得ないほどの汚染にさらされていた、とも言う。特に汚染がひどかったのは、実験が幾たびも繰り返された環礁の北側だった。彼は1972年にモルロアを離れるまで、30回余り、こうした調査を繰り返した。

「実験後間もなくして、頭髪が抜けたり、貝を食べて全身がかゆくなって狂死にした実験場の労働者もいた。だけど、遺族はそのことについて、フランス軍

から口封じされ、仲間の労働者達は不審に思っても、仕事を失うのを恐れて黙っているのさ」。

エドワインさんの証言は、そのまま科学的な意味で、核実験による人体被害を立証しているわけではない。しかし、モルロア環礁で核実験に携わった労働者の間に、何らかの健康上の障害が生じたことを疑わせるには十分な証言ではないだろうか。

また、エドワインさん自身の例では、奥さんが二度、死産をしたと言う。二人の子供のうち下の女の子は生まれながらの身体障害を抱えている。エドワインさんは障害の原因が、自分が核実験場で放射能汚染の調査をしたことにあるのではないか、と心配している。もちろん、フランス軍の医者は頭から否定してかかっているが……。

私の取材に対して、エドワインさんは左手のこぶしを大きく振り上げながら、悔しそうに語った。この他の労働者たちからも、フランス人の技術者でがんで死亡した人が多いとか、核実験が始まってから障害児の出産が増えた、モルロアの植物が変色した、など核実験との因果関係を示唆する証言をたくさん聞いた。

米国が核実験場に選んだマーシャル諸島では、こんな例がある。実験前に一時的に移住させられたロンゲラップ島の住民が1957年に帰郷を許されたものの、その後の調査で高レベルの残留放射能に汚染されていることが分かり、1985年になって国際的環境保護団体グリーン・ピースの援助で別のメジャト島に再移住せざるを得なかった。住民は米国のいい加減な汚染調査の結果、余分な二次放射能による被曝まで体験させられたのである。米国が本当に島の住民の健康を心配していたら、このようないい加減な汚染調査がまかり通るはずはない。核大国がいかに太平洋の住民の健康を軽視していたかという格好の例ではないだろうか。

II・3 全身の発疹

核実験による被害を直接的に証言してくれる労働者を探すのにはいささか苦労した。万事をフランスによる経済援助に頼っている仏領ポリネシアにあって、反フランスの立場で活動したり、発言したりすることは、ある場合には失業も覚悟せざるを得ない。秘密警察による弾圧や圧力もある。核実験について証言するこ

とは、大変勇気のいることなのだ、と私を案内してくれたタヒチの反核・独立政党「ポリネシア解放戦線」の若者たちは異口同音に語っていた。

そんな中で、やっと一人の労働者が証言してくれることになった。コロンベル・フェリックスさん、37歳である。

「モルロア環礁の海で泳いだら、全身に発疹が出て、こんなひどいことになって…」。フェリックスさんはそう言いながら、半袖のTシャツのそでから出ている左腕を差し出した。

見ると、褐色の肌が所々、まだら状にピンクに変色している。かゆくてたまらずに、かきむしったところは、すべてこうした傷跡が残った、という。

もちろん、すぐモルロアにある軍の病院に駆け込んだのだが、医者は「こんな病気は見たことがない」と、不思議がるばかりだった。結局、塗り薬を使っていのうちにかゆみは治まった。原因は不明のままになったが、軍の医者は「核実験との因果関係はまったくない。今度の病気のことは、だれにも話してはいけないと、念を押すことは忘れてはなかった、という。

全身がかゆくなるという病気が、実際に核実験に関係しているかどうかは、専門家の詳しい調査を待たなければ、判断が下せない。しかし、一つだけ言えるのは、全身のかゆみという病気はモルロアだけの病気ではないということだ。米国が核実験をしたマーシャル諸島でもやはり、住民から同じ病気の話を聞くことができる。今は、それだけを指摘しておこう。

II・4 広範囲に及んだ汚染

再びエドウィンさんの証言に耳を傾けよう。彼の放射能汚染調査は、モルロア環礁だけにとどまつてはいなかった。モルロア環礁から約360キロ東のマンガレバ島にまで手を伸ばしていたのだ。

マンガレバ島は人口約500人。核実験で汚染されたフランス軍の艦船が時折、立ち寄り、礁湖で艦船に付着した放射能を洗い流したりもする。

エドウィンさんによると、回遊魚の放射能汚染がひどかった、という。礁湖に洗い流される放射能、さらに回遊魚による二次被曝の危険…。一体500人の島民はどんな状態におかれていたのだろうか。

私は幸運にも、マンガレバ島で1963年から68年まで、警察官を務めたテツアヌイ・ウィルフレッドさん、51歳に会うことができた。彼によると、核実験の後、爆風がマンガレバ島にまで届き、民家の窓ガラスを割ったことさえある。マンガレバ島には核実験に備えて住民の避難用のシェルターが建設された。しかし、住民たちは核実験がどんなものかフランス軍からまともな説明を受けたことがなかったので、シェルターに避難しない住民も多かった、という。

「核実験が始まると、多くの島民が病気になった」。

ウィルフレッドさんによると、シェルターに降り注いだ死の灰は、水で洗い流すだけ。放射能汚染の艦船を礁湖で洗浄したために海水が汚染されたのと同じように、死の灰の放射能が土壌を汚染したことはまず間違いない。島の住民の水は雨水に頼る。主要な食料はヤシや魚介類である。死の灰や、土壌の放射能汚染の影響をモロに受ける生活習慣になっている。水や食料を通して、島の住民たちは放射能を体内に取り込んだのだろう。

このマンガレバ島が放射能汚染にさらされる危険は、実はフランス軍自身も事前に気づいてはいたのである。

モルロア環礁での核実験開始を2カ月後に控えた1966年5月。核実験に伴う危険水域を発表した。「モルロア環礁の周囲400キロと、東方740キロのくさび形の範囲」がそれである。ところが、この水域には人の住む島が七つも含まれていた。

そのことをタヒチの反核運動家から指摘されると、今度はフランス軍は危険水域を「モルロア環礁の周囲222キロ」に縮小してしまう。マンガレバ島は、フランス軍の一種のごまかし、まやかしによって「安全」になったに過ぎない。

その証拠に、フランス軍は核実験の後、マンガレバ島の住民の健康調査に乗り出している。「フランス人が定期的に島にやってきて、住民の被曝した放射線量や健康調査を実施していた。しかし、その結果が住民に説明されたなどという話は、一度も耳にしたことがない」と、ウィルフレッドさんは怒る。

それだけではない。核実験が始まるまで、マンガレバ島には、タヒチ出身の看護婦が赴任していたが、実験開始直前にフランス人の看護婦に代わってしまった、というのだ。

詳しいことは後で触れるが、核実験による一切の被害を隠し通そうとするフ

ンス政府らしいやり方である。

もう一つ、マンガレバ島よりももっとモルロア環礁に近いツレイア島の場合は、さらに悲惨である。

モルロア環礁の北約122キロ。島民はわずか五十人余り。フランス軍による核実験危険水域の変更によっても、「安全」にはならなかった島である。

実はこの島の住民が核実験を直前に控えた1968年8月、突然蒸発したことがある。フランス軍は関与を否定していたが、フランス軍の艦艇でタヒチ島に運ばれ、軍の野営地に隔離されていたのだ。

そのことがバレると、今度はフランス軍は態度を一変させ、「ツレイア島の住民がタヒチに旅したと言ったので、要望をかなえたのだ」と強弁。さらにフランス軍はツレイア島の住民を今度はテレビに出演させ、「今回のフランス軍の措置には感謝している」とまで言わせている。

核実験を直前に控えた時期に「隔離」が行われたことからみて、フランス軍のこの演出をそのまま信じるポリネシア人が少ないことは、言うまでもない。

Ⅱ・5 周辺諸国の反発

フランスの核実験の影響が広範囲に及んだことをフランス政府自身は一切認めないが、同じ太平洋の国々の反応はまったく違う。むしろ、独自の放射能測定の結果から、フランスの核実験がオーストラリアや南米の諸国など南太平洋全体に死の灰が降り注いだことを裏付けている。

フランスが実施した2回目の核実験（1966年9月11日）と、3回目の核実験（同10月4日）は、風向きが悪く、人口の比較的多いタヒチ島やさらに西サモア、ニュージーランドにフォールアウトをもたらす恐れがありながら、わざわざモルロア環礁を訪れていたドゴール大統領の強い希望で強行された。

その結果は、ニュージーランド政府の覚え書きが次のように指摘している。「（この2回の核実験は）クック諸島、西サモア、フィジーを含む多くの太平洋諸島で大気と雨水から高レベルの放射能が検出された」。

ニュージーランドが太平洋諸島に設けることを余儀なくされた独自の観測網によれば、フランスが1966年から1972年までに実施した29回の大気圏核実験の度に、

大量の放射能が仮領ポリネシアはいうにおよばず、南太平洋全体にまき散らされていたのである。

オーストラリアの観測結果も同様のことを示している。牛乳に含まれる放射性のヨウ素131の濃度が上昇するとともに、核実験に特有のセシウム137とストロンチウム90による汚染も急増していた。

オーストラリアとニュージーランドは度重なる核実験の中止要請に、フランス政府がなんらの誠意ある姿勢を示さないのに怒り、1973年に国際司法裁判所（オランダ・ハーグ）に提訴した。この中で両国政府は「フランスの核実験は、太平洋諸島の住民の人権侵害」と、きっぱり抗議している。

もともと大気圏核実験については、1963年に米国、ソ連、英国の間で部分的核実験停止条約が結ばれ、実験場は大気圏から地下に移っていた。だが、フランスと中国だけはこれに応じず、相変わらず大気圏での核実験を継続していたため、よけいに世論の反発を招いた。

こうした抗議の動きは太平洋諸国だけでなく、やはり同じようにフォールアウトの危険にさらされていた南米諸国に及んだ。後に、クーデターで倒されるチリのアジェンデ左翼政権などは、抗議の先頭に立ち、ついに1974年、フランス政府に大気圏核実験を断念させるまでに追い込んだ。

II・6 事故による放射能汚染

放射能汚染は核実験によってのみ、直接引き起こされているわけではない。これまでの報道などによれば、モルロア環礁では台風（サイクロン）や、事故によっても放射能が海中に漏れだしている。

1979年7月には予定よりも浅い深度で核爆発が起き、環礁に割れ目が生じて放射能が海中に漏れた疑いが持たれている。さらに同8月には、モルロア環礁で働いていたフランス人技術者の証言から、実験室からプルトニウムが岩礁に漏れだし、付近をアスファルトで覆っていたことや、実験室の爆発で研究員らが放射能に汚染されたことも明らかになっている。1981年3月にはサイクロンが通過した際、放射性廃棄物が流されてプルトニウム20キロが海中に拡散したことも判明した。

さらに、フランス政府自身が1987年に派遣した科学調査団の報告によってさえも、放射能漏洩の疑いは残っているのだ。

著名な海洋学者ジャック・クストーは5日間、モルロア環礁に滞在。水深200メートルまで潜水して環礁の破損状況を調べた。その結果、環礁に核爆発による亀裂が生じており、核実験用の深さ1000メートルの穴をコンクリートでふさいでしまわないと、今後深刻な放射能漏れが起こると警告している。もともと環礁はサンゴで出来ているから、核爆発のような強烈な衝撃には弱いのである。それは、米国がマーシャル諸島での核実験を途中で断念した背景からも明かである。

もっとも、タヒチの反核グループの中では、クストー報告に対して、評価が分かれている。「フランス政府の公式的立場でも放射能漏れの危険を言わざるを得なくなつたのだから、それだけでも大きな前進」(地元の反核政党「イア・マナ・テ・ヌナア=人民に力を、の意味」のフィリップ・シウ氏)というのと、「事態はもっと深刻なはず。クストーは水深200メートルまでしか潜っていないが、もっと深くまで潜っていたら、もっとひどい状態であることを発見できただろう」(タヒチで反核活動を続けるスウェーデン出身の人類学者ベンクト・ダニエルソン氏)という立場である。評価の仕方は運動の力点の置き方の違いにもよるので、ここでは深入りしないが、いずれにせよ、フランス政府が言うほど、モルロア環礁の状態が良くないことだけは、間違いない。

II・7 魚中毒

仏領ポリネシアのみならず、現在の太平洋諸島の住民たちを悩ませているのが、魚中毒「シグアテラ」である。

毒素を持った魚を食べると、猛烈な吐き気、かゆみ、下痢などの急性症状に襲われ、かゆみは数日から長い場合は数年続くことさえある。まれに死亡することもあり、妊婦は流産の恐れもある。この魚による中毒症状が、フランス政府がモルロア環礁での核実験を始めて以来、増えているというのである。

オーストラリア・メルボルン市のモナシュ医科大学社会予防医学部の講師で、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）オーストラリア支部長も務めるティルマン・ラフ氏がこのシグアテラの研究をしているというので、私はタヒチ入りする前に、

彼をメルボルンに訪ねた。彼は、1989年1月に英國の権威ある医学雑誌「ブリティッシュ・メディカル・ジャーナル」に発表した自分の論文を基に説明してくれた。

彼がフランス政府の統計を基にまとめたものによると、フランスがまだ核実験を始めるよりも前の1960年には、シグアテラの年間発生件数は100件に満たなかつた。それが1966年に核実験をスタートさせると急速に増加。フランス政府が大気圏核実験をやめる前年の1973年には1400件の大台を超えた。

核実験が地下に移されてからは、多少減少傾向を見せているものの、それでも1000件前後は毎年発生している。

この現象は仏領ポリネシアだけでなく、米国が核実験をしていた当時のマーシャル諸島にも共通していた、とラフ氏は言う。

仏領ポリネシアで、地域別に発生件数を比較すると、モルロア環礁の風下地域ほど発生率が高いことも分かる。風下のガンビエ諸島は、人口がもっとも多いタヒチ島を含むソシエテ諸島の実に45.4倍。モルロア環礁を含むツアモツ諸島は、ソシエテ諸島の3.4倍にとどまっているが、これは地元の魚を食べないようにとの指導が徹底しているためだろう。

このシグアテラの中毒は南太平洋全体にとって、深刻な問題になっているようである。この地域にフィールドワークに毎年2、3ヶ月は出かけている京都大理学部の片山一道助教授（人類学）によれば、クック諸島でも、西サモアでも、住民たちは重大な关心を払っており、シグアテラが急増した原因としては、フランスの核実験によるものと、大方の人々が考えている、とのことである。

もっとも、シグアテラの発生の仕組みがすべて解明されているわけではない。まだ研究途上にある。

ラフ氏の推測によれば、核実験や放射能漏れ、放射性廃棄物の漏えいなどによってサンゴ礁の生態系がまず変わり、一部のプランクトンが従来にない毒素を持つ。これが魚の体内で濃縮され、人間が食べると中毒を引き起こす、というのである。

今はまだ、状況証拠でしかないかもしれないが、フランス政府がもっとデータを公表すれば、さらに実態の解明が進んで行くだろう。

II・8 核被害隠し

フランス政府、軍による核実験被害隠しの方法は徹底している。一切のまともなデータを公表しないのである。そして、地元の領土議会の度重なる要求にもかかわらず、独立した科学者らの調査も許さないのである。したがって、現地の住民らが科学的データを基に、被害を追及するのは、きわめて困難な状態に追い込まれている。

典型的な例としては、保健統計の取り扱いである。フランス政府がモルロアで核実験を始めた1966年から、仏領ポリネシアでの死亡者数、死亡原因などのデータの公表を中止した。

さらに、核実験で大気中に放出された「死の灰」に関する一切のデータも、秘密にされている。これまで国連や世界保健機関（WHO）に提出されたポリネシア海域の環境データも、ほとんど使えない代物と言われている。国際的な批判を受けても、事態はいっこうに改善されていない。

その一方で、フランス政府は「核実験による被害は一切ない。安全だから心配ない」の一点張りなのである。だから、かえって説得力をなくしている。

フランス側以外の科学データとしては、1983年の「アトキンソン報告」が一般に知られている。これはフランス政府の招待で、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニアから六人の科学者がモルロアを訪問し、環境調査を実施した報告書である。代表者の名前をとってこう呼ばれている。

結論は、「モルロアでの大気圏核実験は人体に危害を及ぼすほどの影響はもたらしていないし、環礁に蓄積された放射能が海中に漏れ出すとしても500年も先のこと」としていた。フランス政府としては第三国の科学者を使っての一種の「核実験安全宣言」をもくろんでいたのだが、報告書の内容が詳細に検討されるうちに、ボロが出てきた。

それはまず、調査期間がわずか四日間と短かったことである。そして、大気圏核実験が再々行われた上、事故が重なって放射能汚染が深刻とされている環礁北側への立ち入りは一切出来なかった。さらに、核実験で生じた環礁の亀裂を目で確かめることもできなければ、サンプルの採取をすることも許されなかつたのである。

タヒチの反核運動家のダニエルソン氏らが「科学的結論を引き出すには、あまりにお粗末な調査」と批判するのもうなずける。ニュージーランドの地熱研究所のマンフレッド・ホフ斯坦所長らは「アトキンソン報告とは違って、モルロアは核実験のたびに地盤沈下が進み、将来環礁に蓄積した放射能が海中に漏れる恐れがある」と、警告している。

フランス政府は科学者の独立した調査を許可しないだけではない。ジャーナリズムによる取材も拒否している。

英国放送協会（BBC）は1987年、モルロアの核実験被害の取材を試みたが、取材ビザの申請を拒否された。理由は「核実験の被害など存在しないから」だった、という。やむなく、家庭用ビデオをタヒチに持ち込んで、ポリネシア解放戦線の協力で、モルロアで働いた経験を持つ労働者らの証言を集めた「TAHITI WITNESS（タヒチの目撃者）」という番組を製作した。

しかしフランス政府は番組の最後に「この番組は虚偽の証言に基づいている。核実験の被害は一切生じていない」とのコメントを付けさせた。さらに、この番組は欧州やオセアニアでは放送されたが、肝心のフランスと仮領ポリネシアでは今だに放送されていない。

こうしたフランス政府による核実験の被害隠しを容易にさせている背景に、核問題に詳しい医師、科学者の不足が挙げられる。

ポリネシアに約200人の医師がいるが、このうちポリネシア人は数人しかいない。あとはフランス系ばかりである。ポリネシアから医師になろうとすると、フランス本国の大学の医学部を卒業しなければならないため、よほどの経済力がなければ医師になれない。そして、ポリネシアでは、フランス語ができなければ進学は難しいため、ポリネシアの人々にとって、高等教育を受けるために進学すること自体が大変なことなのである。現在、核実験反対の立場で活動しているのは、歯科医が一人だけである。

II・9 反核闘争

フランス政府がポリネシアでの核実験を始めるに当たって、最初に手をつけたのは、独立運動への徹底した弾圧である。

1960年代の独立運動のリーダーだったボウバナア・オ・オオバ。カリスマ的因素も兼ね備えた指導者だったのだが、パベエテの焼き討ちをそそのかしたという容疑で、フランス本国の牢獄に8年間、ぶちこまれた。だが、彼の周囲で、焼き討ち事件が本当の投獄の理由だと考えているものはいなかった。

その後、独立運動は分裂を経験したりして、消え去るわけではないが困難な時代を迎える。

次のまとめた形をとるのは、1968年に、ポリネシア解放戦線が結成されてからである。現在の議長は、ポリネシア第一の都市ファアアの市長でもあるオスカ・テマル氏、45歳。はつてモルロア環礁で、税関職員として働き、核実験によって、パンノキが黄色に変色するのを目撃したりにして、核実験に不審を抱いたのがきっかけで、反核・独立運動に身を投じた。

もう一つの反核政党が「イア・マナ・テ・ヌナア」である。

あえて両者の違いを言えば、解放戦線は徹底して独立問題を重視しているが、イア・マナ・テ・ヌナアは、独立問題では多少妥協的。また、解放戦線は貧しい層の支持が多いが、イア・マナ・テ・ヌナアは、どちらかといえば地元の文化人らの間で支持を集めている。

フランス軍による反核運動の敵視政策は徹底している。例えば昨年春、解放戦線のテマル氏の自宅の上を夜間、ヘリコプターが大きな騒音をたてながら何時間も旋回し、それも1カ月間にわたったため、彼はいささか神経がまひって、しばらくニュージーランドの反核運動家のもとに身を寄せて静養したと言う。

また、魚中毒の取材でオーストラリアのラフ氏に会ったときにも、フランス軍に気をつけろ、という話をさんざん聞かされた。

彼はタヒチを4年前に訪れ、テマル氏らのグループと交流を持っているのだが、彼がタヒチ滞在中、ずっと秘密警察の影を感じていた、という。さらに帰国の際のファアア国際空港の税関で、他の観光客らはほとんど素通りなのに、彼だけはスーツケースを開けられ、ノート類などを「職員」が丹念に読んでいた、という。

そして、フランス政府の高圧的な態度を象徴する最大の事件が、1985年の「レインボー・ウォリアー（にじの戦士号）爆破事件」である。国際的環境保護団体グリーン・ピースがモルロアでの核実験反対航海を予定していた直前、ニュー

ジーランドのオークランド港に停泊中のグリーン・ピースの船「レインボーウォリアー」が、爆破され、カメラマン一人が死亡した。

フランス政府は何度も事件への関与を否定したが、ニュージーランド警察の捜査とジャーナリズムの追及の前に、秘密機関の仕業である事を認めざるを得ないところまで追い込まれた。すなわち、政府の承認した計画の下に、秘密機関が計画的に動いて爆破事件を引き起こした、というわけである。つまり、フランス政府の核政策に反対するものに対しては、その命さえ奪ってなお恥じない体質が、フランスには存在しているといえる。

こうしたフランス政府の高圧的な態度は、今日に至るも、改まっているように思えない。例えば昨年5月、タヒチを訪問したミッテラン大統領は、記者会見で核実験の秘密主義を地元記者から批判されると、「それでは核実験をしたときには、政府から公式に発表しよう」と答え、批判をかわしたつもりになっている。それまでのフランス政府は、核実験をしても一切公式に認めるような発表をしたことにはなかった。たいていはニュージーランドの地震研究所などの測定データをもとに、核実験をしたことが確認されていた。

これだけでも確かに、これまでのフランス政府の対応からすれば若干の前進かもしれない。しかし、フランス政府の体質が根本的に改まっていない事だけは間違いがなかろう。多少の反省をしているのならば、核実験自体を中止するよりほかに、そのことを外に向かって示す方法はないからである。

III. マーシャル諸島

III・1 忘れられた存在

1954年3月1日のビキニの悲劇「第五福竜丸事件」については、日本では有名である。それまでは、米国の占領政策や、日本政府による「無策」も手伝って原爆報道が制限されたり、原爆反対の運動がしにくいなどの事情があった。

しかしふキニでの被曝が当時の読売新聞によってスクープされて以降、米国の水爆爆発実験に対する日本国内での批判が強まった。それは、1953年の核兵器使用に反対する「ストックホルム・アピール」の精神を日本国中に広めていくのに、大いに役立ったに違いない。

しかし、被曝した日本人の放射線の障害に比べ、現地の島民たちが同様の被害をうけていることについて、当時どれほどの関心が払われたかは、疑問である。

ビキニ水爆実験で被曝したのは、第五福竜丸の乗組員23人と、マーシャル諸島のロンゲラップ、ウトリク両島の島民243人に上る。島民の被曝者は、直接放射線を浴びて急性障害が出たケースだけで計算しているため、その後障害を持って生まれた子供や、生を得ることなく死、死産した胎児、後障害で甲状腺などに異常が生じた人々は含んでいない。また、死の灰の放射能で汚染された地域は実際ににはもっと広く、マーシャル諸島の全体に及び、影響を受けた島民は人口35,000人のうちの15,000にものぼるという推定さえある。

島民の被害が広く知られるようになり、現地から広島で毎年八月に開かれる原水爆禁止世界大会に被曝者の代表が参加し、ヒロシマからの援助を繰り返し訴えてきたが、果たしてヒロシマはその声にどこまでこたえ切れているのか。原水禁国民会議が1962年冬、医師団を日本から派遣した以外に、医療面での切実な島民の要望にこたえるような連帯の行動はとられていない。

ここでは改めて、現地の人々の被害について振り返ってみる。

III・2 島民の記録

ビキニをはじめマーシャル諸島の環礁で米国が実施した大気圏核実験は、1946年7月から13年間に66回に及ぶ。

そのマーシャル諸島の中の島の一つ、ロンゲラップ島で、ビキニ事件の死の灰が降り注いだ当時村長だったジョン・アンジャインさんは、古ぼけたノートに島民の病気の記録をとり続けている。

タイトルは「RONGERAP EXPOSE（ロンゲラップ・エクスポート）」。被曝者のことと意味している。

ビキニ水爆実験から9年後の1963年、島民の間に甲状腺の異常が見られるようになってから、書き続けている。被害者の側からみた唯一の記録である。

現在のノートには、アイリングナエ環礁にいた19人と胎児だった4人を含めて当時の被曝者86人全員の名前が記録にとどめられている。

この記録によると、死亡者が既に26人。甲状腺の手術を受けた人が36人。合わ

せて72%にも上る。残りは24人に過ぎない。アンジャインさんによると、甲状腺手術を受けたうちの少なくとも5人はがんだという。

アンジャインさんが記録をとり始めた1963年、既に米国は科学者を派遣して住民の健康状態の調査に乗り出していたが、その当時の回答は「心配ない」を繰り返すだけだった。

III・3 米国の調査

米国原子力委員会（AEC）は、ビキニ事件の1週間後には調査団を現地に派遣している。すでに広島、長崎の原爆傷害調査委員会（ABCC、現在の放射線影響研究所 RERF）による被爆者の調査、研究で蓄積した成果を生かしての加害者による調査である。その結果をまともに信じる事は難しい。

そのAECが1956年に公表した調査結果でさえ、「放射性物質による皮膚の病変、全身の放射能症状、放射性物質の人体内部への沈着を引き起こした。激しい皮膚の病変は24-48時間後にはやけどとなった。被曝後2-3週間目には脱毛も見られた」などと島民に起こった放射線被曝の急性障害の様子を書いている。

そしてAECは被曝した島民の長期的な健康調査を始めるため、放射能汚染のひどいロンゲラップ島の住民を米国にとって便利の良いマーシャル諸島の首府のあるマジョロ環礁に移住させた。しかし、肝心の島民には、調査の目的も、かれらが受けた被害の全容についても、まったくまともに教えないという態度に終始したのである。AECの目的はあくまでも被曝島民の研究であって、決して治療でも看護でもなかった。

のちに島民の調査はブルックヘブン国立研究所の手に移るが、その1981年報告によると、核実験による被曝と、小児の病気との因果関係を認めざるを得なくなっている。移住前のロンゲラップ島でビキニ水爆実験当時10歳以下だった子供22人のうち、17人もが甲状腺の病気にかかっているからだ。統計上、因果関係を否定することはもはや不可能な水準まで、島民の健康が悪化しているということでもある。水爆実験当時の急性障害ばかりでなく、晩発的障害、後障害も確実に島民の健康をむしばんでいるのだ。

水爆実験による死の灰に含まれたヨウ素131が、発育盛りの子供たちの甲状腺

に取り込まれ、成長ホルモンを分泌する機能を壊してしまったのである。

Ⅲ・4 島民の再移住

米国側がいかにマーシャル諸島の住民のことをいい加減に考えていたかを示す格好の例がロンゲラップ島の人々の不幸である。

ビキニの水爆実験の際、この島には、雪のようなサンゴ礁の破片が降り注ぎ、一面に積もった。それは水爆の爆発によって上空に噴き上げられ、放射能を帯びて、島に舞い降りてきたのである。

やがて激しいおう吐や脱毛など放射線被曝の急性障害に襲われた島民は、米国が差し向けた艦船に収容され、放射能に汚染された島を離れた。

そして三年後。米国による「安全宣言」により、島民は故郷に戻った。島民の1人、ネルソン・アンジャインさんは言う。「3年間、留守にしていたが、無人の島はなにも変わっていないように見えた」。

しかし、放射能という目に見えない「ポイズン（毒）」（島民は放射能のことをこう呼ぶ）が、島全体を覆い、島民の健康をジワジワとむしばみ始めていたのだった。

ヤシの実や、木の根、島民が好んで食べるヤシガニ…。食物はことごとく放射能に汚染されていた。そのポイズンは、食物連鎖で島民の体の中に入り込んで、健康を害していった。

それからおよそ9年。島民に甲状腺障害や白血病などが増え始める。米国は少し遅れてようやく放射能による汚染との因果関係を認める始末。治療が必要な島民は不安を胸に、米国やハワイの医療機関に送られた。障害児の出産、原因不明の子供の病気などが跡を絶たない。不安にかられている島民たちは、放射能のせいに違いないと固く信じている。

そしてついに米国は1985年、ロンゲラップ島は放射能汚染がひどいため、人が住めないことを宣言。島民は再び、移住を余儀なくされた。

その年の5月、300人の島民は国際的環境保護団体グリーン・ピースの差し向けた船「レインボー・ウォリアー」に家財道具や家畜を積んで乗り込み、190キロ南の無人島メジャトへ移った。島民がロンゲラップ島へ戻った1957年から数え

て28年。島民は不必要的放射能汚染にさらされ続けたことになる。米国の初期の汚染調査がしっかりしたものなら、避けられた被曝を島民は強いられたのである。

III・5 補償

マーシャル諸島の核実験被害は、米国も否定できないところまで追いつめられたため、米国政府による補償が行われている。同じ太平洋地域の核実験被害でも、一貫して仏領ポリネシアでの放射能の影響を否定し続けるフランスのケースとは大違いである。

これまでに補償されたケースは、ロンゲラップとウトリクで被曝した島民に対して1964年、1人当たり14,000ドルが支払われた。このうち、甲状腺障害を起こして手術を受けた29人に対しては25,000ドル、白血病で死亡した1人の青年の遺族には1978年に10万ドルが支払われている。

しかし、こうした大金が被曝の代償とはいえ一部の島民に支払われることによって、マーシャル諸島の人間関係も多少複雑な面を持つようになる。

多額の補償金を受け取った島民に対する他の島民の妬みにも似た感情は隠しきれない。

また、被曝した女性はその補償金を目当てにした男からよくモテるとう話も聞いた。広島では被曝した女性への結婚差別などが問題になったことがある。そして現在でも被曝二世への差別は否定しきれない。そんな広島と比べると、まったくなんともい難い現実である。

IV. アトミック・キワイ

IV・1 英国の核実験

第2次世界大戦では、米国と共同して原爆を開発した英国だったが、戦後は米国の「原爆独占政策」への転換により、独自の核開発の道への乗りだした。1953年からかつての植民地オーストラリアで大気圏の原爆の実験を12回実施した。

しかし、原爆実験への国内的、国際的批判が高まるにつれ、オーストラリアで原爆よりもさらに規模の巨大な水爆の実験は、実施できない状況に追い込まれた。

そこで、米国がマーシャル諸島、フランスが仏領ポリネシアに目をつけたのと

同じ発想で英國は、当時の植民地だったクリスマス島と、その南のモルデン島に核実験場を建設することに踏み切った。

英國は1957年5月から7月までに、モルデン島で3回、1957年11月から1958年9月までにクリスマス島で6回の水爆を爆発させた。

この実験の際、英國はニュージーランドの海軍兵を要因として従事させている。その数は585人。英國海軍の補助として、危険水域でのパトロールと、気象観測をするのが主な任務だった。

IV・2 人体実験の疑問

ニュージーランドを訪問した私は、IPPNW ニュージーランド支部のメンバーの紹介で、英國の水爆実験に従事した一人の水兵にあった。ツリ・ブレイクさん。マオリ族の出身。被曝したニュージーランド兵士を国鳥のキウイにちなんで「アトミック・キウイ」と呼ぶ。

彼が立ち会った水爆実験は、1958年4月28日に行われた。クリスマス島の40キロ沖合に停泊した軍艦に乗船。実験の直前、機関士だったブレイクさんら3人は甲板に上がるよう命じられ、上がってみると今度は放射線を測定するガイガー・カウンターを首に付けられた。手袋も放射線防護服もなしのままである。

そして爆発直前、後ろを向くよう命令が出た。それから14秒のカウント・ダウン。再び命令に従って振り向くと、真っ赤な火球がオレンジ色に変わり、やがてきのこ雲に。爆発音がとどろき、衝撃波に見舞われるうちに、今度は土砂降りの雨がブレイクさんらの軍艦を襲った。

ガイガー・カウンターは危険を告げている。しかし船長は「気にするな」と、そのままの状態でいるように指示した。ブレイクさんがこの実験を「人体実験」だったのではといまだに疑っているのは、このときの体験が強烈だったからにはかならない。

ブレイクさんは1961年に退役したが、その後体調がすぐれない日々が続く。精神状態が不安定で、仕事についても長続きしない、という。

実はブレイクさんの存在を知り、支援に動いている医師がいる。IPPNW ニュージーランド支部のグラハム・ガルブランセンさん（オークランド在住）。グリーン・ピースのメンバーでもある熱心な反核活動家である。

彼は産婦人科と小児科の開業医だが、ブレイクさんの精神状態は広島の「原爆
プラプラ病」と、共通点があるのではないかと考えている。

そして、ブレイクさんと共に、英国の水爆実験に参加したニュージーランド
兵の健康調査を進めている。

主に、国防省の資料を調べたり、水兵らの体験談を聞いて回るなどしている。
それによると、がんや白血病で退役後、死亡した例が直感的には一般よりも多い
傾向ある、という。

そして、ブレイクさんらの努力が実って、ついに国防省も被曝した可能性のあ
る水兵らの健康調査に乗りだした。

N・3 健康調査の結果

国防省の以来でウェリントン医学校のスタッフが1990年5月に英國の医学雑誌
「プリティッシュ・メディカル・ジャーナル」に調査結果を発表した。

概要を紹介すると、消息がつかめた元水兵528人と、比較対象のために選んだ
被曝した可能性のまったくない元水兵1504人について、がんによる死亡率と、が
んの発生率を調べた。

がんで死亡したのは、被曝水兵は70人、非被曝水兵は179人。これにニュージー
ランドでのがん発生率やがんの死亡率などを加味して検討すると、若干被曝水兵
の白血病は核実験によるかもしれない、ということまでしか、言えないという。
それは調査した数が少ないため、統計上、明確な結論を導き出すには、難しい。

今後のさらに詳細な調査を待たなければならない。

それにつけても、ニュージーランドの元水兵の健康問題は、早くから調査に乗
り出していくれば、もっと詳しいことが分かったはず。長い間、放置してきたため
に、いざ調査しようとしても、詳しいデータが手に入りにくい状態になっている。

ニュージーランドに限ったことではないが、核による被害の救済を遅らせてい
る原因を、ここでもまた指摘することができる。

そして最後に、クリスマス、モルデン両島や、周辺の島々の島民の健康の問題
では、まだなんらまともな科学的調査、実証的報道もなされていないことを申し
述べて今後の課題とする。

[篠井和夫]

VII プロブレマティーケとしての太平洋：平和研究の課題として

太平洋の小さな国ぐににも、冷戦の崩壊のさきがけともいいうような政治的自立や脱核化を求める出来事がここ3、4年のあいだ相次いでおこっている。たとえば、1987年、斐济でのクーデターとそれに続く一連の憲法改正の動き、88年には、ニュー・カレドニア独立をめぐる国民投票や西サモア、パプア・ニューギニアでの政権交代、89年ニュー・カレドニア分離独立運動指導者のたび重なる暗殺、さらには90年に入ってから生起しているパプア・ニューギニアでの軍事衝突とブーゲンビル島の独立宣言、非核憲法をもつベラウ共和国とアメリカとの自由協定締結の賛否を問う国民投票の実施、さらにはフランスによる斐济への軍事援助などがそれである。それらはいずれも、「東欧革命／脱冷戦革命」にも通底した政治的自立をめぐるうねりそのものである。

このような動向と不可分に、冷戦の崩壊とは裏腹な関係におかれたアジア太平洋地域でも最近ようやく、アジア太平洋地域安全保障のあり方、さらには信頼醸成措置構想といったものがソ連、オーストラリア、カナダ、韓国によって提案されはじめている。しかし、これらはいずれも、欧州をモデルとした安全保障協議機構構想なるものが中心であり、「平和の配当」としての色彩が濃い。しかも、その内容は、核被害者である太平洋島嶼民が希求する非核化とは程遠いものである。

ともあれ、アジア太平洋における安全保障見直しの機運の高まりと同時に、南太平洋島嶼民の非核と自立の要求が真に実現可能なものにするための方策が検討されなければならない時代になった。その第一歩としてまず、南太平洋島嶼先住民のもつ内発的土着的な安全保障觀にしめされた、いわば「民衆の包括的核実験停止条約」の締結をはじめとする民衆主導型の安全保障と人権構想実現が急務であると考える。さらに、当該地域の平和地帯化構想は、パシフィックをベースンとして、先住民のネットワークが内包する歴史的伝統的内発的側面からの掘り起こしが必要であろう。その意味では、今回国際研究共同プロジェクトとして本研

究がおこなわれたことの意義は大きい。しかし、本研究はその端緒についたばかりといえ、国際共同研究を今後さらに推進していくうえでも、当該地域におけるネットワークをさらに拡大する必要がある。

これまでの研究経過を今後に残された課題にも言及するかたちでまとめれば、およそつぎのようになろう。第1に、三つの研究対象国・地域はいずれもクーデターや暗殺事件を経験し、政治的にデリケートな状態に現在もあり、それとともに現地の人びとを担い手とする自立化・非核化の動きも内部分裂や再編の問題に直面していることが具体的に調査された。

その結果、そうした困難の生起のしかたが（旧）宗主国・先進国との関係の違いによって、一定の相違をしめしていることが明らかになった。たとえば、いまだフランスの植民地下にあるニュー・カレドニアのばあいには自立化を展開していくなかで、フランスとの関係をどのように構築すべきかをめぐって、その動きが分極化する傾向が明らかになった。その背景には植民地経済をある程度継承しながら、徐々に自立化をめざす方が現実的であるとする考え方と、自立化はその根本的な転換なくしては不可能だとする自立観をめぐって先住カナキ族内部での相克がみられる。

このような状況は、正しく同地域の経済が完全にフランスによって支配されているがゆえに生じると考えられる。その意味ではベラウ共和国のばあいも同様な様相を呈しているが、ニュー・カレドニアのばあいと大きく異なるのは、ベラウの自立化の動きのばあいには宗主国との関係を完全に断つことが自立化であるとする見解が見られない点である。この点はアメリカとフランスの統治政策の相違に求められるかもしれないが、現時点では明らかではない。

以上の二ヶ国・地域にたいして長いあいだの植民地化のもとで、政治は先住フィジー系住民、経済はインド系住民という機能分割が続けられてきたフィジーでは政治的独立に貢献した前者が植民地経済構造をそのまま温存するかたちで、独立が達成されたために、政治的独立の時点ではどのようなかたちで経済社会の自立化を進めるかについての国内での争点が希薄であった。

自立化の動きは、対外的な関係（外資や援助など）を媒介しながら、開発過程で複雑さを増したのであり、その背景には双方の民族集団のなかでその過程に

参加して分け前に与かることができる者と出来ない者との分化が進行している実状が関係しているものと思われる。

換言すれば、前二者では自立化の方法・戦略が争点となっているのにたいして、フィジーのばあいには上層部にとっての自立化と下層民にとっての自立化との乖離が大きな問題になっているといえよう。したがって、三ヶ国・地域において類似した政治的事件が生起しているとはいえ、その構造と意味づけはかなり異なる点が析出されたといえる。この点は、在来の概論的な研究・調査が立ち入ることのなかった論点である。

第2に、しかしながら現地への訪問・調査によって気づかされたのは、自立化の動きの内発性とそのトランスナショナルな動き、連携である。この点を上記の視点と絡めながら考察してみると、つぎのように推論できる。すなわち、当該地域の自立化への希求は、近代的西歐的な陸地をベースとした国家からなる国際体系観とはおおよそ無縁の海をベースとした世界を背景にしたものであり、それゆえに、はじめからトランスナショナルな志向を有するものであった。それは、当該地域が宗主国に違いはあれ、植民地としての歴史を共有することによって刺激・強化され、ますます内発的にトランスナショナルな性格を濃くした。

だが、その一方で自立化は国家を単位としなければ認められないとの認識が外部世界からの拘束条件として立ちはだかったために、その条件を受け入れる過程でどのような自立的な国家像のもとで、国家を建設するかをめぐって国・地域内で政治的闘争が引き起こされ、そうした本来的に内発的にトランスナショナルな動きが複雑な様相を呈するにいたったということである。ただし、この点は今後、さらに研究計画を練り直し、改めて実証的に裏付けをおこなって、より明確にしなければならない点といえる。

現地訪問・調査によってえられた第3の知見は、原住民のあいだでは、自立化の意識は非核化の意識と表裏一体の関係にあるということが改めて確認されたことである。とりわけ、自立化を含意しないような非核化は受け入れられないとの認識が根強い。これは先住民の生きる権利として、あるいは先住民族の人権問題としての非核と自立であることをしめしているといえる。この点は今後さらに作業をつめる必要がある。

しかし、たとえばアメリカとの自由協定を前提とした、あるいはそれを見込んだ経済運営にとってかわって、いかなる自立化の道があるかを模索する動きが、とくにペラウの婦人層や教会を中心とした運動が現われはじめていることは、注目すべきことであり、今回の大きな成果のひとつといえる。もちろん、こうした動きが今後どのような命運をたどるかをみきわめる必要があることは言待たない。

そして、こうした運動がもつ特徴は他の国・地域でも確認されたように、きわめて内発的であり、かつトランスナショナルな広がりをもったネットワークを有していることである。こうした観点からの分析が今後の大きな課題として残っている。また、本地域に限定された課題としては、その経済構造と旧来からの伝統的な首長制とのからみの分析、経済的自立化を達成しうる域内の経済基盤はなにかの見極め、政治的リーダーシップないしはカリスマ的な指導者の登場経路の分析などが今後の研究課題といえる。

ところで、本研究課題にそくして国際共同研究を進める過程で、今回知りえた大学間、研究者間ネットワーク形成にとって不可欠な当該地域の研究動向をあわせて言及しておこう。こうした点も、アジア太平洋の平和研究の推進にとって不可欠な視点である。

ここでは、アジア太平洋にかかる平和の問題について隣接する地域、とくに、オセアニアの主要な研究機関（主に大学を中心とした）ではどのような取り組みがなされており、「現実主義」的グローバリズムにかかるオルタナティヴ・グローバリズムの先駆けをなす学問運動が展開しているかを概括的に述べ、太平洋がまさにフロンティアからプロブレマティックとしてのそれに変貌しようとしている現状の一端を紹介する¹⁾。

オーストラリアの平和研究の中心的な役割を担っている大学を『世界教育年鑑 World Learning 1989年版』から拾いだせば以下の通りである。

オーストラリアにある主要な大学22校のうち、大学院までを含んだ平和・紛争研究講座を有しているのは4校（オーストラリア国立大、ディキン、ギリフィス、ニュー・サウス・ウェールズの各大学）である。しかし、実際にはこの4校以外にも、多くの大学や地域の研究所で平和学は普及している。たとえば、キャンベ

ラ高等教育カレッジ、ニューイングランド大教育学部、カルヴァンズローブキャンパス社会学部、南オーストラリア高等教育カレッジ、クイーンズランド大行政学部、モナッシュ大歴史学部、政治学部、RMIT カレッジ、ラ・トローブ大政治学部、教育学部、フリンダーズ大社会科学部、ウォロンゴン大科学技術学部、クイーンズカレッジ、カトリック教育カレッジ、マッカリ大、メルボルン大、クイーズ大、シドニーダ行政学部など数多くの大学で多彩な平和学が展開されている。また、1990年9月より、西オーストリア大学に新たな平和研究センターとして、インド洋平和研究センターが設立されることになった。

本節では、とくに日本の平和研究にとって必要不可欠とされるような特徴的で、かつ研究ネットワーク形成の中心的でもある2、3の研究機関についてのみ言及する。

まずははじめに、なによりも日本に馴染みのある研究所は、アンドゥルー・マック教授が所長をつとめるオーストラリア国立大学平和研究センターである。この研究所は、国際関係学部に所属する研究者8名から構成され（すべて国際政治学者である）、オーストラリアにおける平和研究の中心的な位置を占めている。

1989年度には「核時代における平和と安全」を主要な講義テーマとした大学院で、核抑止論批判、軍縮、オルタナティヴな安全保障論、文化とミリタリズムなどの講義がおこなわれている。そして、講師陣にはロビン・ラッカムなどの客員教授が含まれており、文字どおり国際的な研究機関でもある。

また、この研究所は、定期的にモノグラフやワーキングペーパーなどを出版しているが、最近では『太平洋研究』誌を公刊している。この研究所の特徴は、なによりもその構成メンバーからしてもわかるように、国際政治学を中心に据え、核問題についての広範な論陣をはっていることであろう。

一方、ピーター・キング教授が所長を務めるシドニー大学平和・紛争研究センターは、行政学部を中心とした少人数の研究者によるワーキング・グループからなっている。

この学部での講義（平和学）内容は、「太平洋は日本の、あるいはアメリカのレイク（湖）か？」からはじまり、太平洋をめぐる核戦略にいたるまで、アジア太平洋問題を多角的に検討していることを特徴としている。また1989年から大学

院コース（国際研究）が新設され、太平洋問題を中心に据えた平和研究が展開されはじめている。このほか、さまざまなセミナーを（それも1年間に約20回を数えるほどである）積極的に開催していることも、この研究所の特徴である。

メルボルンから汽車で約2時間ほどの郊外にディキン大学がある。この大学の社会科学部では、国際政治学の一部に紛争管理（conflict management）論が含まれており、世界各地域の紛争（たとえば、アラブ＝イスラエル、フォークランド、インドシナ、中米、アフリカなど）を事例研究として取り上げているほか、発展途上国の開発問題、とりわけNGO研究講座が設けられていることが特徴的である。

この開発研究講座は、大学院レベルまで整備されており、とくにNGO研究は他に類を見ないほどの事例研究の豊富さを誇り、また、よく整備されたリーディングスには他の追随を許さないものがある。このことは、日本で最近にわかつて論議の俎上にあがっている国際開発学部や大学院構想の多くがODAに群がるばかりで、その内実を問うようなカリキュラムをもたない状況とは対照的である。

最後に、平和学の制度化にむけての地道な努力として忘れてならないものに、ラ・トローブ大学の平和研究センターによる『学際的平和研究』誌の創刊がある。こうして、オーストラリアの平和研究が世界的な研究ネットワーク形成に貢献していることは見逃し難い。

他方、ニュージーランドの平和研究は、ロンギ労働党政権の非核政策と相乗的な展開をみせているところに特徴がある²⁾といえる。たしかに、ロンギあるいは労働党政権下での平和研究の隆盛、とりわけ大学や民間団体による研究、運動、教育の発展は著しく、社会各層からなる学問運動としての平和学の層の厚さをしめしている。

その一例として、たとえば、民間の平和団体である平和研究財団、平和運動アオテアロア（ニュージーランド）、パシフィック・コンサーンズ・リソース・センター、グリーン・ピースや第三世界ショップ活動としてのトレード・エイド運動など、全国的な広がりをもった諸運動体がある。

くわえて大学では、カンタベリー、ピクトリア、ワイカト、オークランド、リンクアーン、マセイ、オタゴ大といったすべての国立大学に平和研究ないしは平和教育関連講座がおかれている。そのなかでもオークランド大学の平和研究セン

ターは傑出した存在といえる。物理学者であるロバート・ホワイト教授が所長を務めるこの研究センターは1988年に設置された。そして、この研究センターの活動を特徴づけているのは、なによりも所長の手になる世界の原潜寄港データの蓄積と分析である。その内容は目を見張るものがある。また、この研究センターは、『パシフィック・イシュー』というニュースレターを定期的に出している。そしてこの研究センターは、学内のいくつかの学部にまたがった平和研究講座を統轄する役割をもった8名の研究者からなっている。

最新の調査報告によれば³⁾、ニュージーランドにおける平和研究の焦点は、人類学、教育、地理、マオリ族研究、国内政治、女性学、社会学といった国際・国内社会集団における暴力の原因／結果にかんする研究が圧倒的であり、ついで、教育、法、心理学といった個人にかかわる紛争解決の方法研究が、さらに、広範な国際関係における暴力の解明がそれに続くのである。それゆえに、民間団体であるNZ平和研究財団のように、国際的な紛争解決研究から学校における紛争解決研究までを網羅する幅広い活動をするところもあるくらいである。

つまるところ、オセアニアの平和学は、その政治的地理的環境からして、おのずからアンザス同盟問題を中心とした核－非核問題を最大の焦点としており、関心事としてきていている。これがまたこの地域の平和学を特徴づけている。だからこそ、オセアニアの平和学は、この80年代に入って急速に進展し、しかも、その裾野はきわめて広いものとなったといえる。また、主要大学における平和学の制度化は、すでにみたように、その講座数の増大だけではなく、専門研究施設の増加にもみてとれよう。それも大所帯の平和研究センターではなく、きわめて小人数からなる研究施設であることも明記しておきたい。

反面、オセアニアの平和研究が今後果すべき課題も多いといわなければならない。それは、これまでの平和学が軍事同盟にまつわる諸問題を中心としたために、太平洋諸国のマイクロ・ステートの自立問題、さらには、小規模ながらも非資本主義的な生存経済をささえる人びとの生活圏、なかでも海と共生している先住民族問題が等閑視される傾向にあったことである。

こうした問題を取り込んだ平和学がいま急務であり、不可避とさえなってきて いる。とくに、マイクロ・ステートにすむ人びとの世界観がトランスナショナル

なネットワークからなっていることからみても、軍事基地もなく、核被害もない環境と経済的非植民地化をめざす研究は重要である。それには、当然のことながら環太平洋研究から太平洋地域圏（basin）研究への視座の転換⁴⁾が必要であり、また間雲に援助増強を訴えるような地域開発論とは無縁な太平洋圏研究が平和学として確立されなければならないのである。そのためにも上記のような研究諸機関との密接な研究ネットワークの確立、新たな研究課題としてのマイクロ・サイト論や〈陸〉から〈海〉への平和学のパラダイムシフトといった課題を少なくとも隣接する日本やオセアニアの平和研究者双方が担わなければならぬのであり、その責務は重大であるといつても過言ではなかろう。

註

- 1) もっとも網羅的にオセアニア地域の平和研究の動向を知るには、つぎの文献が有用である。Di Bretherton, Robin Burns, Glenis Davey, Herb Feith, St Jhon Kettle and Gavin Moutjoy (ed.), *Peace Studies in Australia and New Zealand: A Guide to Tertiary and Community Courses*. Australia National University. 1989. また、国際関係論一般については、V.Kubalkova and A.A.Cruickshank, "The Study of International Relations in the South Pacific," *Australia Outlook*. Vol. 41. No. 2. 1987. pp. 110-129がある。なお、本稿は、拙稿「オセアニアにみた平和学」日本平和学会編『平和研究』第15号、1990年に加筆修正したものである。
- 2) この点についてはつぎの文献がさしあたり参考になる。浦田賢治「非核地帯・軍縮法をめぐる法的論点：ニュージーランドの実験」和田英夫教授古稀記念論集刊行会編『戦後憲法学の展開』日本評論社、1988年、427-442頁；同「非核地帯・軍縮法の成立：ニュージーランドの実験」杉原泰雄、樋口陽一、浦田賢治、中村睦男、笠川紀勝編『平和と国際協調の憲法学』勁草書房。1990年。233-250頁；高畠通敏『私のオセアニア紀行』潮出版社、1989年、209-220頁。
- 3) Ian McNicol, *The State of Peace Studies in New Zealand Tertiary Institutions*. PACDAC. Wellington. 1990.
- 4) その試みのひとつとして国連大学のつぎの文献がある。Ranginui Walker and William Sutherland (ed.), *The Pacific: Peace, Security & the Nuclear Issue*. UNU, Zed Books. 1988.

〔佐藤幸男〕

VIII. 参考文献

以下に掲げる参考文献は、本研究課題「南太平洋島嶼国の非核化と自立化」に関連する文献を中心とし、かつ本研究をまとめるにあたって各研究者が利用したものからなっている。したがって、ここに掲載されている文献類は、アジア・太平洋マイクロステート研究会ならびに広島大学平和科学研究センターが基本的に所蔵しているものである。そのなかから邦文を除いてまとめられている。もちろん、本研究は平和研究の一構成領域であることから、今後とも継続して関連文献の収拾にあたる所存である。

1. 単行書（邦文文献は除く）

- Ahmad, Eqbal, *Political Culture and Foreign Policy: Notes on American Interventions in the Third World* (Institute for Policy Studies, 1980).
- Aldrich, Robert, *The French Presence in the South Pacific, 1842-1940* (Mac-millan, 1990).
- Alley, Roderic (ed.), *Alternatives to ANZUS*, Vol. 2 (The New Zealand Foundation for Peace Studies, 1984).
- Anthony, Ian. *The Naval Arms Trade* (SIPRI Strategic Issue Papers) (Oxford U.P. 1990).
- Baxter, Michael W.P., *Food in Fiji: Aspects of the Produce and Processed Foods Distribution Systems* (Centre for Applied Studies in Development/ Univ. of the South Pacific, 1977).
- Campbell, Ian. *A History of the Pacific Islands* (UNIV. of California Press. 1989).
- Camilleri, Joseph A., *The Australia New Zealand US Alliance: Regional Security in the Nuclear Age* (Westview, 1987).
- Chough, Dong Yul. *Japan and Asian Pacific Regional Integration: A Test of Economic Dependence Theory (1950-1980)*. (The Catholic University of America Ph. D. dissertation. 1987).
- Clements, Kevin, *Back from the Brink: The Creation of a Nuclear-Free New Zealand* (Allen & Unwin/ Port Nicholson Press, 1988).
- Connell John (ed.), *Migration and development in the South Pacific*. (National Centre for Development Studies, Pacific Research Monograph No. 24.), (The Australia National University. 1990).

- Crocombe, Ron, *The Pacific Way: An Emerging Identity* (Lotu Pasifika Productions, 1976).
- Crocombe Ron. and Ahmed Ali (ed.), *Foreign Forces in Pacific Politics*. (USP. 1983).
- Cunha Derek da, *Soviet Naval Power in the Pacific*. (Lunne Rienner Pub. 1990).
- Dornoy, Myriam. *Politics in the New Caledonia*. (Sydney U.P. 1984).
- Falk, Richard, *Nuclearism and National Interest: The Situation of A Non-nuclear Ally* (The New Zealand Foundation for Peace Studies, 1986).
- Fenton Thomas P. and Mary J. Heffron (ed.), *Asia and Pacific: A Directory of Resources*. (Zed Books. 1986).
- Firth, Stewart, *Nuclear Playground* (Allen & Unwin, 1987).
- Galtung, Johan. *Peace and Development in the Pacific Hemisphere*. (UNIV. of Hawaii Institute for Peace. 1989).
- Ghai, Yash H. (ed.), *Law, Government and Politics in the Pacific Island States* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1988).
- Goetzfridt, Nicholas J. & Wuerch, William L., *Micronesia 1975-1987: A Social Science Bibliography* (Greenwood Press, 1989).
- Gourevitch, Peter A. (ed.), *The Pacific Region: Challenges to Policy and Theory* (Sage, 1989).
- Grove, Eric. *Maritime Strategy and European Security* (common security studies No. 2.). (Brassey's (UK). 1990).
- Haas, Michael, *The Pacific Way* (Praeger, 1989).
- Harkavy, Robert E. *Bases Abroad: The Global Foreign Military Presence* (Oxford U.P. 1989).
- Hoadley, Steve. *The New Zealand Foreign Affairs Handbook*. (Oxford U.P. 1989).
- Hooper, Antony et al.(eds.), *Class and Culture in the South Pacific* (Institute of Pacific Studies/ University of the South Pacific & Centre for Pacific Studies/ University of Auckland, 1987).
- Howard Michael. C. (ed.), *Etnicity and Nation-building in the Pacific* (UNU. 1989).
- Institute of Pacific Studies (ed.), *In Search of a Home* (USP. 1987).
- King, Peter et al., *Beyond Deterrence* (Centre for Peace & Conflict Studies/ University of Sydney, 1989).
- Kissling, Christopher C. (ed.), *Transport and Communication for Pacific Microstates: Issues in Organisation and Management* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1984).

- Lal, Brij V., *Power and Prejudice: The Making of the Fiji Crisis* (New Zealand Institute of International Affairs, 1988).
- Langdon Frank C. and Douglas A. Ross, *Superpower Maritime Strategy in the Pacific* (Routledge, 1990).
- Larmour, Peter et al., *Foreign Forces in Pacific Politics* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1985).
- Linnekin Jocelyn and Lin Poyer (ed.), *Cultural Identity and Ethnicity in the Pacific* (UNIV. of Hawaii Press, 1990).
- Maas, Jeannette P. & Stewart, Robert A.C. (eds.), *Toward A World of Peace: People Create Alternatives* (Univ. of the South Pacific, 1986).
- Mack A. & P. Keal (ed.), *Security & Arms Control in the North Pacific* (Allen & Unwin, 1988).
- Martin, Alan et al., *Modern Communications in the South Pacific* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1987).
- Mathieu, Jean-Luc, *La Nouvelle-Calédonie* (Presses Universitaires des France, 1989).
- Muma, Patrick A., *Imperialism: A Theoretical Framework from a Third World Perspective* (SSED Working Paper, No. 8) (School of Social and Economic Development/ Univ. of the South Pacific, 1987).
- Naidu Vijay, *The Violence of Indenture in Fiji* (Fiji Monograph Series. No. 3. USP. 1980).
- Narayan, Jay, *The Political Economy of Fiji* (South Pacific Review Press, 1984).
- Neemia, Uentabo Fakafo, *Cooperation and Conflict: Costs, Benefits and National Interests in Pacific Regional Cooperation* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1986).
- Oliver, Douglas L. *The Pacific Islands* (UNIV of Hawaii Press, 1985).
- Overton John (ed.), *Rural Fiji* (USP. 1988).
- Petersen, Ib Damgaard, & Smoker, Paul, *The Fear Trap* (Institute of Political Studies/ Univ. of Copenhagen, 1989).
- Prasad, Satendra (ed.), *Coup and Crisis: Fiji-A Year Later* (Arena Publications Association, 1988).
- Pugh, Michael C., *The ANZUS Crisis, Nuclear Visiting and Deterrence* (Cambridge University Press, 1989).
- Rajotte, Freda et al., *Pacific Tourism* (Institute of Pacific Studies/ Univ. of the South Pacific, 1980).
- Ravenhill, John (ed.), *No Longer An American Lake?* (Alen & Unwin, 1989).

- Ravuvu, Asesela Drekeivalu, *Development or Dependence: The Pattern of Change in a Fijian Village* (Univ. of the South Pacific, 1988).
- Rhee S. Ghon and Rosita P. Chang (ed.), *Pacific-Basin Capital Markets Research* (Elsevier Science Pub. 1990).
- Robertson, Robert T. & Tamanisau, Akosita, *Fiji: Shattered Coups* (Pluto Press, 1988).
- Rollat, Alain. *Tjibaou le Kanak* (La Manufacture. 1989).
- Routledge, David (ed.), *Papers in Pacific History* (School of Social and Economic Development/ Univ. of the South Pacific, 1985).
- Sahlins, Marshall. *Islands of History* (The UNIV. of Chicago Press. 1985).
- Scarr, Deryck, *Fiji: Politics of Illusion* (New South Wales Univ. Press, 1988).
- Segal, Gerald, *Rethinking The Pacific* (Clarendon Press, 1990).
- Spate, O.H.K., *Paradise Found and Lost* (Routledge, 1988).
- Thaman, R.R. & Clarke, W.C. (eds.), *Food and National Development in the South Pacific* (Univ. of the South Pacific, 1983).
- Tow William T. and William R. Feeney (ed.), *U. S. Foreign Policy and Asian-Pacific Security: A Transregional Approach* (Westview Press. 1982).
- Walker Ranginui & William Sutherland (eds), *The Pacific: Peace, Security and the Nuclear Issue* (United Nations Univ. & Zed Books, 1988).
- Waring, Marilyn, *War-The Foundation of the World's Economy* (The New Zealand Foundation for Peace Studies, 1987).
- Women Working for a Nuclear Free and Independent Pacific, *Pacific Paradise, Nuclear Nightmare* (CND Publications, 1987).

2. 雜誌，機關誌類

Interdisciplinary Peace Research (Institute for Peace Research/ La Trobe University)

Journal of Pacific History

Journal of the Pacific Society

Journal of Pacific Studies (School of Social and Economic Development/ Univ. of the South Pacific)

FANG News (Fiji Anti-Nuclear Group)

Neptune Papers (Greenpeace)

No. 2 (Nuclear Warships and Naval Nuclear Weapons)

No. 3 (Naval Accidents: 1945-1988)

Pacific Impact

Pacific Issues (Centre for Peace Studies/ Univ. of Auckland)

Pacific Island Monthly

Pacific News Bulletin (Nuclear Free and Independent Pacific[NFIP])

Pacific Perspective

Pacific Security Report (Institute for Global Security Studies).

Pacific Viewpoint

Peace Dossier (Victorian Association for Peace Studies)

Peace Link (Aotearoa/ New Zealand Peace Movement)

Peace Perspective (Institute for Peace, University of Hawaii)

Peace Research Centre/ ANU Working Paper

No. 9 (Peace Studies: A Conceptual and Practical Critique)

No. 24 (France in the Pacific: A Tentative Analysis)

No. 29 (Confidence-Building in the North Pacific: A Pragmatic Approach to Naval Arms Control)

No. 30 (The New Zealand Nuclear Ship Ban: Is Compromise Possible?)

No. 36 (Arms Control in the North Pacific: Problems and Prospects)

No. 46 (The Australian Arms Trade: Patterns, Policies and Prospects)

No. 52 (Denuclearisation in Australia and New Zealand: Issues and Prospects)

No. 55 (Confidence-Building Measures for Asia/ Pacific)

No. 61 (Restructuring in the Global Economy: From Pax Americana to Pax Nipponica?)

No. 62 (France and the South Pacific: Problems and Prospects)

No. 63 (Fish Poisoning in the Pacific: A Link with Military Activities)

Report for the Pacific Islands Development Program (East-West Center)

Wellington Pacific Report

[作成：佐藤幸男／佐藤元彦]

